を薄く殘せども、月代は殊に大きやかに剃れり、共に額に角を入れて抜き、髱は茶筌髪に結び、若くは頭後に極めて簡畧に束ねたるのみにして、未だ髷といはん程の體はなかりき、また士分こそ絲組を以て髪を束ねたれ、庶人は紙捻、更に甚しきは藁科にて括りしのみ、從々武士の中には月代なく、髱せず、唯總髪を後に垂れ、または項部に切り揃へし散髪のものあり、總髪の額つきに十河額といふ髪のぬき樣あり、盛しこれも勇壯を衒ふ風なるべし、髪髱の黒くして漆の如きは武人の喜ぶ所なりしかば、これなきは不具なるほどに恥ちしこと、猶ほ前期の如く、唯髱髪の美ならんことを欲してこれを繕ひしかば、客店にまで常に書院鋏子といふものを燈草盆に添へて具へたり、下賤の輩も髭を剃らずして勇威を示し、假髭をかく、假髭は蠟を溶きて松脂に和し、伽羅油にて固め、これを紙捻にて耳より懸く、或は墨を以て髭の形を描きたるものあり、髱髪に頬髭、天神髱、備中髱、釣髱しやうが髭、奴髭等の種類あり、寛永年中、老者にあらざれば髱を存するを禁せしかども、行はれざりき、武人の齒を涅むる風は既にこの時代の初めに於て絶えたり、その頃既に辻角、橋際などには髪結床とて小舍を構へ、特に男子の髪を結び髭を剃るを職とするものありき。

また衣服の丈は裾長きを喜ばず、袖も短かやかにし、廣袖もあり、衣料は夏は麻、冬は木綿に限れり、その模樣は壯大なるを好めり、肩衣は幅八寸許狹くして襞なく、裃をかき合せて着く、概ね麻を以て製す、袴は縮低くして、共に革製を美服とせり、羽織は禮服となりて、

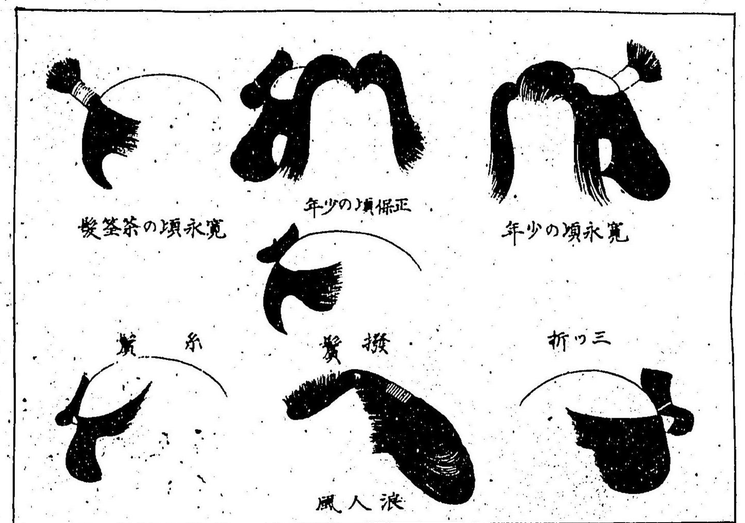

寛永時代の男髷

元禄時代の男髪

此時代の初めには革製木綿製等のものあり概ね短くして殊に蝙蝠羽織といふを喜びたり、また打裂羽織もこの頃よりありて武士の騎乗佩刀に便利なるものなり。足は革足袋を用ひ、繻小紋無地等いろ〳〵ありて、打紐とても刀脇指の兩刀を腰にし、更に奴僕に槍を持たしめ、侍を從ふ。花見遊宴に臨むにもまた斯くして、すべて從者奴僕の容姿秀美または剛壯なるを誇れり。武士の往來するには面を露すもの多く、また編笠を以て面を掩ふもあり、時には三尺手拭を以て鉢卷し、上下を穿ちながら股立取りて馬に乘るもあり。庶民は頬かぶりするもあり、頭巾をも被るもあり。頭巾に苧屑頭巾、山岡頭巾、投頭巾、奇特頭巾、帽額頭巾、丸頭巾、ともても頭巾、升頭巾、頭巾、岡崎頭巾などの種類前後に行はる。平民の帶刀もこの時代の初めには幕府の禁ずる所にあらざりき。

この時代の初世は斯くの如き勇壯殺伐なる風習なりしが、幕府はこれを矯めて、力めて剛柔宜しきを得せしめんと計りたりされど時人は競うてこの氣風を衒ひ、殊に男立といふものこれを發達せしめたり。深見十左衛門は俳人宗因が

名月や來て見よかしの額ぎは

と詠みしが如く、額を廣やかに抜き上げたるを、こぞりてもてはやせば、唐犬權兵衛の額付を喜びて唐犬額とて慕ふ。雁金文七が括りし髻結なりとて文七髻結の流行を來し、鉦鼡左衛門といふは背に南無阿彌陀佛といふ入墨をなして、世に誇りぬ。斯くの如き

江戸時代

江戸時代

伐なる風の社會に賞せられしかば、身分よき武士もこれに倣ひて月代を後に剃りなし、大刀を柄短かに挟みて、悶ざし、摑みざし、落しざしなどいふさし樣を喜び、袖ゆき狹き小袖を穿ち、よしやがりの步みやうをなして勇壯なりとすされば寬文の頃には立髮蟬をれ、擽鬢糸鬢手先さがり、大ばり、小張、唐大額、四角揩等の勇壯なる頭付行はれ、紺の布子に天鵞絨の半襟、羅紗の羽織に釘抜の具錄紋袴も金入に衣裝も切付といふことをなし、股立高く取りなして六法風といふ。また鎌と輪との模樣と「ぬ」の字とを染め出だして、水火をもかまわぬといふ氣象を示すなどは、勇壯を衒ふ者の好んで爲すところなりき。これより先き元和九年、幕府民庶に令して大額、大撫付、大剃さげ、下緣、大刀、長脇指、朱鞘、大鍔、大角鍔などを禁せしが、日を經るに從ひ漸く弛廢して、またかくの如き一層殺伐なる風を現じぬ。幕府こゝに於て承應三年及び貞享三年に男立、町奴を捕獲して、嚴かにこれを罰し、苛りにその氣習を矯正せしが、思ふべき所は却つて殺伐の風にあらず、幾くもなくその反動として妖艶優柔なる元祿風を現せしぞ是非もなき。

この時代の初期に於ける婦女の容儀服飾も、頭髮といひ服裝といひ頗る簡朴なりき。上流の婦女は髮髮をふかうざにして、垂髮を衣の下に着込み、上に袿衣を羽ひ、平民は前髮を眉の上あたりに切りて前さまに垂れ、髮たぼは出ださず、丸く束ねて襟の後にそなふ。大抵櫛笄を挿むこと少く、またその他の飾品もなし。外に出づるには多く面を掩ふ。上流の婦女は猶ほ被衣を用ひ、また下婢をして後より長柄の傘を擁かしむ。されども武士の

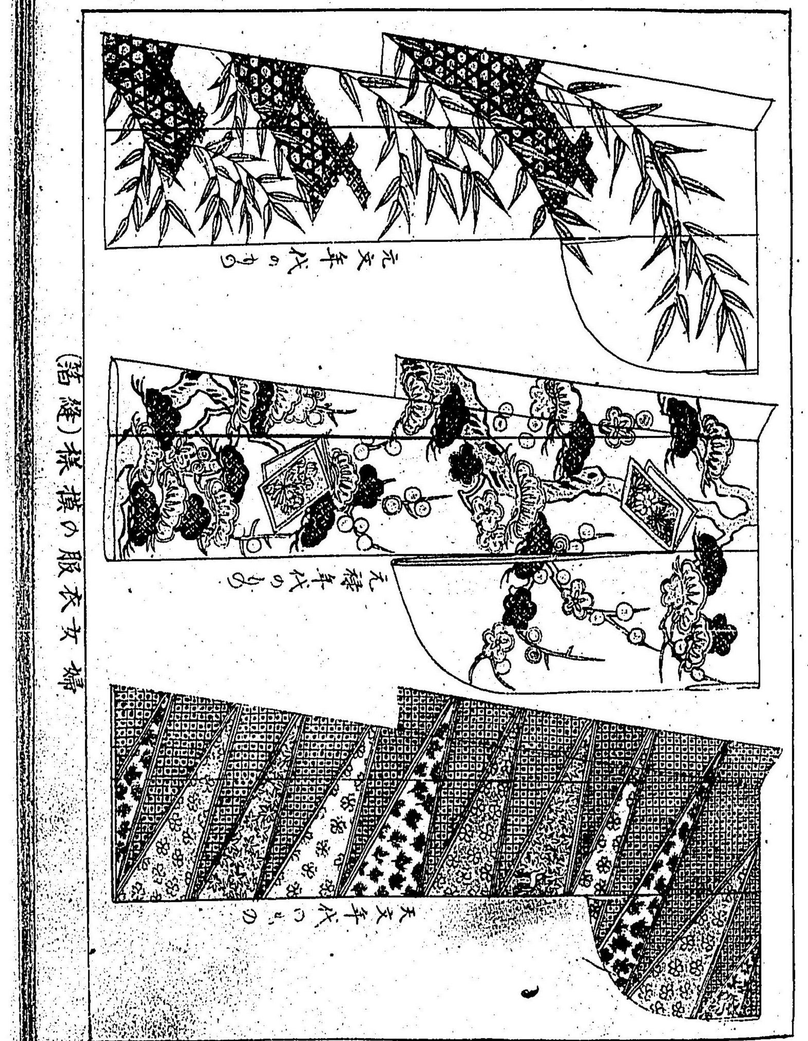

（諸繪）裸體の服衣女婦

妻女は多くは輿に乘りて、徒歩することなし、下流には覆面頭巾或は帽子を被り、或は三尺手拭を笠の下に着て肩に垂る、下婢は覆面被衣することなく、婦に從ふときは帶をかづけり。被衣はその後、京都には永く行はれたれども、江戸にては承應二年、浪人別木某等これを被りて女裝をなし、時の參政を刺して天下の變に乘せんと謀りしことありしより、禁せられたり。衣服も男子と共にその袖七八寸に過ぎず、染模樣も壯大なるを好み、格子、切石、石疊、大海松、滿寄、丸づくし、輪違等より花卉鳥蟲の華美なるを撰ぶ、また色染繼箔等あり。帶は金襴を美麗の極とし、黑地に梅櫻松なぞを所々に織りつけて、これを鉢の木の帶と名づけて倘べり、廣さ僅に二寸許、足袋は紫革を最上とす。禮服には地なしとて小袖の總身に金箔にて種々の紋樣を置きたるを最上とし、これを年賀、婚禮等盛儀の禮服となしたり。

元祿風　元和偃武の後は日々に泰平に赴きしが、これと共に上下遊情榮奢に耽り、上流社會の人猶ほ青樓に春夢を買はんと欲し、士人また戲場に入るを憚らず、男娼を聘してこれを寵す。嘗て勇壯殺伐の氣天下に滿ちたりしもの、貞享元祿の春に至りては、妖艷淫靡の氣氛に掩はれて、上下ともに色を資る男娼女妓の風に化せられたり、頽靡を生やして人に誇ることは、寛永の禁令後も猶ほ行はれたりしに、風俗の柔弱に移ると共に、何時しか廢れて、頰、頤、鼻の下までも殘なく剃りて女子の如くにし、甚だしきは男子にして齒粉を塗り或は眉を細く剃りつくるものあり。昔は要あつて起りしも、今は唯儀式的のも

のとなり了り、上下の如きは幅愈々廣くなりて、曾て八寸許なりしもの、今は一尺餘となりて、襞積を作り、羽織もたけ長くなり、小袖は裏を紅にし、或は紅の肌衣を袖口長にして手首を掩ふ。これより先き明暦の火災以後、革製の服裝の防火に適せるを發見してこれを實用し、一時需要甚だ多かりしかば、革の價大いに騰貴して、却つて革羽織革足袋の類を用ふるもの減少し、遂には全くその風絶ゆるに至れり。斯くて足袋は絹または木綿にて製したるものゝみ行はるゝことゝなりぬ。木綿足袋は肥前長崎の產を名品とす。また足袋には其底によりて、高麗ざし、うねざし、うんさい等の名あり。附掛といふは、足袋の底なきものにして、附上を履ふのみ多くは旅人遠行の際にこれを著けて草鞋を穿てり。

服裝の變遷は女子に於て殊に著しきを見る。此時代の初世に於ける婦女の服裝の簡素なりしことは、前に述べたるが如くなりしが、年を經るに從ひ、巧緻艷麗に遷れり。まづ垂髪を卷き上げて笄を以て留めしより笄髷を生じたり、これ等の稍々變化したるものに角ぐる髷、やる〳〵髷あり、前期の季よりは唐輪髷ありしが、此時代の初に至りて大いに行はれたり。寛永の頃唐輪を變じて兵庫髷といふを創め遊女なども喜びて結ひたりき。またその頃に島田髷あり、兵庫島田共に種類多くして立兵庫結び兵庫大島田、やつし島田、しめつけ島田、投島田、揚島田等あり、その他半すべらかし、五段髷、吹上髷、しんき髷、半笄髷、根細髷、鹿兒島髷等あり、就中笄髷と島田髷とは貴賤を通じて行はれ、笄髷は年閨けたる婦女、島田髷は妙齢の婦女の好んで結ひしところなり。この時既に前髪を前頂に結ぶ、

元禄時代婦女の髷

剃へ前髪立といふものを以てこれを高やかに立て、髷を鬢尻、鵜船様などとていたく後部に出だせるを喜べり。笄櫛は殊に艶美なるを撰び、象牙、玳瑁、黄楊等を材として、これに黒漆を塗り、また蒔絵を施すもあり、貞享元禄の頃、遊娼賤妓の二枚の櫛、三本の笄をさすことと行はれしかば、市井の婦女またこれに倣ふもの多かりき。額の髪際も種々に刷ふ。富士額、丸額、火塔口などの名あり、眉亦然かり、結婚後はこれを剃り落す風なりしが、少女の眉には鷺眉、胴眉、わすれ眉、覆眉、大形眉、崖立眉などあり、月の眉といひて細く三日月形に剃りつくるを最真とし、眉毛薄ければ墨をいる、これを繍といふ。公家の婦女は額に繍をつくることと古への如し。鉛粉を以て面を粧ふことも古へに變らず、此期の初め和泉堺の商人銭屋宗安、明よりこれを精製する法を傳へたり。また臙脂を以て頬及び唇を粧ひたり、頬を粧ふには鉛粉と交へてなす、これを頬紅と稱す。また爪紅とて指端を淡紅に染ひることあり。涅歯は男子には全く絶えたれども、婦女は成年の後これをなす。鐵漿は鐵を酒中に投じ、數月間も放置して化學的作用を起さしめたるものにして、これに五倍子末を和して歯に塗れば酸酸鐵を生じて黒色を呈するものとす。斯くの如く頭ばかりを粧ふにも種々の粧具を要せしかば、貞享頃の草子に

今世の女、昔なかつたことどもを仕出し、さりとは身のたしなみ道具種々なり。これに煙をつけて見しに、首筋より上ばかりにいる物十六品あり。まづ髪の油、髪つげ、長髪、小まくら、平髪結、忍、笄、結紐、指櫛、前髪立、臙脂、白粉、歯黒、鉄漿、もり頭巾、留針、浮世つ

ら笠、

なといへり、更に六十年を經て延享の頃には、頭より上を粧ふべき物二十餘品を數ふるに至れり。

婦女の衣服も實に日々に華奢に流れたるを見る、幕府は屢々驕奢を禁じたれども、錦繍、緞子、天鵞絨等の外産物を輸入するに從ひて、士民はこれを用ひ、また我國にても盛に製出するに至りて、衣服も次第に華美を競へり、小袖の袖も長さ一尺五寸程となり、振袖と稱して鈴を結び着け、歩を運ぶ毎に玲瓏たる聲を發する如くなす、袖縁にはくゝり袖といひて、殊に綿を厚く入れて、膨らかになしたり、帯も皆で巻物一幅の三つ割、四つ割を用ひしもの、漸く幅濶くなりて、概ね二つ割となり、長さも六尺五寸に限りしを、今は一丈二三尺となりて、これを胸高に幾重も腰に纏ふ、昔は前に結び目をなせしに、事皆容飾に流れ、幅廣なるを後に結びて、臀部を掩ふ爲めにす、故に後より望めば、腰に狙板をあてたる觀あり、また結び目の端を能く垂るゝやうにせんとて、鉛の鎭子をいるゝもありつき込帯として帯さきを結ばずして折込むことあり、これ解け易きを防がんとてなりまたその類に總帯あり、表裏を黒と白とにしたるを鯨帯または昼夜帯といふ、帯地には繻子、綸珍紋賀博多、小石織、薩摩織、市屋織、小倉織等あり、名古屋帯はこの時代の初めまで行はれたれども帯幅の廣きを喜びてより、廣れて用ひられざるに至れり、婦女の衣服は常に身長より長く製するが故に、帯の外に裏

元禄年代の婦女

に抱帯を締めてこれを裹げたり、時の時には麝香を納れたる匂袋を懐にして、芳香四邊に馥郁たらしめ、また袖鏡とて鏡、櫛、臙脂、鉛粉等を懐にし、風塵の烈しき日外出すれば幾度も髪をつくろひ面を粧ふ。衣服も一日に五六回更め着ること多かりき。

概するに貞享元祿の頃に至りては、何れの點に於ても奢美浮華に赴かざるはなく、男優女娼の風俗に影響せられしことまた多かりき。吉原の遊女胸肌を露はし、冬天にも往くに素足を以てすとて、一時市井の少女もこれに倣ひ、裾さばきをあらくし、一歩毎に脛を露はにするを艶なりといへり。男娼上村吉彌の帯の結びやう華奢なりといひて、吉彌結び世に流行し、また吉彌笠といふも行はる。澤之丞帽子といふは紫帽子の左右に鉛をつけたるものにして、狄野澤之丞が創作にかゝり、四角なる紫縮緬のきれの隅に錘をつけたるをやでん帽子といひて、俳優加茂川野鹽、水木辰之助の工夫に出でたり。また婦女の髷に勝山あり、これ湯女勝山の結びしに起れりといふ。宗十郎頭巾またその類なり。傳へ云ふ、是より先き寛永中、江戸神田堀丹後守の邸前に、町屋風呂ありて、湯女を多く蓄べ、傍ら色を賣らしむ、これに通ふ者皆容儀を華美に整へて來れり、これより男子の華美なる姿につくらふを、丹前風と稱したりき。斯くて風俗は年々に奢華に赴きぬ。延寶の頃京師の難波屋十右衛門、江戸の石川六兵衛共に奢奢を以て鳴る。六兵衛夫妻の京に上りし時、十右衛門の妻聞いて奢奢を競はんとて、緋縮子に洛中の勝景を縫へる小袖を着たるに、六兵衛の妻は黒羽二重に立木の南天燭の模様ある染小袖を着て洛東を徘徊したり。京

人皆難波屋が豪奢の優れるを賞せしに、料らざりき、六兵衛が妻の南天燭の實は珊瑚珠を縫ひ着けさせたるとて當時京人の讃歎せし所なりき。後延寶九年、將軍綱吉寛永寺に參詣せしとき、六兵衛一家の男女華美を裝うて其両傍を觀たりしに、綱吉其豪奢を咎め、江戸商人にあるまじき風なりとて、財産を没してこれを追放す。元祿三年には婦人の服の金紗縫鹿子等を用ふるを禁じ、一切珍らしき織物染物等を停止し、小袖表一反に二百目以上を用ふるを禁じ、また正德三年に婦女の衣服は小袖の表一具につき幕府の用に供するものは代銀五百目、萬石以上の用には四百目、その餘はすべて三百目を限り、それより高價の物は一切買ふ可らずとし、また婦女の衣類絹紬に限らず不相應なる縫鹿子等を用ふるを禁じたりき。その後屢々禁じて屢々弛み、自然の潮流はたゞ奢侈の度を高めたるに過ぎず。

衣服の染色は古來種々ありて盛衰一ならざりしが、この頃行はれたる染色には藍海松茶、煤海松茶、砥茶、黄唐茶、千齊茶、煤竹、桑色、海柿、晒柿、濃柿、沙羅染、瑠璃紺、鳶色、水色、淺葱、空色、鶸茶、卵色、褐染、麹塵染、萌葱、柄葉媚茶、江戸茶、銀煤竹、伽羅煤竹、吉岡染、憲法小紋、正平染、伊達染、友禪染、茶屋染、吉長染、千草染、菅原染、臙脂染、御所染、加賀染、萬年染、八文字屋縞、梅子染、縹染、綾染、樺染、椎皮染、遮羅染、鬱金染、鳥羽色、鶸目返、唐染、鳳、山鳩茶、花色、似紫、栗梅、薄染、桃色、霜降染、苅草染等あり。女子の衣服にも背に紋をつくることゝなり、多くは自家の紋所をくづし改めなどして、風致あるものとし、これを裏紋と稱してつけたり。遊女なごは比翼紋ま

嘉永年間上方婦女の被衣及び帽子

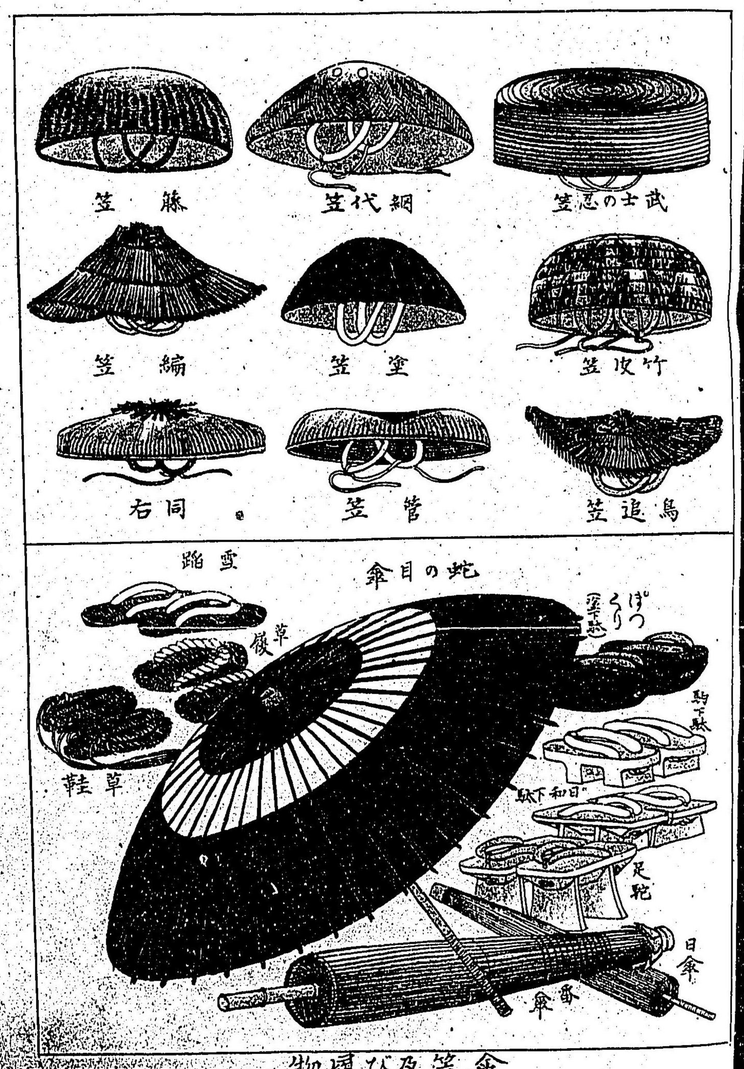

傘笠及び履物

たは二つ紋と稱して、己の紋と惰郎の紋とを相並べてつくることありしが後には市井の婦女にもこれに倣ふものあるに至れり。

明暦二年、頃かぶり覆面などを禁せられし後、江戸にはそのこと止みしが、これに代りて綿帽子大いに行はれぬ。綿帽子には丸綿、舟綿、手ぼそ、うなぎ綿、古今綿、瀬川綿等あり、婦女の外出するときは覆面の上に笠を被りしが、覆面廢せらし後も笠は乘てざりき。寛永の頃、婦女の笠に編笠、塗笠あり、明暦の頃につゞら笠出でゝ行はれ、塗笠は老婦の用とのみなりき。萬治の頃より玉縁といふ編笠出でゝ大いに行はれ、寛文に松坂笠、延寶に熊谷笠、薦僧笠行はる。天和貞享より編笠を止めて菅笠を用ひ、貴賤ともに加賀笠を用ひたり。男子もこの時代の初めは編笠を用ひ、天和の頃より武士は多く眼せき笠、熊谷笠を用ふ。庶人には菅笠、笘笠等あり、奴僕は雨天にあらざる外は頭を被ふことなし。雨具には傘あり。て天和の頃大坂にて產する大黒屋の蟇傘尤も上品と稱せらる。貞享の頃紅葉傘あり、元祿より軒貴蛇の目傘出でゝ行はれたり。また雨を避くるに、この時代の初め既に桐油合羽あり、雨羽織あり、桐油合羽は油紙を以て製る袖あるを袖合羽といひ、袖なきを丸合羽といふ。雨羽織は後に木綿合羽と稱す。多くは羅紗木綿などを以て製れり。その長くして脛に及ぶを長合羽といひ、短きを半合羽といふ。その他蓑合羽引回合羽等の種類あり。下賤の婦女は浴衣を以て雨衣に代へしも、後にはまた合羽を着けたり。履物はこの時代の初めまで金剛、板金剛、半中などを用ひたりしが、殊に草履は輕くして歩み易し。藁草履、竹

江戸時代

皮草履京草履、両緒草履、裏付草履などを前後に製出せられて皆行はれたり。草履の濕氣を
徹透するを防がんが爲めに、裏に革を着けて雪踏を製したり、大津の石制最も上品とす。
草履に下駄を打ち付けたるものに草履下駄あり、草履を打ち付けざるを駒下駄といひ、
これを漆塗にして婦女の用に供す。その赤塗にしたるものは役者、浮瑠璃大夫、俳諧師な
どの好んで穿ちし所なり。後寛延三年に及びて塗下駄を禁じたりしが、何時しか其制も
弛みたり。下駄の歯は經きを好んで薄歯を賞せしも、後には厚きを喜び終に其極に達し
て所謂木履を生じたり。下駄の壺は桐を賞し、歯は浮爛羅勒（うらもん）若くは橘（たちばな）を賞す。雪中山野を
跋渉するためには皮わらじ、じんべい草鞋、爪ぐつ（爪でなをあり）、かんじき（は積雪の中に
沈まざらんがために作り、竹を編みて足に結びつくるものなり。
元禄以後の風、元禄風の奢侈は日を追うて滋々烈しからんとせしに、其途に當りて一
頓挫を來たさしめしは享保の改治なり。享保の治漸く弛びて寛暦風の華奢を來たし、寛
政の改革もて歴へたれをも、大御所様の世を承けて、更に文化文政の風となり、天保の改
革も殆どこれを破るべからざりしが、次で内患外憂交々興るに至りては、士民皆容儀に
遑々たる能はずして、風儀自ら素朴に向ひたり。されど大體に於ては華奢風流は漸次に
進み、素撲勇壮の氣風は容儀装飾の上にも減殺せられたりき。男子の結髪はさまざまの
變遷を經たるが、概するに皆は恰々細長くなりて、前額に押し付くるやうにし、月代は益
々狭くなりたり。その變遷の原動力となれるは俳優にあらざれば、人形遣ひ、さては浄瑠

文金風

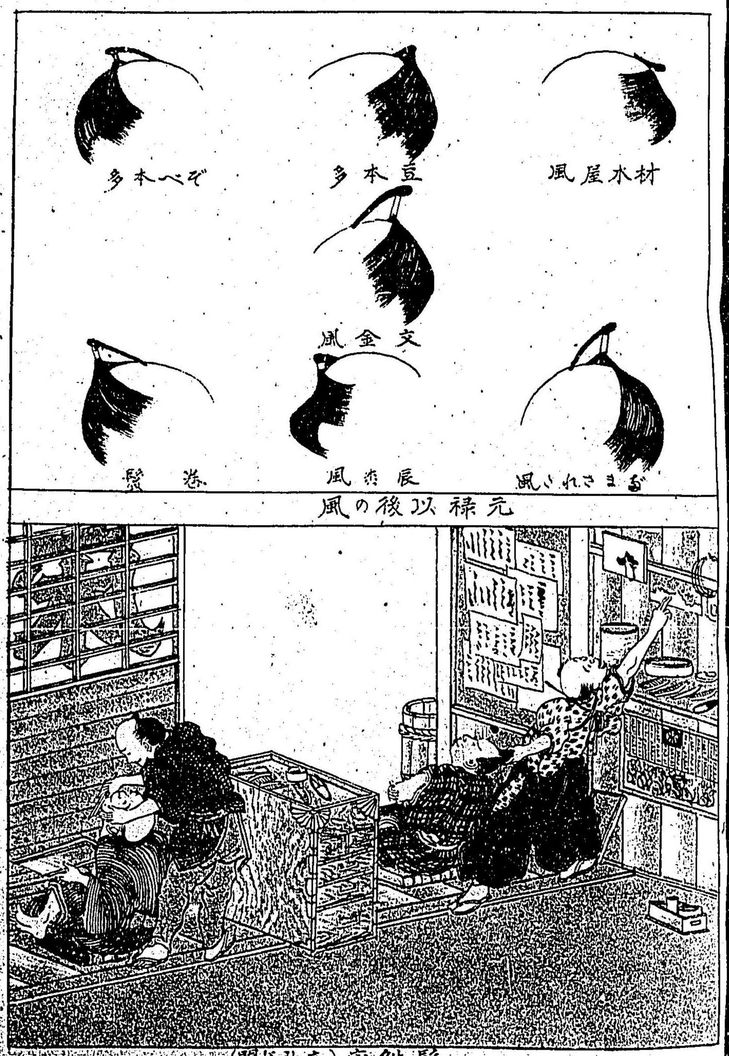

元禄以後の風

髪結床（文化年間）

瑞かたりなどの類なり。寛永の頃、浄瑠璃大夫江戸半大夫、擬髪にして刷毛長くたてかけといふ中剃を始む。これより先き元禄の頃俳優中村傳九郎より絲髪の風大いに行はれ、其甥傳七「なまじめ」を始む。その頃より髷の刷毛先に手を入るゝことゝなり、或は更に髪を入れて長くし、竹串を入れて直にしたり。享保の頃人形遣ひ辰松八郎兵衛、職業上の便利を謀りて髷の根を高く結ふ、これを辰松風と稱して倣う者甚だ多かりき。その頃また浄瑠璃かたり宮古路豊後掾の髪の風をまねぶもの多く、宮古路風または文金風と稱して大いに行はれたり。これまた髷の根を高く突き立てたるものにして、髻結多く巻き巻髪とて髪毛を上にかき上げ、月代の端にて巻き込みて結びたり。其服装も、小袖と羽織と對にし、羽織の紐の極めて長きを小く結びたる端の下駄に觸るゝやうにし、大小兩刀を落しざしにし、懐手して駒下駄の音ゆるく市中を徘徊せり。文金風更に一變して明和の頃「だまされた風」といひて行はれぬ。初め本多家の士髪の厚さ七分背後は三分を存じ紙を捻りて七纏ひに髪を結へり。これを本多風といひ、また明和の頃に至りて大いに行はれぬ。これに豆本多、ぞへ本多等あり、後にはちよつきり本多、兄さん本多、剣本多、藪前本多、浚渫本多、九曜本多、五分さげ本多等ありて、卿か相異なれどもすべて皆郭野なるさまなり。士民喜びてこれを結ひたりき。

されどもなべてこの時代の季に至るまで武士と平民と各々其髷を區別せり。士民の間にも其職業によりてまた差異あり。諸大名には殿様風あり、大名の公子には若殿風あり、

武士には大銀杏總髪銀杏あり、浪人には浪人銀杏あり。此時代の末藤原藩の天下を風靡するに至り、皆其士風を追うて小額付となりたり、また茶筌髪に結ひて窃かに昔時武人の風に倣ふもありき、仲間に仲間風あり、商人に小銀杏あり、ろの少壮なるものに銀杏崩あり、丁稚に竹の節相撲に相撲銀杏、棒落し、前間者流に清元銀杏、火消に鳶者風あり、醫者は多く剃髪す。儒者の僧形は室町以來漢學大いに衰へ、これを學ぶものは僧徒に限りしより、此時代に至りてもその風を傳へて儒者は圓頂の姿なりき、藤原惺窩の如きは僧形となり、次で林家も世々剃髪せしかば、民間の儒者も皆これに倣へり。しかるに將軍綱吉に及びてまづ林春常をして僧形を排す、これより醫師にも剃髪せざるもの多し、この時代の季、後藤艮山儒醫にして僧形を排す、これより醫師にも剃髪せざるもの多し、この時代の季、蘭醫及び軍學者は全く總髪にして撫付髷に結ひたり、年老いて頭髪の少くなりたるを十筋右衛門または六筋右衛門などゝ稱し禿頭光るが如きを藥罐頭またはきんかあたまといふ。古へ老齢に近づけば出家入道せし風は、此時代に至るまで存して、男女共に年老ゆれば剃髪するもの多かれど、特に戒を受け法號を稱する風は衰へたり。當時士庶の風なべて柔弱に奔りしが、猶ほ下等社會の間には、文身をなして勇壯を衒ふ者ありき。文身は此時代の初めには殆どこれなかりしが、寶暦の頃に至りて、一心といふ文字或は渦巻の模様など簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には金平浄瑠璃中の事實を探りて入墨とするものあり、その後、文政の頃にや、浮世繪師歌川國芳が始め

文身

て水滸傳の錦繍を描き大いに世に行はれしより、これを以て文身の下絵とする者あり、これより身體一面に朱をさへ交へて絵を彫ることゝなれり、其風次第に蔓延し、庶人足輿籠昇夫の如き、文身なければ其社會に容れざるまでに至りぬ、天保の改革にこれを禁したりしが、終に其根を絶つこと能はざりき。

婦女の頭髪は既に述べたる如く、浮揚、兵庫、島田、勝山の四種最も行はれしが、これより後逢して種々猶綴の結びざまとなり、兵庫は後には横兵庫、うつを兵庫、結び兵庫、立兵庫等となり、島田揚は岐れて抜け島田、腰折れ島田、きりすみ島田、かしまや島田、さゞだ島田、小髙島田等となり、勝山は變じて丸揚、お初揚となり、浮揚はすかし浮、さき浮、うつぼさき浮などとなりぬ、年閑けたる婦女は江戸にては丸揚に結び、京坂にてはさき浮を用ひ、少壮の者は何れも島田を用ふ、兵庫は多く妓女の結ぶ所なり、その他おさふね、銀杏揚割り唐子、かつくる返し、楠巻、田螺、蝦蛄、めうと揚、唐人揚、おばこ結び、薬屋結び等ありき、就中楠巻は寶暦中、江戸淺草地内お福茶屋といへる茶肆の婢六といふもの常に楠を逆さまにして髪に結び込みしが婀娜なりとて、郭野の間にこれを學ぶもの多く、遂に上流社會にまで及びたり、當時の柳樽に

楠巻にするのが娑のくづしそめ

といへるを見れば、風儀の上より大いに非斥せられたるを知るべし、都説初めは唯單簡なる揚の種々複雑となりしが如く、髷髻なども或は高く或は低く、或は庇大に或は平坦

に、さまざまにつくろひて、安永の頃に至りては、髷に中撫髪、勝山髪、きんせう〳〵髪、蛍髪、中髪、縮子髪、燈籠髪、すゝき髪、吾妻髪、栗髪、ふかし髪、羽二重髪、車髪、下撫髪、桔梗髪等あり、髷に鬢髪、花菱髪、鍋鍋髪、合せ髪、平髪、源八髪、おとしはゝけ髪、上撫ひし髪、掻撫ひし髪、くし髪、三つ髪、こたひ髪等ありき、就中燈籠髪は明和の頃都鄙を問はず最も行はれたるものにして、両髪に髪張をいれてこれを張り出し、毛筋を透かしたるなり、これを透かさゞるを縮子髪といへり、かくて髪剃髪張髪刺なといふ具出で來て、各々その張出しを支ふるために用ひたり。

婦女の揷は此時代の季に至りても、概ね前に逃べたる揷の變遷したるものに過ぎず、少女は煙艸盆、兒輪、唐兒、菊揷、茶筌なとに結ひ、稍々成長すれば蝶々揷、桃割れ、銀杏返し、割揷なとに結ふ、成年後は鴛鴦揷、割兒、牡丹くづし、ばい揷まる輪ふく揷、かけ下し、瓢箪揷、國太郎揷、石疊、お伏せ、かた外し、屋敷奴、お茶の子、お七揷、娘島田、高島田、割勝山、おはつ揷だて兵庫、投げ島田、後家揷、りやう輪割、弁慶横兵庫、割鹿の子、かけ下し奴、お千代、三つ揷、お岩、十能屋敷十能、勝山、兩手、大吉揷、丸輪、おさ船四つめ、のせ兵庫なとの結ひやうありて、また年齢に應じてこれを擇びたり。

頭髪の粧具には享保の頃より篆世に行はる、是はとも髪掻に耳掻を合せたるものなりしが、一種の粧具として頭髪に揷むに至れるなり、金銀銅を以て作り、價の貴きは一本數百兩に至る、初め將軍吉宗奢侈の風を矯めんとして、まづ大奥の婦女の金銀の簪に換ふ

安永年代婦女の髷（燈籠髪江源八髪、小枝嶋田）

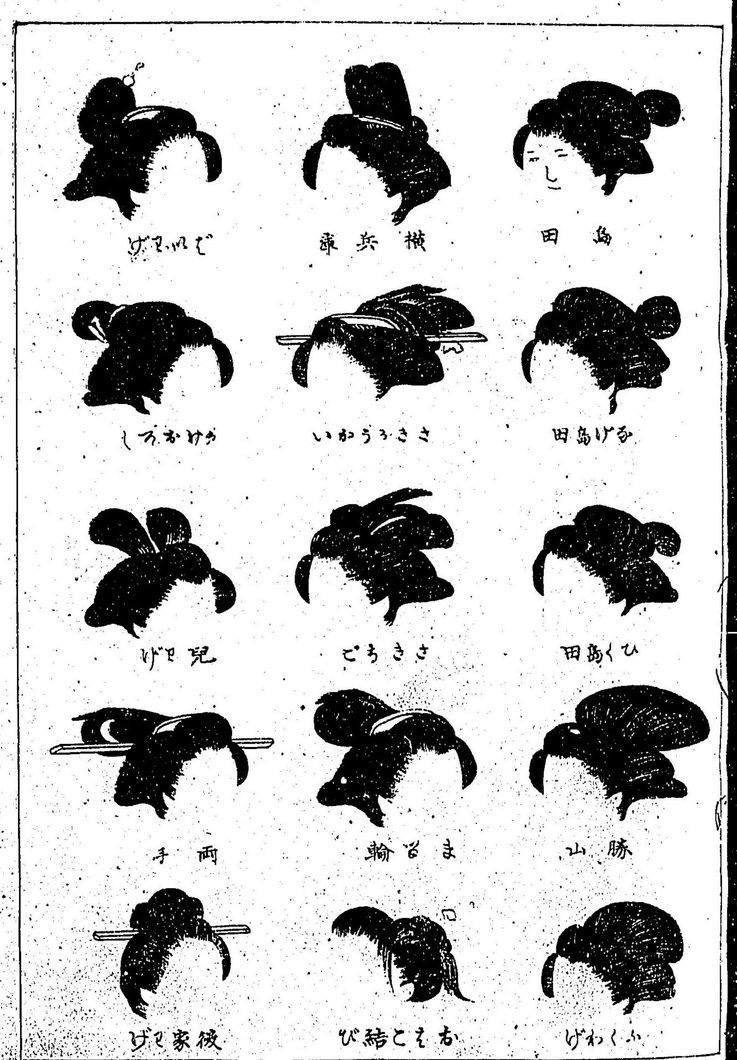
げてれで
兼兵横
田島
しづかわが
いかうささ
田島げる
げて児
ごちきさ
田島くひ
子西
輸ぎま
山脇
彼家てげ
び結こそお
げわくふ

嘉永年間上方婦女の髷

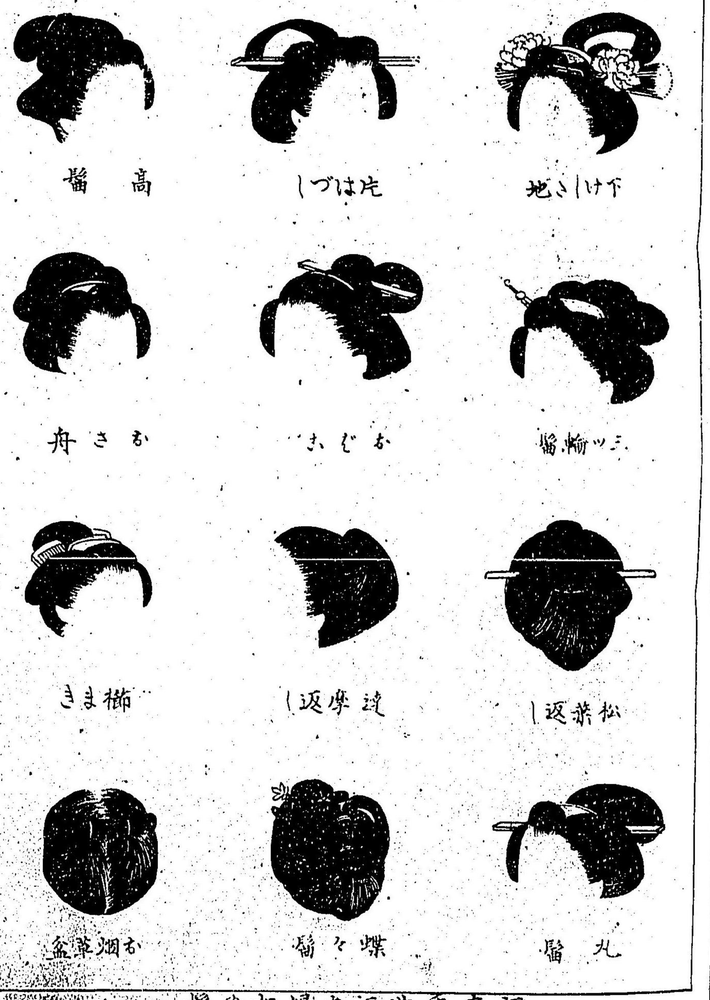

江戸季世江戸婦女の髷

婦女の化粧及び其道具

るに、煤竹を以てせしめ、一時倹素の風を發ひしも、年を經るまゝにまた弛みて、幕府が奢侈を禁せしてと度々なりしも、終に行はれず。寛暦の頃、花簪行はる、其形は初め草花の類を專らとし、三絃の撥、青龍刀などの形もありしに、後には珍奇なるを好みて、消防夫の纏、金棒、或は箒、山茶おろし等の卑しき形のをも頭に戴き、殊に市井の婦女は歌舞妓役者の紋をつけたるを喜び、また珊瑚珠の數十兩をも價するを飾りて揚々たるもの多かりき。櫛も象牙、玳瑁の蒔繪なぞ滋々奢美を極め、髪結の他に板子縮緬の片を以て揩の根を隠したり。平安の世、既に膏澤を以て頭髪の枯燥するを防ぐことありしが、この時代の初めより伽羅の油を製出して、その用に供す。然れども未だ多く行はれずして、寛文の頃には江戸中にろの商家一二あるのみ、概ね唯武人の用ふるのみなりしが、後には大いに流行して、其種類もまた夥しくなれり。男子の頭髪を結ぶには風に髪結の職ありしが、婦女の頭髪は概ね自ら結ふ習なりしを、其結びやう頗る精緻を競ふに至りしより、明和の頃、京坂の地に女髪結の職を專業とするもの現はれたり。江戸にては安永の末、山下金作といふものこれを始めたりきといふ。天保中、水野忠邦の改革にこれを禁じたれども、後弛みてまた業とするもの少からざりき。婦女の臙脂鉛粉を以て顔を粧ふことは愈々熾なりしが、頬紅のみはこれを見苦しとして何時しか其風殆と絶え果てたり。

江戸時代

衣服も大體は變らざれども皆貴族的に進歩し、袖も愈々長くなり、丸袖は廢れて角袖となり、市井の婦女の振袖長さ二尺五寸なるに至れり。模様染色は時に從つて一ならず。例

へば享保に小紋花色の裾ぼうふり、霰輪違ひ、元文に扇屋染、上代染、豊後綾、市松染、賀層に入子、稍妻あられ、萬字、南京染、更紗染、明和に古手返し、鹿子、安永天明には享保の流行に復し、青茶小紋、菊多摺等また行はれたり、明和の頃江戸の豪商奈良太申その名を著さんが爲め太申染を工夫す、その前後に高麗屋縞、名物染、錦染、役者染、傳九郎染、小六染、左源次染等行はれたり、上下の肩衣も幅漸く廣くして、元文の頃よりこれに鯨骨を入れて肩を一文字にし、紐を強くせしかば、これを着る者の後より望めば恰も帆の風に脹めるが如し。袴も士庶によりて襞の高低を異にせしが、後には武士却つて庶人に倣うてこれを低くせり、士人の繼上下はもと略服なれば、春暖の節に用ふるのみにして、冬日は決して用ひざりしに、元文以往平日にもこれを用ひ、廐上下は貴層の末までよせ裃を賞せしが、その後二の裃開き行はれたり、羽織は長短時に從うて異なり、或は長きが行はれ、或は短きに起く、寶暦の頃には羽織の短きを好み、袖と身長の差僅かに四五すのみ、明和の頃人形遣ひ吉田文三郎、同文吾といふもの大坂より江戸に來り、長羽織を着す、是より長羽織また行はれしが、文化七八年に至りて漸く短きに復せりといふ、庶人は既に羽織を禮服と見なせしより、貧困なる下流社會には用なきものとして、これを有するもの少く、偶々有するものも、近隣を憚りて殊更にこれを隠したるほどなりき、帯はその廣狭屢々變せりと雖も、畢竟廣濶となりて七八寸に至れり、其織地は男帯には琥珀、みよし、斜子、博多、薩摩、丹後、小倉等、女帯には金襴、天鵞絨、繻子、繻珍、毛織、風通、小柳、琥珀、博多、薩摩、小石、市の屋等

行はれたり。男子の結び樣には武士結び、貝の口、まきつけ、猫ちやらしなどあり。婦女は殊に巧緻にす。庶人の婦妻には前に說きし如く前結び間々行はれしも、晴れの場には皆後結びとす。士分は皆後結びとす。其結び樣に、文庫くゞし、おたか結び、千鳥結び、よしを結び、路考結び、小萬結び、立結び、島原結び、吉彌結び、一つ結び、うしめ、引上げ結び、下げ結び、小龍結び等あれども大同小異なるのみ。多く行はれたるは成丁の婦女には太皷結び、少女にはだらり結び、やの字結び等なり。

被衣は京都の貴婦人の間には、この時代の末に至るまで全く廢れざりしも、庶人は大抵これを廢し、唯婚姻葬送など大禮の時用ふるに過ぎず。頭巾は享保以往明和の頃に至るまでお高祖頭巾頭光頭巾最も行はれたれども、後には面を顯すことを耻づるよりは、寒さを防ぐが爲めに用ひられしかば、冬天朔風烈き日に用ふるのみとなりぬ。菅笠の日傘は賀茂の頃、踊子右衛門が創作せしものなり。幕府一たびこれを禁せしが、その後大いに流行して、婦女は概ねこれを用ひ、爲めに菅笠は廢れぬ。僧侶醫師などもこれを用ひたり。小兒の用ふる日傘は五彩を施し、殊に美麗なり。參內傘は十萬石以上の士の晴の儀に用ふる者なり。士人の編笠もまた廢れて、夏日炎天を避くるが爲めには、また日傘を用ふ。ゐに於て商家の丁稚日光をも雨濕をも防ぐことを得るやうにして、晴雨ともに用ひらるゝ傘を生じたりき。

第四節　飲食饗讌

江戸時代

この時代には菜蔬果蓏の類を外邦より輸入したるもの多かりしかば、日常食用に供する種類も頗る多くなりたり。食事の數は朝夕及び正午の三時に於てす。農民の如き勞役者は猶ほ其間更に一度づゝとすれば殆ど五六度に及べり。米はこの時代より殆ど皆精米を用ふ。精米の法は石臼に米をいれ、木杵を踏んで舂き、颪風飛を以て精米糠碎米を分け扇米風車を以て米粃塵埃を分つ。颪風飛を千石通といひ、扇米風車を唐箕または簁石通といへり。卑賤者の飯には米に麥を交ふるもの少からず、概ね米七分麥三分の比率を以て和す。これを麥飯といふ。寛永二十年、幕府令して曰く、百姓の食物は常に雜穀を用ふべし、米は猥に食ふ可らずと。その調菜には、汁煮物、浸物、和物、炙物、生酢鍋物漬物等あり。食後は大抵湯を飲み、殊に茶を煎じてこれを喫す。飯はまたその時節に適する食品を混へて炊ぐことあり。例之ば春に干葉飯菜飯、筆頭菜飯筍飯、蕗豆飯鯛飯、夏に蓼飯蓮飯、秋に松茸飯栗飯芋飯、冬に胡蘿蔔飯、蘿蔔飯等あり。また四季に通じて胡麻飯茶飯奈良茶飯、五もく飯等あり。貧家には多く粥を用ふ。日常用ふる所の汁は多くは味噌汁醤油汁にして、その他清汁、潮汁、洗味噌汁、醤搾汁、豆淨汁等あり。また汁の實と製法とに從うて、蔭摩汁、麁くく、茄子の松もどき、泥鰌汁のつぺい汁、狸汁、ばくち汁等の名あり。この類にまた茶椀蒸、葛蒸あり。煮物の料には魚介菜蔬の類多し。獸肉はなほ用ふる者少く、山村には猪鹿等の肉を食へども、市人は忌みて喫はず。寶曆の頃、京都の醫香川修德肉食論を唱へてよりは稍にこれを喫ふものあり。されど吸ひたる時は身穢れたりと信じて、數日間神社佛院に詣することを忌む。慕府にても寛政三年、御膳の節の食穢として羚羊、猿、猩鼯は五日、牛馬は百五十日、豕犬羊、鹿、猿、猪は七十日、二足、兎、卵は魚に同じく、菲物は精進刻限より斷つべしと定めたり。野禽は鴨、鷄、雉子、雀、鴿、鳩に至るまでこれを賞す。殊にこの時代には最も鶴を重んじたり。されど概するに動物性の食品は從來の如く多くは魚介によりたり。炙物は豆腐の木の芽田樂、燒蛤、榮螺の壺燒、田螺の味噌燒、茄子のしぎ燒、鰻の蒲燒、卵燒等あれども、平日の膳に上すこと少くして、通常は魚肉の鹽炙最も多し。浸物はその料を菜蔬にとり、これを煮でゝ後醬油、若くは味噌を以て調理す。菜、菠薐、蒲公英、芹、早菜、雞兒腸、酢葉、蕨、蔓、胡蘿蔔葉、蕪菁葉、蕪菁など、多くは其嫩葉を取つてす。和物は多くは味噌を以て和ゆ。其料魚介には田螺、蛤、鳥貝、竹蟶、蛤蜊、石決明、章魚、烏賊等を以てし、菜蔬には筍、百合根、慈姑、蓮根、菜等を以てし、兩々相混じて、これを調味するに酢、芥子泥、山椒の實を和するなり。生酢は魚貝、海藻、菜蔬等を以て作る。魚貝には魁蛤、鹽鮭、鯖、章魚、海鼠、黃貂魚の膾、石決明、ちりめん雜魚、海藻には青昆布、海藻、蔬菜には繊切蘿蔔、干蘿蔔、章菜、胡瓜、蕪菁、茗荷、松茸等を賞す。うの酢の多少により二杯酢、三杯酢等の區別あり。鍋物には多く動物性の肉類を以てす。鹽鯨家鴨、鷄より蛤、牡蠣、泥鰌、柳川鍋等に至る。漬物には味噌漬、粕漬、糠漬、蕉糖漬、麴漬、芥子漬、梅酢漬などの類ありて、蘿蔔、胡瓜、大刀豆、蕪菁、牛蒡、茄子、薤晶子等を用ふ。蘿蔔の糠漬は殊に多く行はるゝものにして、一に澤庵漬と稱し、また香の物と呼ぶ。これ古への香疾大根に同じといふ。粕に漬けたるを奈良漬と稱す。

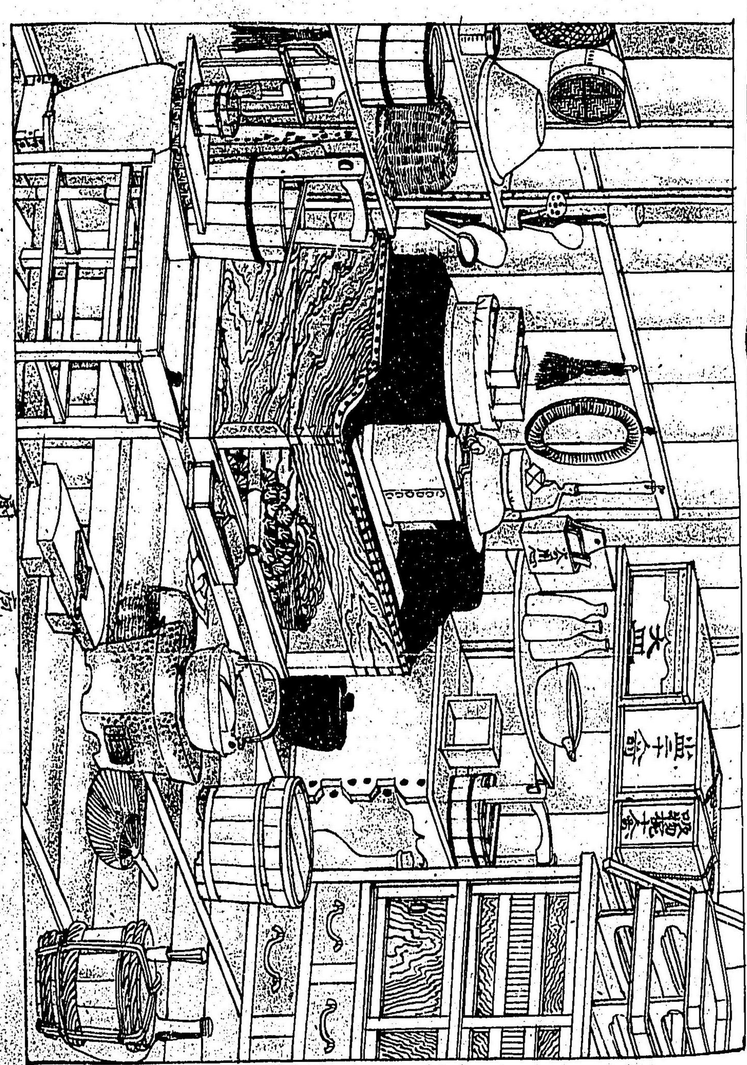

以上は中等社會に於て供する所なり。貴族に至つては膳椀に二の膳三の膳以上種々ありて日常の食事にも珍奇を陳ぬ。室町時代の調理法は僅かに影を貴族の社會に止むるのみ。調味類には鹹味をつくるに醤油、醤、味噌等あり。酸味に酢。辛味に芥子、胡椒、蕃椒、山椒、薑、蓮根等あり。甘味には千歳燕煎殿れしに支那にて明の頃より白蔗糖を發明して、盛にこれを製出せしかば、我邦にても享保十二年將軍吉宗甘蔗を播植して蔗糖を製せしめたり。後寶暦年間、贐岐高松藩主松平頼恭これを封内に播殖し、辛苦してその製法を講究し、寛政の初めに至りて始めて成れり。これ贐州蔗糖の起源にして、蔗糖の產は實に我國の菓子類に大いなる影響を及ぼしたりぞの他香料として海膽、蕨、荷蒜、冬の瓜、料理道具に釜、鍋、燒鍋、早鍋、金杓子、貝杓子、網杓子、檜物鉢、檜木刺身庖刀、出刃庖刀、小出刃庖刀、俎板、金串、燒火鉢、鐵架、絹篩、編捨籠、巻簀、鐵網、竈、「こんろ」等あり。食器に箸、茶椀、汁椀、吸物椀、菓子椀、皿、お平、丼、硯蓋等あり。酒器に德利、猪口、壺、瓶、壺等あり。以上の諸器を總稱して勝手道具といふ。勝手とは庖厨の義なり。

酒は清酒の外、濁酒、味淋酒、燒酎、保命酒、白酒、桑酒、梅酒等あれども、世人の常に嗜好するは清酒にして、酒精分、大抵百中十二乃至十三あり。攝津の池田、伊丹の產最も名酒と稱せらる。其他諸國の產に大和の南都酒、紀伊の忍冬酒、加賀の菊酒、備後の三原酒、尾道酒、筑前の粕り酒、肥前の火酒、薩摩の泡盛、肥後の廐地酒なども美酒の名聲しずべて酒は多く年を經

たるを倘び、古酒三年酒などとて賞翫せり。此時代の初めに至るまでは清酒も未だ全く清ならず、上樽諸白などの名ありて、二升を一樽とし、雨樽を一荷とす。慶長中、摂津鴻の池の酒戸山中勝庵といふ者、四斗樽（十荷入りを製し、雨樽を一駄とし、年々數十駄を江戸に齎して賣る。市人競うてこれを購ふ。江戸の俗酒價を定むるに十駄を以てするは、これより始まれり。時に勝庵の傭人某、主を怨むることあり、況壺を酒桶に投じて逃れ去りしに、明日勝庵酒桶を見れば、底に灰を沈澱せしまゝに、其酒澄清して香味甚だ美なりしかば、澄清（すみきよ）酒の法を發明して、清酒を製造したり。是より清酒遍く行はれ、唯山村僻地に濁酒を見るのみ。元祿二年、幕府直轄の地に醸戸二萬七千二百二十六戸あり、一歳醸酒の元米九十萬九千三百四十餘石なり。正德年間には大坂のみにても造酒株を有するもの六百三十六戸あり、以て世人が嗜好の度を伺ふべし。當時泥酔する者を「よひたんぼ」と稱し、數日に渉りて酒量を取はすことあり。慶安の頃、江戸にて地黄坊樽次、池上底深と大杯を以て酒戰をして酒量を以て呼ぶ。甚だしきは酒客相會して飲飲し、以試みたりき。後文化十四年、兩國柳橋にて大酒大食の會を興行し、酒組菓子組飯連鰻連蕎麥組などを分ちて、暴食暴飲を競ふ。或は三升入の盃に酒六杯半を傾け、更に水十七盃を飲みたるものあり、或は飯を六十八椀醬油二合を喫したるものあり、蕎麥六十三盃を盡くすに至れるものあり、世人その狂痴に驚きたり。この頃大杯を賞して武藏野と稱す。杯の模樣に蜂と龍とを畫きたるものあり、これさせよ飲まんといふ義なり。酒席に於て盃

の献酬にもからいきなしのみ源氏酒盛分まはし、ぼんはつちり、本小島のせけんのみ等の呑み様ありき。

既に説きしが如く、食料は多く魚介菜蔬に仰ぎて、これを直ちに調理すれども、またその製造品をも賞したり。これに蒲鉾、魚焚、豆腐、雪花菜、油揚、饂飩、蕎麥、納豆、豆腐皮、麩、蒟蒻等ありて、この時代に於て調理法の發達せし原因は、食物廊殊に割烹店の開かれたることなり。中古既に食物廊はありしかど、唯行人の空腹を充たすのみにて、未だ贅澤三昧に飲食せしむる類にあらざりき。此時代の初め猶ほ江戸に料理茶屋なし、茶屋といふものある も、行人の休憩する爲めにして、僅かに茶菓を供するのみ、明暦大火の後、淺草金龍山の茶屋に茶飯、豆腐汁、煮染、煮豆等を整へ、奈良茶と稱して一人五分にて賣りたり。またその頃慳貪蕎麥切を賣り始む、その價一杯六七文に過ぎず、市人喜びてこれを食ひしかば、江戸市内各所に奈良茶、慳貪蕎麥切の店を出だすもの多かりき。堺町の市川屋、堀江町の若菜屋、殊に鈴木町の丹波屋與作、慳貪を以て名高し、奈良茶は堺町の祇園屋目黒の柏屋、淺草駒形の檜物屋なども著名なり。初めは庶民のみ賞するに過ぎざりしに、後にはまた士人の席に上れり。是に於て大名慳貪あり。これより先き金龍山の茶屋にて五夕料理を仕出し、二汁五菜を供す、都人大いに喜び至りて食ふ者多し。次で湯島に祇園豆腐、女川の菜飯、居酒屋の大田樂、湯豆腐始まり、これより都鄙に割烹店を見ざるところなきに至りて、愈々その規模を大いにし、山海の珍味を集めて客の需めに應じ、絃妓を侍へて讌席に陪せし

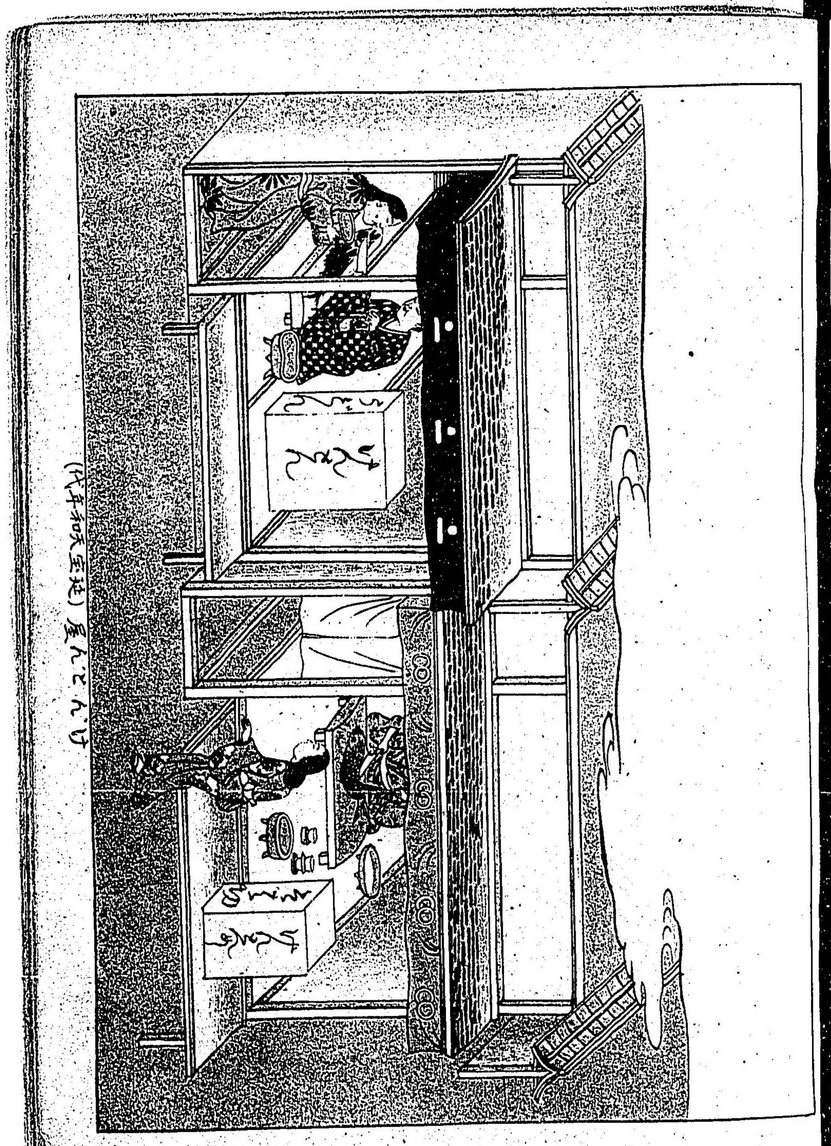

（代表的茶室）屋内ノ一隅

飲事の世夢ノ江

め、食ふべく、飲むべく、酔ふべくす。士人また出入して憚らず、絃歌の聲四隣に溢れ、盃盤狼藉して醜陋見るに堪へず、風俗爲めに紊亂す、故に世人茶屋狂ひの名を以て遊蕩の義に充てたり。

料理茶屋大いに發達して飲食を主とせず、徒らに酒に酔ひ絃妓と戯るゝ場所となりしかば、更に御手輕料理といひ、或は食品の名目を榜示して、特に飲食の爲めにするものあるに至りき。饂飩蕎麥屋も都鄙に遍く、多くは饂飩をも賣れり。寶永の頃既に天麩羅と稱して魚介を油にて煠きたるものありしが、後に江戸日本橋の吉兵衛といふ者これを精製して、特に天麩羅のみを以て業とせり。鮓は古來既にありしが、此時代に至りては「一夜酢」または「なまなり」といひて、早く一日のうちに製するに至れり。行商これを賣るさへ賣る。文化の初め江戸深川六間堀に松の酢ありてより、鮓の風一變せり。これより人多く鮓を賞し、鮓屋都鄙に遍し。その他豆腐、泥鰌鍋、蛤鍋など各々これを專業とするあり。享保の頃、京師祇園の人佐野屋嘉兵衛長崎より歸りて食卓料理を初めたり。これ西洋風の料理なり。江戸には百川茂左衛門初めてこれに倣ひしが、寶暦明和の頃より行はれしかども、世人甚だ好まず。これに葱を加へて南蠻といひ、更に鴨肉を交へて鴨南蠻といふ。會席料理は茶の湯會の後に酒飯をすゝめしより發達したるものにして、時運の作法、獻立等を殊にす。この時代の末に大いに行はれたり。

菓子はこの時唐菓子全く廢れて、有職家若くは好古學者の僅かにこれを記憶するのみ。

水菓子屋（嘉永年代）

やきいも屋（嘉永年代）

海外との交通によりて、外國製の菓子我國に輸入せしかば、邦人またこれに倣うて製す。其料として蔗糖を用ふるが故に、甘味絶えて古來の比にあらず。この時代の初め既にて「あるへいたう」「かろめる糖」かすていら等あり、これ等を稱して南蠻菓子といへり。元祿の頃に至りて菓子類の製品に饅頭羊羹、外郎餅、求肥、酸漿、鯨餅、濱千鳥、筏餅、朝日餅、新秋山、立田餅、秋の野、山路餅、山颪餅、玉餅、飯月餅等あり。千菓子には大菊、落瓜、鶯餅、藤實、煎餅、白雪糕、大みそり、唐みそり、石ばし、砂糖桔、砂糖豆、幾夜の友、唐絞、小々浪、櫻玉、有明、輕燒、松風、幾夜餅、淡雪、蓮荷餅、白玉味噌、松風、車輪糖等あり。寶永の頃に至りては菓子の數三百九十餘種の多きに及ぶといへり。皆點心とし、或は喫茶の前に先づこれを食ひて甘味を賞す。樹菓は古への如く酒肴として供用すること少くなりて、唯その嗜好によりて啜ふのみ。その種類には栗、柿、桃、梅、石榴、枇杷、無花果、枳椇、棋、密柑、金柑、橡、葡萄等あり。梅菓は多く梅干として貯ふ。前期天正の頃、海外より九年母を傳へたりき。此時代承應の頃、西瓜南蠻より渡來す。世人初めは由井正雪の冤魂の化生したるものなどゝ唱へて、これを厭ひしが、後には好みて夏日甜瓜と共に冷水に冷やして啖ひ以て苦熱を癒やす。南瓜も元祿の末より植ゑそめて、元文の頃より入澌く食ふ。また元祿十一年、琉球より薩摩に甘藷を傳ふるの後長崎に傳へ、享保二十年に至り始めて江戸に傳へたり。幕府其種子を小石川藥園に栽ゑしめ、また青木敦書をしてこれが培養を奬勵せしめしかば、元文の頃より漸く民間に傳播し、延享の頃に至りて大いに增殖す。庶民これを蒸煮して

「ふかしいも」と名づけて食へり、その後また焼きて賣るものあり、これを「焼いも」と稱す。味甘くして價賤なりしかば盛に行はれ、殊に鼻民の食料に供せられたり。甘藷の産を以て有名なるは武藏の川越、三河の吉田等とす。

合食の禁忌は猶は行はれたり、また俗諺に初物を食へば七十五日生き延ぶといひて、競うて時節より早き物を食へり。江戸にては殊に初鰹を賞し、家財を典しても購ひ食ふ、既に食へば其頭と骨とを門前に捨てゝ人に誇示す「目に青葉山ほとゝぎす、初鰹」とは即ち初夏の景物を詠じたる辭なり。京坂にては多く初茄子を賞す。されば菜蔬を培養するものは奇利を博せんがために肥料を撰び、審を作り、炭火にて暖めなどして早く生長せしめ、「もやしもの」と稱して市に出だすに、人々高價を厭はずして購ひ去る。其弊少からずとて、幕府は寛保二年、令して季節より早き食物の賣買を禁じ、併せて其季節を定め、筍は四月節、瓜茄子は五月節、眞桑瓜は六月節、鰹は五月節、鮭は八月節、水鳥は十一月節に至つて賣り出だすべしと令す、されど其實行はれざりき。

この時代に至りて、士庶がすべて嗜好品として喫せしは煙草なり。煙草は葉より我が國産にあらずして、室町の季世に南蛮人の傳へしかが、天正年間に至りて諸國に弘まりしなり。後慶長十年に更にその種子を傳へしかば、漸く全國に遍し。その頃は葉ながらに買ひ來りて、これを刻み、紙に巻きて用ひしが後には刻煙草といふも出來、煙管を以て吸ふことゝなれり。當時の煙管は長大にして長さ三四尺に及び、腰にさし、或は下人に擔さ

しめて行けり。幕府これが爲めに無益の費を要し、且つ健康を害するを惡みて、慶長十二年煙草を禁せしが、幾ばくもなくして其の制弛みて、更に大いに行はる。是より家々の客室には必ず煙草盆に煙管を添ふるを例とす。その頃は主客の間に煙草の受取渡しの禮ありしが後に廢れたりき。その後も幕府これを廢絶せしめんとして屢々禁令を布きたれども、また數々弛めり。さればこれを栽培せる者を始めとして賣買せる者をも罰するに至りしかども、法令遂に行はれずして煙草の產出愈々多く、吉野國府等の名品を出だし、都市村落何れの所に於ても刻煙草屋なき所なく、人また煙草及び煙管を懷にして行き休めば則ちこれを喫す。婦女の喫煙は初めは遊女の他殆ど稀なりしに、後には多くなれり。然れどもすべて邦人の用量は支那及び西洋の人の如く多量ならず。

第八章　冠婚葬祭

第一節　婚姻

皇后を「きさき」といひ、公卿の室を北の方といひ、將軍の室を御臺所といふなど、古に異なることなし。また大名の室を御簾中といひ、武士の室を奥方といひ、庶民に至りては奥樣といひ、おかみ樣といふなど、其稱一ならず。さるが中に町人は內儀百姓はお方とも醜婦

此時代に於ける婚姻年齡は前期と大差あるを見ず。高貴の間には常に早婚の弊あり、これ衣食足りて妻子を養ふに苦まざるが故なり。庶民は一人の婦妻を糊するにも苦ひの多ければ、自ら財計漸く饒なるを待つて妻を迎ふるが故に、婚期比較的に遲くして、概ね男子は二十乃至二十五歲、女子は十七乃至二十歲にて嫁娶す。血族婚姻は上流社會には好まれざりしかども中流以下に於ては一の便法として往々行はれたり。遺傳病の血統あるものは特に厭忌して、これと婚姻を通ずることを憚れり。この時代にて遺傳病と認められたるは癲病、梅毒、肺病等なり。

庶民の間の婚姻には、多くは媒人の斡旋によりて諾否を定むるまでなり。既に互に媒人を立てゝ婚姻を定めんとする者の相會するをいふ。かくて互に面親容儀を見意に合はざればこれを拒む。高貴に在つては、概ね媒人の斡旋によりて諾否を定むるまでなり。既に互に媒人を立てゝ婚姻を定むれば、吉日を撰び、男の方より物を贈りて言入を遣はす。これを結納といひ、俗にたのみのしるしといふ。五荷五種、或は三荷三種、二荷一種なども富の度に從ふ。五荷五種とは斗樽、十、肴五種をいひ、肴は昆布、鰹、鹽鯛、串鰒、鹽節等なり。また小袖、帶を贈る。小袖は紅白二領を式とす。以下これを畧するもあり、甚だしきは帶代として金錢を以てこれに代ふるもあり。たのみの使は家の年寄役を以てす。贈遺の式ありて員は使者を遣し、式三獻の儀あり、これを一に常陸帶の祝といへり。

結婚の式日は婿の方にて撰ぶ。通常は曆に從うて天赦日、不成就日を忌む。天赦日とは春の戊寅、夏の甲午、秋の戊申、冬の甲子の日をいひ、不成就日とは毎月四、八、十五、十八、廿五、廿

九の六日をいふ。世に季春三月を婚禮の忌月として用ひず。これ花によそへて散り易しといふより不吉とするなり。式を擧ぐるには多く夜陰を撰ぶ。さて其當日になれば、婿まづ新婦の家に行きて合卺の式あり。これを婿入の式といふ。婿辭し歸りて後、新婦家を出づ。その折、父兄親縁のもの相集まりて酒を酌む。其式畢りて門火を焚きて新婦を送る。新婦は乘輿にて行けども、輿賤の人は徒行することを言を俟たず。媒人これを携へて行くなり。輿の請取渡しの式は、此時代には稀に高貴の間に行はれ、僅かに邊僻の地に其風を遺せるのみ。舅の方にては輿を少しも遲く出だすを利運とし、早く出だせば婿に追從するいはる。また遲く入れば婿の吉となる。故に輿入は早きは暮六つ、遲きは五つより八つまでに入る。かくても來らざれば家宰、輿迎ひに出づることゝす。婿の家には門前、玄關臺所に紋付の提燈を燈かし、燭を列ねて待てり。既に嫁の輿、婿の家に至ればこれを緣に着く。婿出でゝ輿に手をかくるを法とす。尋で待女郎出で迎へ、新婦を內に導きて化粧室に入れ、更に粉黛を粧ひ、衣紋を刷はしむ。かくて式の座敷に出づ。座の次第は婿は客位とて上座に着き、新婦は主居とて下座に着く。盞し太古以來の風、夫が女家に通ひし風の遺れるなるべし。待女郎は婿の傍に、介添人は局とて新婦の傍に陪す。庶民にありては婿は紋服上下を着け、小刀を腰にす。式には酌人出でゝ式三獻あり。酌人は多く二人とす。別に瓶子の役あり。銚子、提瓶子は紙にて折れる男蝶女蝶を以て飾る。次に引渡を出して更に三つ盃を交はして各々三度づゝ呑み、新婦に終る。これを三三九度の盃といふ。婿盃を指く時

雜煮を出だす。やがて婿は其席を避け、新婦局待女郎等列坐して酒を酌み、雜煮に引きかへて高盛を出だす。斯くの如き式にも異草行の三級ありて縉家の秘とする所なり。貴賤にあつては到底斯くの如き正式によることを能はざるは言を俟たざるべし。

合卺の式畢りて色直しのことあり。これ新婦の小袖始めは白綾なりしを、後に紅の小袖或は五色金銀にて彩りたる小袖に更ひるをいふ。色直しの小袖は舅姑より出だすものにして、嫁の方よりは小袖帶扇などを婿に進む。婿これを着けて席に出で、更に盃を交はす。その他、嫁の方より舅姑その親縁奴婢などに何れも進物を齎すなり。色直しのこと畢りて、やがて夫妻共に部屋に入り、更に獻盃あり。男より飲み始めて女にさす。後合歡の事あり。この日は「かへす」「もとす」「また〳〵」「かさねて」「おくる」「さる」「もとる」「いよ〳〵」などの詞を忌む。盞しこれ等の語は直接に間接に姻緣を離絕すべき意を含めばなり。また紫綸無紋鵜目返しなどの衣服を忌むべてこれ等の儀畢れるを、俗間には「祝言すむ」といひ、または「輿入すむ」といへり。

婚禮の翌朝、勝の女まづ夫婦の情相和し、舅姑また歡ぶなどのことを新婦の鄉家に報ず。其日より五日歸まで、新婦の緣類知己、夫婦の機嫌を訪ひ、菓子提重行器などの贈物の數をつらぬ。これを部屋見舞といふ。第三日に至りて新婦の鄉家にては婿の親緣を招きて饗す。これを三箇日の振舞といふ。この日婿の方より紅白の餅を舅に贈る。これを世に五百八十七まがりといふ。餅の升目三石三斗三升三合にて數を五百八十七にとり形を飯

樞形にす、男の方にてはこれを親縁知己奴婢等に分つ。第五日に新婦早朝より郷家に行く、これを五日歸といふ。翌日婿の方の親縁より新婦の許に人を遣はし、贈物を致させて新婦の安否を訪ふ、これを猿見舞といふ。かくて新婦留まること五日にして歸る、これを十日歸（とをかがへり）または花歸といふ。これらの婚禮の諸式全く畢りし後、新婦の郷家に婿を招きて饗し、家の一門親類うち混じて献酬す、これを勝直（ひなほし）といふ。兩家の親縁知己皆祝意を表して酒肴綾絹等を贈る。兩家各々赤飯を蒸し配りてこれに酬ひ、またその人々を招き饗して結婚を披露することあり、これを婚禮披露または「ひろめ」といふ。

將軍吉宗勤倹を重んじ、享保中、天下に令して婚姻の式には專ら蛤の吸物を用ひしむ。是より先き將軍綱吉の世、江戸に水島卜也といふものあり、小笠原の家傳を得たりと稱し、種々の說を揑造して、諸禮を敎ふ、從うて學ぶ者頗る夥だし。是より禮法を以て家を立つる者多く、何れも小笠原流と稱して、其行草の式を說き、民間にもこれを傳へて種々の風儀を養成したり。婚姻の儀にも嫁の輿を逆さまに舁き出だすこと、其輿の婿の家に入る時、門內にてうちわはせの餅とて老人夫婦の餅を搗くこと、召替の輿に箇子、逗子、犬張子などを載せ、其戸を開きて衆人に觀せしむること、新たに鴛鴦の衾、長枕などといふ物を作ること、かつら女（をなご）びとといふ女を隨伴せしむること、其儀に列なるには裲の上下、裲の無地與斗目の服を着し、腰に筋を織りたるを腰あきとて嫌ふこと、三日の餅の數を必ず五百八十七と定むることなど、繁縟なる小禮末節は概ね小笠原を稱する

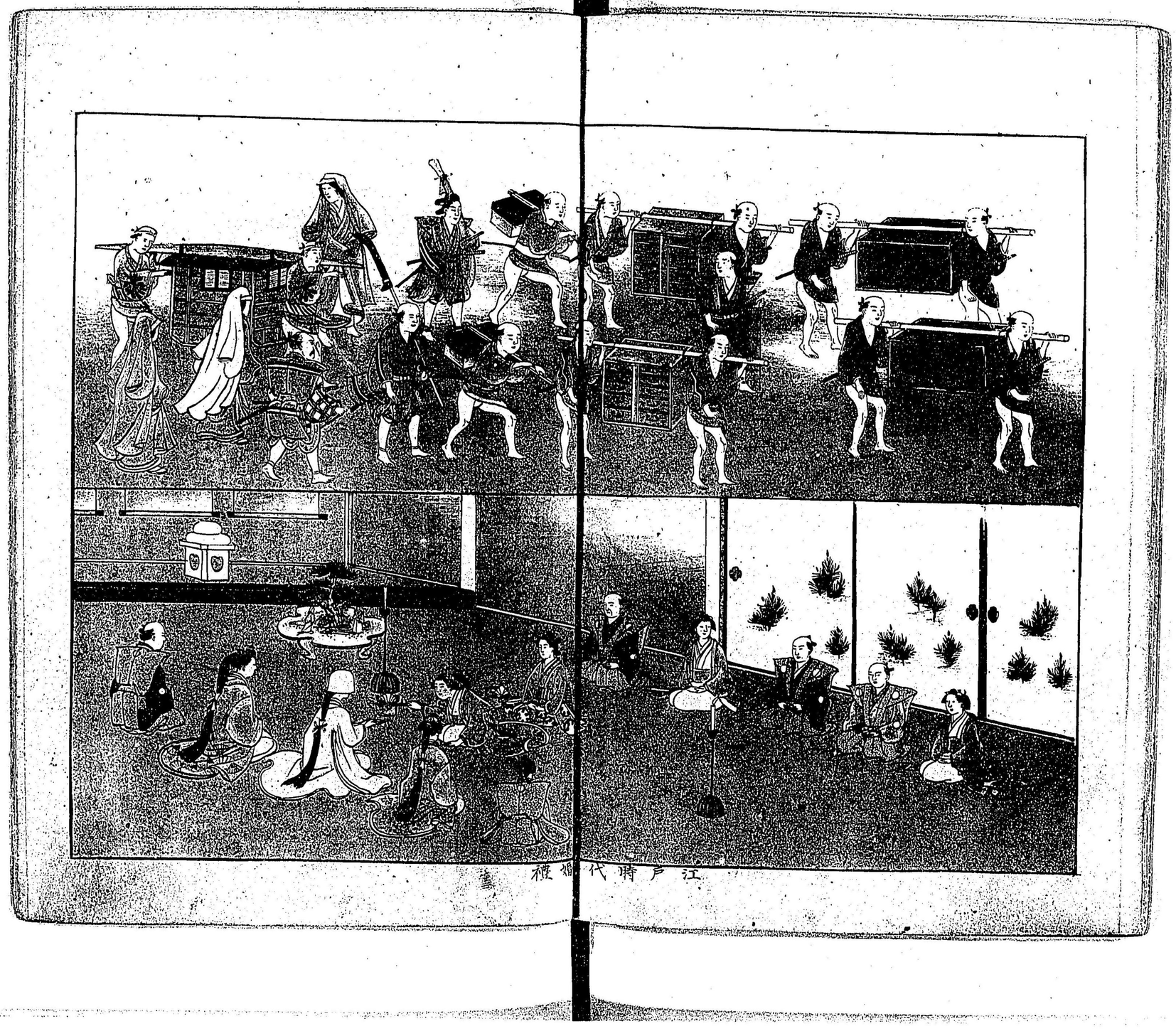

江戸時代婚礼

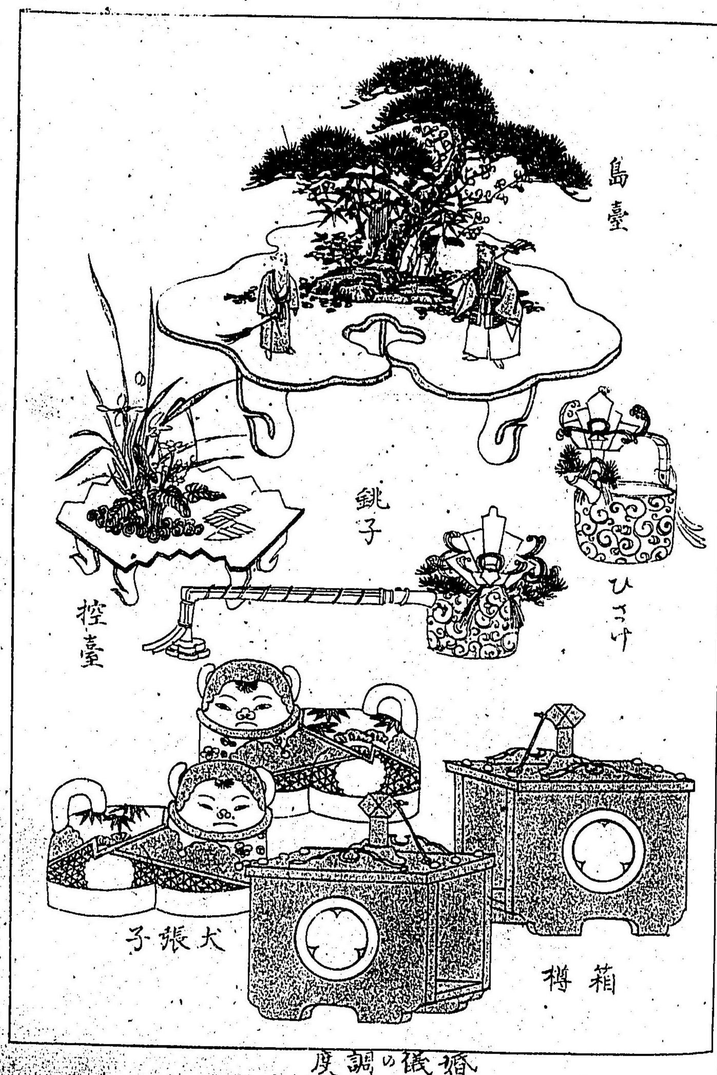

婚儀の調度

水掛祝（元禄時代）

諸礼家が唱へ出だしたるものにして、前期には未だ見ざるところなりき。

婚姻に關する弊習に後妻打ありしことは前期既に述べたり。この時代の初めには此風漸く廢れたりき。これと類を同じうして、前期天文の頃より水祝また水掛振舞といふことと行はれたりき。それは新婦を娶りし翌年の正月、婿の家へ親戚なるものども、一様の浴衣を着して行き、手桶柄杓を新調して婿に水を浴びさするなり。この事終りて後、婿より酒肴を設けてこれを饗應す。これも屢々喧嘩口論を惹き起し、刃傷に及ぶも多かりき。また婚禮の夜に、比隣の者の婿の家に瓦礫を飛ばして戸障子を破り、大いに騒りわめくことありき。これ等の弊害甚だ多かりしかば、幕府は元祿二年に水祝を禁じ、また石打をも禁じたれども、其風絶えず。惡少年相集まりて新婚の家を惱ましたり。大阪にては其害を避けんが爲めに、俠客を傭ひ置きて、群集の人を宥め去らしむる風ありき。この後都會には稍々此弊風絶えたれども、東北の邊土に於ては、今なほ水祝の風の遺れる所なきにあらず。石打も何時しか慣習となりて人これを怪まざりき。

第二節　出産

婦人懷胎すれば、第五月に至りて帶を纏ふこと、前期に同じ。帶は生絹を用ふれども、庶民は布を以て足れりとす。後この生絹を練りて產衣となすことあり。著帶をなすに吉日を撰ぶことも、前期に同じく、毎月、卯日、伐日を忌み、裏りの方にてなすことをせず。姙娠中は過勞を避け、油膩辛辣または酸味ある食物を忌めり。肉食は胎兒を害ふとて忌み避けて。

却つて大麥、蘿蔔、牛蒡等の植物性食品を撰びしは、衛生上大いに惜ひべし。

高貴は產屋を設く、壬卯の日を擇びて卯の刻に地を平にし、鍬始をなし、南面してこれを建つ。其壘は白縁を用ひ、產棚を設け、竈て手桶、水桶、柄杓、盥、瓶子、屏風、土器、臺子、火うち、俎板、庖刀、魚箸、薦、蒸、押桶等を備ふ。別に猿目の家を設く。產屋には鵜目返無紋紫紅絞等の色模様を忌み、すべて織物を避く。姙婦は第九月一日の鷄鳴直ちにこれに臨む。その時式三獻の祝あり。中流以下は初產には實家に歸りて產み、第二回よりは多くは夫の家に於てす。產氣催すときは產婆を聘す。產婆を「とりあげばゝ」といへり。上流には臨月に至れば、常に產婆を備ひ置くもあり。俗間には催產の靈符として、預め神符佛札を請ひ受くるもあり。伊勢といふ文字を紙に書きて產婦に呑ませば、如何なる難產をも安くすることを得べしと信じ、間々これを用ふる者もあり。これ行書の伊勢の字を割くときは、人平生九力となりて、人平らかに生まる力ありといふ義を信じたるなり。さて分娩すれば產婆、生兒を搔してこれを浴き、初聲をあげぬさきに、指に綿を巻きて兒の口中に嘲める穢物を拭ひ去る若し拭ひさらざるときは、胎毒となりて游疱重かるべしと信じたり、次に竹刀を以て臍帶を斷る。多くはこれを雨所に於て結紮し、其中央より刀を以て截るなり。後にこれを十二の押桶(所謂胞衣桶)に分ち入れて、米錢、苧蔴、引敷等を添へ、吉日吉方を撰びて地に埋ひ、臍の截口は紙(杉原紙)を以て包みて、さて產湯を引く。產湯は井水を新たに汲み、酉より東に流るゝ水を汲みて、等分に合せて用ふるなり。浴後湯上りとて生兒を布にて包み暫

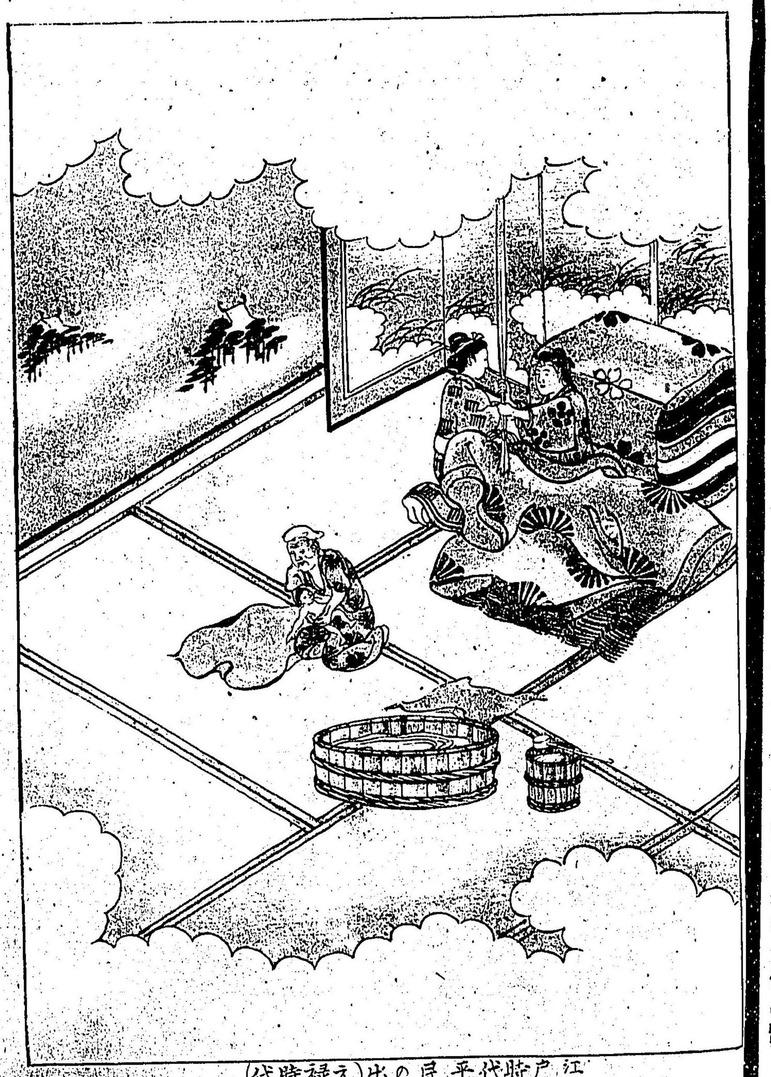

江戸時代平民の出(元禄時代)

くして産衣を着せしむ。男子は左より袖を通さするなり。

兒産まれて三日のうちに親縁の者相集まりて祝ひ、産土神を祭る。これを三日の祝儀と

いふ。七夜に至るまでに生兒に名を命ず。假名とて親縁の者より數多名をつくるを祝儀

とす。名を命ずるは親の名の一字を授くるもあり、また其性に適する名を撰ぶもあり。例

之ば木性は虎、卯、寛、福、茂、文、八、權、武、掛、梅、芳等、火性は覺、義、角、助、久、吉、彦、佐、定、金、源、五、龜等、土性

は忠、藤、太、重、理、利、仁、治、傳、長、榮、恒、六等、金性は與、一、伊、喜、和、友、爲、悦等、水性は新、善、庄、三、勝、四、作、

次、七、市、松等の字を撰ぶが如し。また庚申の月に生まれたるものには、金偏の字を撰ぶを

習とす。

哺乳は産後十二時ばかりを過ぎて後にし、初乳を哺ましむることを忌む。その前に布を

以て口中の穢物を拭ひ「あまもの」とて甘蓮湯、黄蓮、甘草、紅花、大黄の合劑を呑ましめて胎

尿を下利せしむ。胎尿を「かにくそ」といへり。富貴の家には母の乳の多寡に關らず、乳婦を

傭うて哺育せしむ。乳婦の撰擇は頗る嚴にして其心性、血統等すべて尋ねざるはなく、腋

臭、楊梅瘡、濕瘡、疥癬、痘痕等あるは皆これを避く。乳婦の食物には辛辣、油膩、過熱、過冷の味

を避け飲酒を禁ず。乳汁の分泌少きものは醫家に藥餌を乞ひ、また神佛に祈請す。殊にて

れが爲めに藥師如來に祈願をなすもの多し。

産後、父は七日の忌あり、母は三十五日とす。流産は姙娠後三箇月までは月經の穢と同じ

く七日の忌あり、四箇月後なれば父に五日、母に十日とす。さて産婦は産後十日間は褥婦

の内に坐せしめ、第十一日より枕直しとて肩座の上に臥すことを許す。産後は必ず堅硬の餘を味噌汁にて糞壺魚節を削りかけて與へ、うの後は勉めて精神を興奮せしむることを避け、身躰を安靜に保たしむ。第三十日に至りて、産婦は産屋を出づ。この日生兒の胎髪を剃る、或は既に七日にして剃るもあり。生兒男子なれば三十三日、女子なれば三十二日を經て、産婦生兒を伴ひて産土神に詣づ。これを「みやまゐり」または「うぶすなまゐり」といふ。其歸途親緣知己を訪ひ、自ら生兒と共に健康なることを告げ、またその祝として贈られたる品物などの禮をのぶ。第百十日に至りて喰初の儀あり。始めて生兒を食膳に向はしめて、飯を食はしむ。男子には男、女子には女の餘ひるものとす。翌年の生日に當りては雛生祝をなす。其後毎歲その儀あり、その意は單に生兒の健康を祝ふよりは、寧ろ親子の安全なるを祝ふに出でたるが如し。故に親族に疫すれば、またこの儀を行はず。

第三節　元服、壽賀

生兒三歲に至れば男女を問はず、其年十一月の吉日殊に多くは十五日を撰びて、髪置の祝あり。玉女の方に向はせ、髪の左右を少しづゝ九つはさむ。男子は左より始め、女子は右よりす。中流以下は斯くの如くせず、唯圓形、輪形、半月形などに髪を殘して、その周邊を剃り落すなり。この日また祝の酒を酌む。高貴にてはまた小兒の額に白髪綿を後に懸け、松竹梅の作り枝をかざし、蝶形、水引、童頭、醫結、藁苧などを取り添へ銜ふ。この日よりつねの帶を纏はしめ、小兒を携へて親類知人比隣を廻る。親族知友は各々これを待ち受けてそ

初喰

袴着

産神詣

の壽を祝ふなり。

男子五歳となれば其歳の正月吉日、或は十一月十五日に袴着の祝をなす。女子はこの時の祝を「かづきそめ」といふ。高貴にては廣蓋に、小袖、袴、肩なぎを取り添へ、小兒を碁盤の上に立たせ、玉女の方に向はせ、袴を左の足より踏み込ませて、右へ着す。その後式三獻の祝あり。髪置、袴着ともにまた産土神に詣づ。

この時代には頭髪をあらはにずるを常として、公卿縉紳及び將軍、大名など高貴の武人を除く外は、元服にも冠を被ることなし。俗間にはまづ元服にさきだちて半元服をなすものあり。半元服とは前髪を剃り落すをいひ、元服とは髪髪の際を剃りつけて角をいるゝをいふ。これと同時に振袖を止めて盛形を脱す。村里にては元服を若衆入といへり。この祝には盛饌を開きて親縁知己を饗す。女子も成年に至れば、眉を剃り歯を涅む。婚姻の約定まればまづ歯を涅るを禮とすれども多くは意に隨つてなす。これと同時に衣服の脇をつむるものとす。これを「かねつけ祝」とて、また親縁知己を饗す。眉を剃り落すことは概ね二十歳以後になす者多かり。

男子は二十五歳と四十二歳とを以て厄年とし、女子は十九歳と三十三歳とを厄とす。此歳には災厄に罹る患多しと信ぜられ、其年二月朔日に、更に正月元旦の如き祝をなし、また厄祝とて、親縁知己を招きてこれを饗す。

男女共に六十一歳に至れば還暦の祝をなす。これを本卦返りの祝ともいひ、祝宴を開い

て、親縁知己を饗し、自らは赤色の頭巾衣服を着けて賓客に會す。盞し年老いて、却つても其の小兒にかへりたる意なるべし。七十歳には古稀の祝とて、また酒肴を饗し、紅白の餅をつく。壽の字をしるして、親縁知己に配る。七十七歳には喜の字の祝をなす。これは七十七の三字を併せば喜の字の行なる故に肖たるが故にこの名あるなり。この祝には餅または扇子などに喜の字をしるして配る。八十歳にはまた祝をなし、餅酒を設くること古稀に同じ。八十八歳に至れば米の祝をなす。米の祝とは八十八の三字を重ぬれば米となるを以ていふなり。九十及び一百歳のときまた壽を祝して宴を開けり。

第四節　喪葬追祭

高貴の喪儀は鎌倉以來の風の一たび正規となりて、また漸く壞れたるものに過ぎず。此期に於て特にいふべきは、中流社會の喪儀とす。人死すれば家人は屍體を牀蓆の上に移し、倒まに屏風を立て、枕頭に卓を設き燈を立て、香を炷き燈をかゝげ、屍體の上に刀を置きて惡魔の來襲を防ぐ。直ちに訃を比隣親縁知已に告げ、また檀那寺に報ずれば、何れも集まり來りて吊詞を述べ、香花料を贈り、或は葬儀を助く。檀那寺よりは僧を派して終夜枕頭に於て誦經せしむ。これを枕經といひ、其僧を伽僧といふ。また寺より白木の位牌に戒名を書して、これを死者に授く。一向宗にては戒名に釋の一字を冠せしめ、日蓮宗にては日の一字を附す。概ね男子には信士、居士の稱を授け、女子には信女、大姉の稱を與ふ。身分貴きものは更に院號を用ふるもあり。天保の改革に、平民に院號、居士號を附くることを及び三尺以上の大碑を立つることを禁じたり。」さて屍體を沐浴せしめ、其頭髪を剃りて僧形とし、白衣を着せ、數珠を持たしむ。これを湯灌といひ、湯灌終りて棺に納む。棺は木を以て造り、方函の形をなして卍字を附す。通常は其上部に棒を通したるものなれども、儀を重くするものは輿を用ふ。富人は寢棺を用ふれども、貧民は早桶と稱して粗製の桶を棺とするもの多し。棺の中には死人が生前に用ひたる衣服調度を納め、また錢これを六道錢といふ紙にて作れる錢の形を用ふるもあり、杖、草鞋、脚絆の類を納るゝことあり、これ死者の靈魂が幽冥の途に上り、六道の辻、三途の川を過ぎん時これを要すべしとの妄信より起れり。寛保二年、將軍吉宗諸寺をして各檀越の六道錢を容るゝを禁せしむ。また妻妾は夫の爲めに頭髪を截りて棺に納むることあり。

葬儀は大抵一晝夜を過ぎて後行ふ。遲きは三四日の後に爲すもあり。寅日、五墓日、十死日などに當れば一日を上下す。或は假に葬儀を營むもあり。儀は概ね暮六つ時を期とすれども、百姓町人は多く晝間に行ふ。棺の家を出づるに當りて門火を燃きてこれを送ること婚儀に同じ。葬送の次第は前驅先づ導き、僧侶鈴を鳴らして行き、高張提燈を照らすもの、香爐、紙華、幡、天蓋、位牌を捧ぐる者相繼ぐ。棺は中央にあり、其兩側に無紋の箱提燈を照らし、其後に輿側の從者從ふ。士人にありては猶ほ裃草履、或は挾箱、傘などを持つもの、馬を牽くものなど相從ふ。その後に喪主、從者に定紋の箱

提燈を照らさせて行く。これに次ぎて親縁知己比隣の人々續き送る。京都にては死者及び棺を昇く者の額に三角の紙を貼することあるは、蓋し平安以來、烏帽子の遺風を存するものならんか。都市富家の葬儀は外觀を飾るを旨とし、檀那寺の組合五箇寺の僧侶を聘して其儀に列ならしめ、その他知音の僧侶はすべてこれを迎ふ。近親の人も僧侶を送りて葬禮の式に與からしむ。親縁知己比隣が自ら葬を送るはいふに及ばず、何れも己が町内の者を燃み、送葬に從はしめて其儀を盛にす。喪家よりは會葬の人々へ饅頭菓子などを賦與す。多きは五百人、千人にも及ぶといへり。村里はこれに異なり、知音ならざる者は來り會せず、其儀も質素なりと雖も、組合の制よく行はれ、無常講などと稱して、平時より金を貯蓄し、一家に死人あれば其金を出だして葬費を助け、隣中の人集まり來りて、自ら棺を昇き、壙を穿ちなどす。死を穢れたりとして厭忌する風は猶ほ太古の如く、會葬者の殊に親しき者に酒食を饗するにも、喪家の穢火を用ふることなく、隣家に借りてこれをなす。また出雲の杵築町の如きは大社のある處なるを以て、公然屍體を昇き行くことを憚り、これを窃籠に入れ、病人と稱して檀那寺に送り、こゝにて洗浴せしめて後葬儀を行ひたりき。

自家または檀那寺に於て僧侶棺前に讀經し、死者に引導を授く。其儀終れば棺を葬場に送り埋葬または火葬にす。此時代には火葬は概ね東本願寺派に限り、餘宗の門徒は埋葬とす。但し餘宗にても死者が生前に遺言して火葬をなさしむることあり。葬儀を畢へし

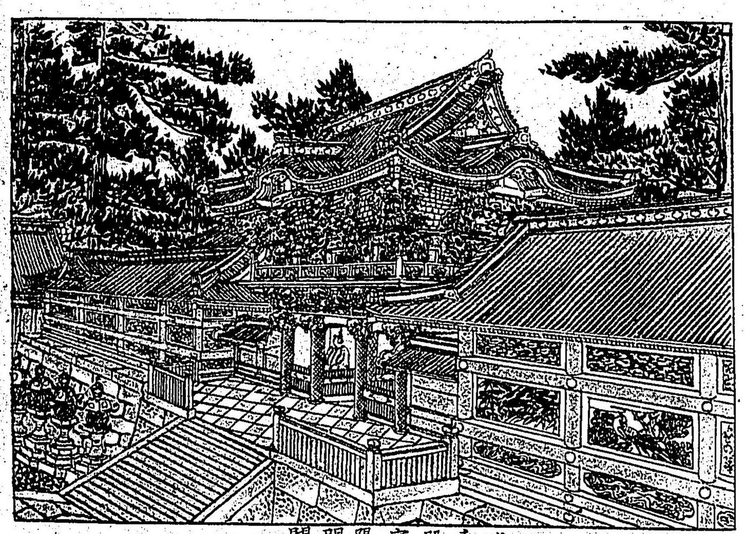

日光東照宮陽明門

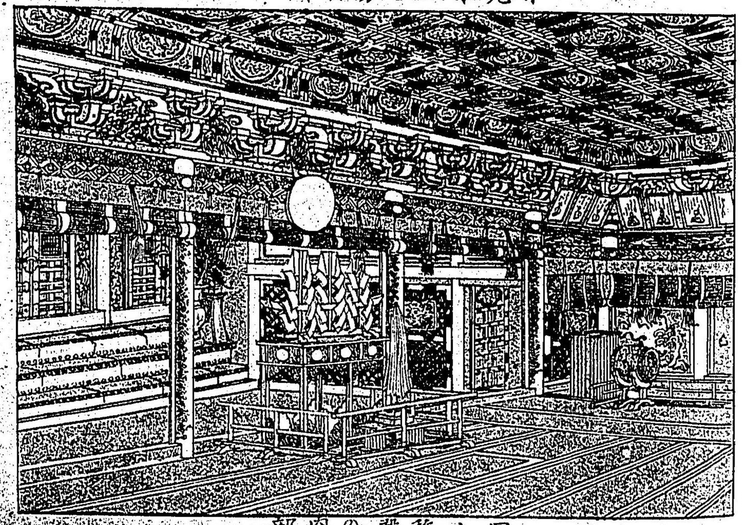

同上拜殿の内部

翌日、更に寺に詣り墓を拜す。火葬なれば其日灰燼の中より遺骨を拾ひ集めて、家に齎らし歸り、殘灰は茶毘塲の北隣に埋む、これを灰塚といふ。遺骨は瓶に納めて佛檀に供へ置くこと、凡そ七々日にして墳墓の中に藏む、舍利及び齒は異宗徒にありては大谷の骨堂、餘宗にありては高野山、黒谷などに送る。

天子を火葬となすことは持統帝以來積習となりしに、此時代の初め承應三年、後光明帝の崩御に當りて、京都の魚商八郎兵衛慨歎に堪へず、諸官の間に奔走して火葬の弊風を更めんことを請ひしかば、廷議遂にこれに從ふ。是より大葬に茶毘を用ふること止みたり。歷朝天皇の大葬は泉涌寺に於てすること、既に室町時代に逃べたる如し。將軍家康は駿河久能山に葬りしが、僧天海其遺命と稱してこれを下野日光山に移葬す。三代家光大いに其廟堂を修し、天下の美觀をつくす。其費凡そ七十萬兩。また天海の議に從ひて皇胤一人を請ひ、日光山門主となし、寛永寺を里坊となす。二代秀忠以來は上野寛永寺或は芝增上寺に葬り、一人毎に靈廟を營みて奇功を盡くしゝが、八代吉宗以來は別に廟を設けず。從來のものに合祀せり。吉宗の意に謂へらく、天子は七廟を稱す、然るに德川氏の廟上野に三、芝に三、これに日光を加ふれば七廟となる、臣下にして天子の上に昇るは僭上の限なりと、因つて爾來別に廟を立つることを止むるの後、三代家光の廟火災に罹りしかども、これを改築せず、四代家綱に合祀したり。

江戸時代

京都に五三昧塲ありて茶毘の塲に供せしことは、既に述べたり。前期秀吉薨じて後豐國

神廟を鳥部山に建てしに、鳥部野の茶毘の煙の社頭に通せしかば、不浄を避けんがために葬場を建仁寺の前鶴林に移す、されど後これを廃して、また鳥部野に復せり。此時代の初め南禪寺金地院の山上に東照宮を勧請せしに、阿彌陀峯の茶毘の臭氣の侵すを思み、火葬場を花頂山に移せり。江戸には北に小塚原、南に鈴が森の刑場の邊及び隅田川の東行徳街道に當れる中川の邊なぞに三昧場を設けたり。すべて茶毘を業とする賤民を隠坊と稱す。遺骸を埋めまたは殘骨を納むるには、都市にては寺院の墓地に葬り、村落にては寺院の墓地に、または人家に遠からざる所に共同墓地を有してこゝに葬れり。墳墓に石標を建つるは、通常百箇日に至るまでの間にす。概ね伊豆石、青石なぞを用ひ、五輪或は方柱圓柱なぞ、其形狀一ならず。小兒には地藏の像を立つること多かり。石標には死者の法號、俗稱、死沒の年月を誌す、或は更に一生の略歴功績なぞを記すあり、辭世の詩歌を鐫るもあり。

新たに死人ありし家には、喪中は神棚を封じて穢氣の入らざる樣にす。鄙俗には輕きは三日、五日、重きは一七日、二七日の間、門戸に簾、または黒色の暖簾を垂れ、葬を休みて哀を表す。また士庶ともに忌札また門牌を戸外に貼す。忌札は白紙に忌または忌中の字を書したるものにして、門牌は死者の戒名、年齢、死亡の年月を記したるものなり。さて死後第七日には初七日中陰とて、當日または其前夜(逮夜)に、自家若しくは檀那寺に於て法會を營み、親縁知己これに會す。その後一週日毎に僧侶を聘して讀經せしめ、第七週

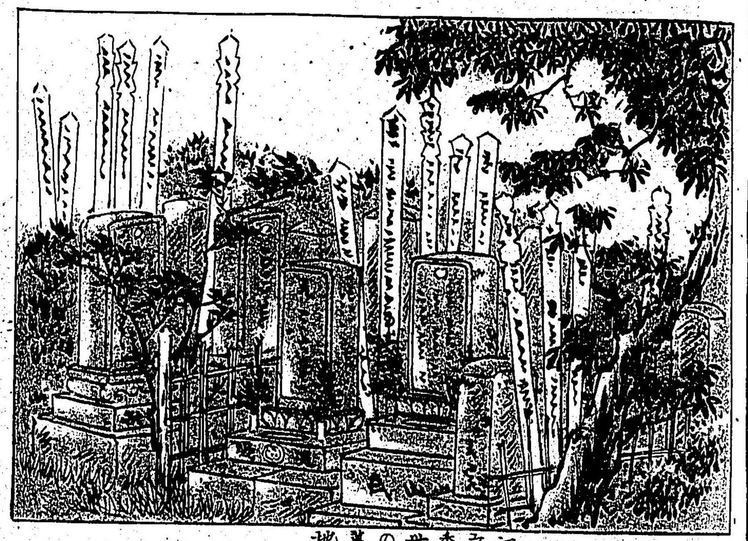

江戸季世の墓地

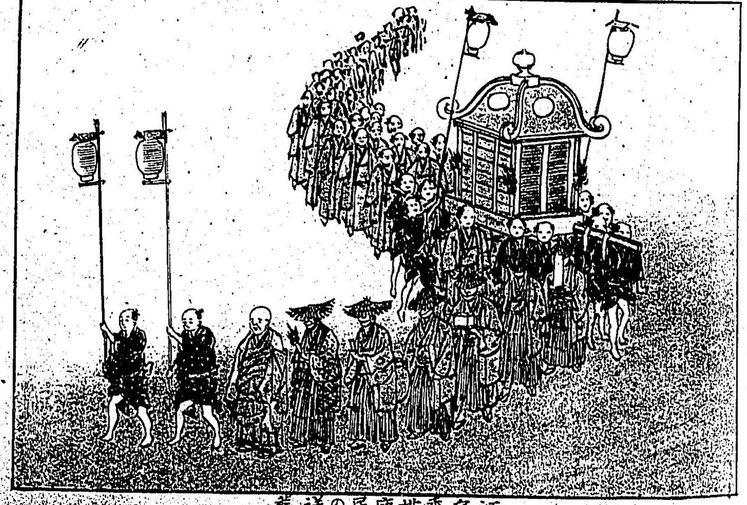

江戸季世庶民の送葬

に終り、其日には七七日の法會を營む、但し眞宗派にては多くは五七日に終る。其間に死者の遺物を子弟甥姪朋友家人奴婢等に配つことあり。またその死したる翌月の命日に至りて、僧侶を聘して讀經せしむ、これを「たち日」といふ。更に第一百日に至り、百箇日の法事を營み、一周忌、三回忌、七回忌、十七回忌、二十三回忌、三十三回忌、三十七回忌、四十三回忌、四十七回忌、五十回忌、百回忌に及ぶ。百回忌以後は五十年毎に法會を營む。』

血緣のものに死者あれば忌服あること、寧樂以來に同じ。忌とは家に閉居して、仕ふるものも暇を乞うて出勤せず、只管齋戒することをいふ、故にまた「いとま」といふ。服とは平常の服を脱ぎ、喪服を着けて哀を表はすをいふ。貞享元年、幕府、林信篤に命じて服忌令を制定せしむ、其制凡そ次の如し。

高祖父母	養父方	忌	十日
		服	三十日
曾祖父母	養父方	忌	二十日
		服	九十日
祖父母	養父方	忌	三十日
		服	百五十日
父母	養父方	忌	五十日
		服	十三月
嫡母		忌	三十日
		服	三十日
夫		忌	三十日
		服	三十三月
妻		忌	二十日
		服	九十日
末子	娘	忌	十日
		服	三十日
同	養母方	一日	遠慮
同	養母方	一日	遠慮
同	養母方	忌	二十日
		服	九十日
養父母		忌	三十日
		服	百五十日
繼父母		忌	三十日
		服	三十日
夫の父母		忌	三十日
		服	百五十日
嫡子		忌	二十日
		服	九十日
養子		忌	十日
		服	三十日

養女　忌三十日　服三十日
伯叔父姑（養父母方）　忌三十日　服三十日
兄弟姉妹（養父母方）　忌三十日　服三十日
異父兄弟姉妹　忌三十日　服三十日
嫡孫　忌二十日　服九十日
末孫　忌三日　服七日
曾孫　玄孫（嫡方は忌服なし）　忌三日　服七日
從父兄弟姉妹（嫡方は忌服なし）　忌三日　服七日
朔姪（嫡方忌服なし）　忌三日　服七日

七歳未滿（父母は三日の遠慮、其外は一日の遠慮）

遠國に於て訃報至れば、父母なれば其日より正規の服忌を受く、その他の血族は訃報至りし日より服忌の殘る日數を受くべし。忌の日數既に過ぎたる時は、一日の遠慮をなすのみ。忌服を重ねざるを得ざる場合、例之ば父の忌服未だ明かざるに、母の忌服これあらば更に母に對する正規の忌服を受く、また重き忌服中に輕き忌服終らば、更に追うて忌服を受くるに及ばず、猶ほ殘る日數あればその日數のみを受くるものとす。

第九章　典禮及び年中行事

第一節　禁裡幕府の典禮及び年中行事

禁裡　禁裡の年中行事は寧樂の朝より平安の世に至りては大いに備はりたりき。その後、武家の世に至りては皇室の陵替と共に、恒例の節會なども或は絶え、或は絶えざるも其式微々として藤原氏盛時の十が一にも及ばず。此時代に至りてはすべて朝廷に於て行はるゝ典禮は、幕府その費用を擔任したりしかは、古典の回復したるもの多しと雖も、王朝の盛時に比ぶべくもあらずとさればこゝに更めて禁裡の年中行事を列叙せずとも、平安時代の式例の衰へたるものといひて足りぬべし。さりながら鎌倉以來、武家の風俗に倣ひまた時流の變遷に從ひて、未だ平安の世に見ざりし行事の加はりたるものゝなきにしもあらず。その一二を言へば、正月五日に御斬始あり、此日千秋萬歲、猿舞、清涼殿の西の庭上に於て其技を奏す。鷄合は古へより其戲を行はれしが、定まりたる日もなかりしを、何時しか三月三日、清涼殿の南庭に於て行はるゝことゝなりぬ。四月十六日日光東照宮に例幣使を遣はすこと、伊勢神宮と其儀を同じうせらるゝは、勢あるに從ふことの止ひを得ざるに出でたるなるべし。日光の奉幣は四月十六日、伊勢は九月十六日なり。六月朔日に氷餅を召さるゝは、蓋し氷室を作りて氷を奉らしむる古禮の廢れてより、略儀としてこの事あるか。八月朔日尾花粥の祝儀あるは武家以來の風なり。その十五日及び九月十三日に名月を賞せらるゝも何時しか恒例となりにき。十二月八日には溫糟粥を祝ふ。歲末には吉日を擇んで煤拂あり。

天子一代一度の大嘗會は後土御門帝即位の初め戰亂紛々の世に當りて其式を行ふ能はず、これより中絶すること二百五十六年、貞享四年、東山帝の即位にこれを再興す。次の中御門帝の世、故ありてまた行はれず、櫻町帝に及びて即位後四年を經、元文四年にこれを復興せられたり。その他加茂、石清水等の祭式の再興もあれど、そは民間年中行事の條

に叙べん。

幕府　幕府の年中行事は正月元日兎の吸物幷に御茶の式あり、二日に帯初あり、三日に剕始、其夜謡初ありすべて元三の間に諸大名諸役人御用達の職人町人等年始の御禮として登城し、六日には僧侶巫祝の輩御禮のため登城す、七日若菜の節供の式ありて諸大名登城す、十一日具足の餅鏡開の祝あり、連歌の興行あり、吹上苑に於て弓場始ありて將軍大的を覧る、十二日御射始、十三日評定所式日初寄合、毎月朔日(二、三の兩月を除き)と廿八日(三、五、六、八、九、十、十一月を除き)とは月次御禮と稱して諸大名諸士登城す、二月十日初講釋將軍諸士とゝもに儒書の講釋を聽く、正月、十二月を除き、二月を始めとして毎月十日に此儀あり、二月中丁聖堂に於て釋奠の儀あり、三月三日上巳節供の式あり、四月十五日頃參勤交替の諸大名の出仕あり、十七日日光祭禮の日なり、將軍諸大名紅葉山に詣づ、五月朔日より夏座敷の室禮をなす、五日に端午節供の式あり、六月朔日より座敷を極暑の拵にす、土用入の日諸大名諸士出仕す、此月十六日嘉祥の祝儀諸大名諸士出仕して祝の餅を受く。

七月七日に七夕節供の式あり、八月朔日八朔の祝儀あり、三千石以上の士、太刀馬代を獻す、中丁日釋奠の儀あること二月に同じ、また此月中旬禁裡へ初鶴を獻ず、九月朔日より冬座敷の室禮をなす、九日に重陽節供の式あり、此月下旬禁裡へ初菱食を獻ず、十月の初亥に玄猪の祝儀あり、此月下旬より十二月に至るまでの間に三家諸大名鷹狩の鶴皆く

江戸元旦大名登城

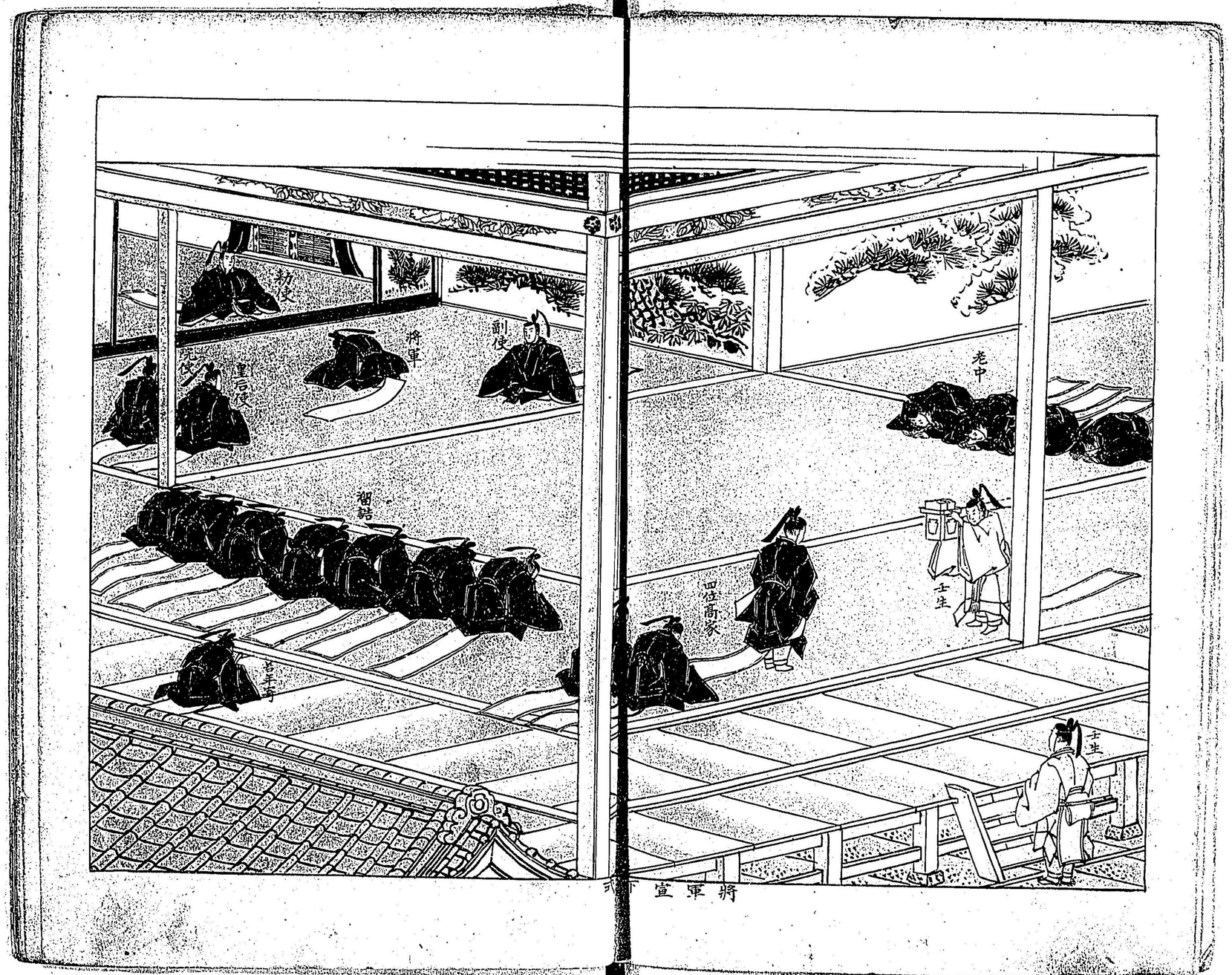

将軍宣下

は雁を獻ず、また此月下旬若くは十二月の初め目黒駒場野に於て鷹狩あり。十一月十七日將軍、碁將棊の技を覽る、寒入の日諸大名諸士の出仕すること土用入に同じ。十二月十三日歳納の祝儀、二十一、二十八の兩日歳暮の祝儀あり。二十九日城の內外諸門に松飾を立つ、下旬節分の日諸大名諸士また出仕す、その他家康以來の將軍また先代の御臺所その忌日には紅葉山若くは寛永寺、增上寺の靈廟に將軍自ら詣り、または名代を以て參拜せしむ、概するに幕府年中行事の主たるものは年始、八朔、五節供、玄猪の祝儀なり、五節供とは即ち德川幕府以來の稱にして正月七日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日をいひ、八朔は德川氏の江戶入府の日なるを以て嘉例として殊にこれを重んじたるなり。』

臨時の大禮にては、將軍宣下の儀は鎌倉以來武家の禮儀として重かりしが此時代に至りては益々これを重んじて、將軍一代の重典となす。慶長八年、家康伏見城にありて征夷大將軍に補せられ、其禮を正殿に行ふ、勅使これに向ひ官務外記位記宣旨を捧げて進む、家康、永井直勝の容儀に倣へるを以てこれを受けしむ。次で上京して二條城に入り、參內謝恩の儀を以て龍顏を拜し天盃を賜はる、乃ち銀千枚を進獻したり。二代秀忠、三代家光の襲職の時は皆江戶を發し二條城に入りて其禮を行ふ、儀父祖の時より盛なりき。四代家綱襲職の時、その幼稚なる故を以て始めて江戶城にて其禮を行ひしに、永く例となりて、將軍の長幼を問はずして上洛の儀を擧行せざるに至れり。江戶城にありては朝廷より勅使院使、女院使等下向し、城中大廣間にて其禮を行ふ、將軍上段に着座のうへ、勅使參

入して中段上の左の方に着座すまづ告使として地下の者庭上に於て御昇進〳〵と二聲呼ぶ、次に副使宣旨を覽箱に入れ、官務に渡す。官務進んで高家に授け、高家は上段に進んで將軍の前に奉す、その宣旨には征夷大將軍、右近衛大將、淳和奨學兩院別當、右馬寮御監に任ずるもの各々一通、源氏長者に任ずるもの二通合せて六通あり、宣旨頂戴の式終れば老中これを御納戸構に納む、次で高家進んで覽箱を取り出でゝ奏者番に渡せば、奏者番これに砂金二包を入れて官務に授く、その後副使また宣旨を覽箱に入れ大外記に渡す、大外記これを高家に授く、その宣旨は內大臣に任じ隨身兵仗を許し、右近衛大將元の如き由をしるしたる者各々一通、牛車を許す由を記したる者二通合せて五通あり、授受の式略々前に同じ、終りて勅使は更に禁裡より祝儀として進せらるゝ太刀目錄を將軍に送るすべて宣下の式畢りて後、三家を始め外樣譜第の諸大名登城して祝賀するを例とせり。

第二節　民間年中行事

正月　一年の始めは何となうのどかにしてまた目出度く、九重の大內より巷の苫屋に至るまで輕重の差はあれど、まづ門の左右に松竿を立て、其間に注連繩を飾り、また根曳松を門に立て、背戶、井竈、神棚、湯殿、厠などにも、すべて松を立て、輪飾として注連繩を輪にして結びたるを懸く、家々には三方臺に歯朶、楪葉を掻敷として米を盛り、松が枝を立て、海老、熨斗、飴昆布、神馬藻、山橘、九年母、蜜柑、棚、搗栗串柿、梅干、田作の類を盛り添へて、賀客來

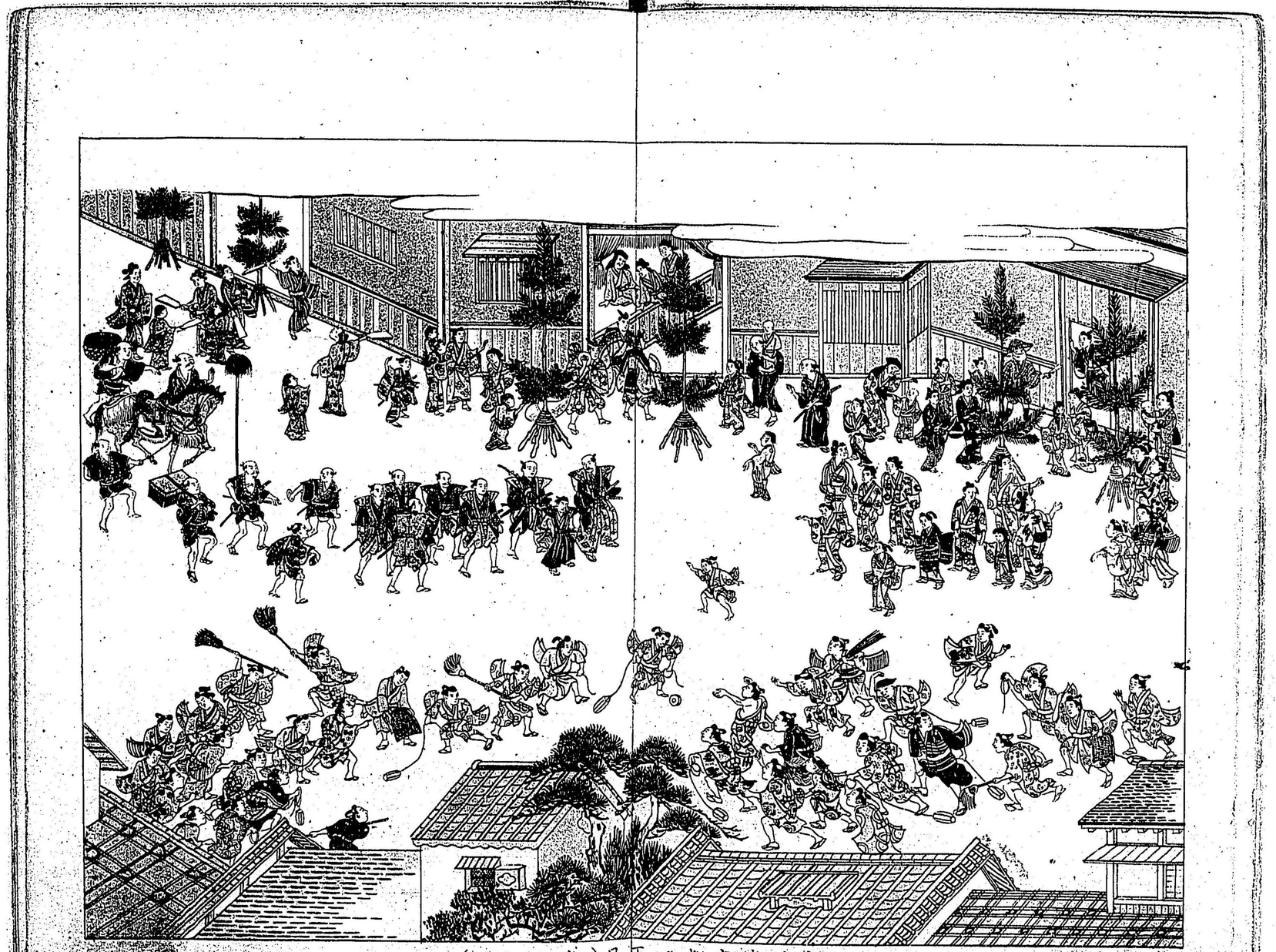

江戸時代京都の正月（覧文年間）

ればまづこれを供して新年を祝す。これを蓬萊盞といひ、また口祝とも「くひつみ」ともいへり。さて元日は年の初め、月の初めなればとて萬民業を休みて謹み祝ふ。まづ朝早く起き出でゝ若水を汲みて顔を洗ひ、歳徳の神を拜す。この神は、恵方とてその歳の吉兆の方を撰びうの方角に向ひ家のうちに神棚を飾りて、こゝに祀れり。或は初日出を拜まんために日出前に家を出でゝ遠望に適したる處に至りて日出を拜むも多かり。かくて後屠蘇酒を飲み雑煮餅を喰ふ。屠蘇は年若きものより飲み始むるならひ、雑煮は地方によりて調理の法異なれども、多くは餅に蘿蔔芋頭結昆布、開牛蒡、うち鮑、煎海鼠などを交へて羹とす。また大服（ふくちや）とて若水を以て茶を煮たる中に梅干、蜀椒、結昆布を加へて主客ともにこれを飲む。此日また恵方詣とて恵方に當りたる方角の神佛に詣づるもの多く、また産土神に詣づるもあり。元日より十五日までの間は年禮とて人々親戚知人の家に至りて新年を賀し、家々には節振舞（椀飯振舞）とて酒食を供へて客を饗す。さて此頃出づる行商物貰ひの類には元日に寶舟の繪を賣り歩くもの多く街頭を奔走す。此夜これを枕の下に布きて寢ぬれば吉夢を見るといふ。京都にては愛宕の念佛寺の門前に大神人集まりて酒宴を開く。これを天狗酒盛といへり。また元日江戸には祝儀（はゞ）とて糯米を炙りたるものを賣るものありしが、後には絶えぬ。その他元三の間に來るものには大神樂、萬歳、鳥追、春駒、大黒舞などあり。

二日は貴賤ともに業を始め春を試む。文字を知るものは何れも書初めて筆を試み、商家は店肆をひらきて賣初をなし、工人は始めて其道具を試む。江戸、大坂、その他諸國の港には船乘初ありて殊に大坂を盛なりとす。此日より四五日の間に初荷とて、貨物を飾りうち囃す聲も勇ましく、問屋〳〵より花主なる商家に送る。大坂米商の初市は四日、五日なり。三日は慈惠大師(元三大師)の忌日なりとて京邊は比叡山、江戸は東叡山に參詣する者夥だし。四日は鏡開とて元日より神棚、井竈などに供へたる鏡餅を下して搗く。武家の具足鏡餅開は始は二十日なりしが、承應年中より十一日に割りかきて食へり。この日、飛鳥井家の鞠始あり。六日に貴賤年越を祝ふ。七日を七くさといひ、上下共に七種菜を食ふ。まづ昨夜綯でたる糞、蕪菁などを俎板に載せて、これを敲きながら聲高やかに「唐土の鳥と日本の烏と渡らぬ前に」と囃し、さてその敲きたる菜を七日の粥に用ふるなり。此日攝津瀧安寺豐島郡勝尾寺島下郡等に福富の執行あり、殊に瀧安寺なるは箕面の富とて全國に名高く、富突の法にて修正會祕法の護符を授くるを己取り當りて大福を得んとて、數まり來る者さながら雲霞の如し。此頃また大坂の天王寺、京の清水寺、江戸の王子權現なども牛王の加持を修して護符を出だすところ多し。十日には十日夷子といひて蛭子社に詣づる者多し、殊に攝津の今宮の夷子は工商ともに參詣せざるものなし。此神は蛭子にして、詣人木槌を以て胴背の羽目板を敲き、連聲に「今參りました」と叫ぶ。また此地の商

賈は此日を吉日として帳簿を綴づることと京の初寅に於けるが如し。初寅には京人何れも歡馬の毘沙門天に詣でゝ福を得んことを祈る。その神前には福掻といふものを賣ること、猶ほ江戸酉の市の熊手の如し。十四日年越を祝し、家々の門松注連繩をとり拂ひ、前掛を下ぐされば元日より此日までを松の內また注連の內といへり。十五日早曉昨日まで飾りたる松注連繩を燒き、また二日の吉書を燃やす。これ往古漢土より爆竹の風を傳へ、左義長といひて行はれしものゝ今に存ずるなり。江戸にては承應の頃より六日に門松を取り納むることゝしまた爆竹を禁じたり。十五日にまた萬疾小豆粥の祝をなすは即ち平安時代の餅粥の節供にて、粥杖にて婦女の腰を打つ風も諸國に遺存す。十六日家家の奴婢やぶいりとて一日の暇を得、鄉家に歸りて父母兄弟を省し、神佛に詣で、任意に遊觀逍遙をなす。また古へは七月の盂蘭盆と等しく此頃にも踊をなして佛に供せしことありけんと覺ゆれど、當時は山城の日野裸踊、七瀨川裸踊などにのみ其風を存して、盆踊ばかり盛なり。十九日京の吉田家にて大祓をなす。婦女の詣づる者多しされば京人は此日を女節分といへり。二十日商家に夷子講を催せども、十月の盛なるに及ばず。此日を二十日正月といひ、餅四子を食するもの多し。二十四日に江戸雷門天神(鷲巢)の神事あり。太宰府天神の舊例に倣うて文政年間より始まりたり。廿五日淨土宗の開祖法然の忌日とて其宗の寺院にて法會を行ふ。京の智恩院、江戸の增上寺なども最も盛なり。

民庶が神佛信仰の念は永く腦中に感染し、その緣日には正月を初めとして、毎月社寺に

歩を運びて怠らずだとへば甲子の大黒、寅日の毘沙門、卯酉及び十六、廿日の聖天、巳日の辨天、午日の稲荷、申日の山王、庚申の帝釋天、青面金剛、亥日の摩利支天、朔日、十五、廿八日の產土神、妙見、五日の水天宮、八日、十二日の藥師、八の日の鬼子母神、十日の金毘羅、十三日の日蓮宗祖師、十六日の觀音、十九日の七面神、廿一日の弘法、廿四日の地藏、廿五日の天滿宮、廿八日の不動の如しずべてこれらは毎月參詣するが中にも殊に正、五、九の三月を盛なりとす。この三月を年三長月といひ、これを吉なりとするはもと佛家の說ながら、此時代には神事その他の事にも應用したり。また日待は三日、十三日、十七日、廿三日、廿七日の夜すがら眠に就かず知人隣保相集まりて遊遨嬉戲し、また僧巫を請じて經呪を師し、朝暉の出づるを待つ、その事古へより今に至るまで行はれたる庚申待に似たり、これを行ふ月はまた正、五、九月をよしとす。月待も此類にて、廿六夜などに逸遊以て月出を待つなり。正月、七月にこれを爲すもの多かりしが、後には專ら七月のみとなりたり。

二月、二月初卯には石清水八幡祭あり、また大原野祭（山城乙訓郡）あり。初午は諸國の稻荷祭とす。就中山城伏見稻荷及び三河の豐川稻荷最も賑はし、初午詣はまたは已午市とも稱す。江戸は稻荷の神祠の數甚だ多きが中に殊に優れたるは王子、烏森、三圍などに有るものとす。祭日には祠前に提燈、行燈を點し列ね、旗幟を立てゝ甚だ賑はし、大坂には具田山、杉山等の稻荷あり。上申には春日祭、大和添上郡あり。彼岸には寺院に於て七箇日の

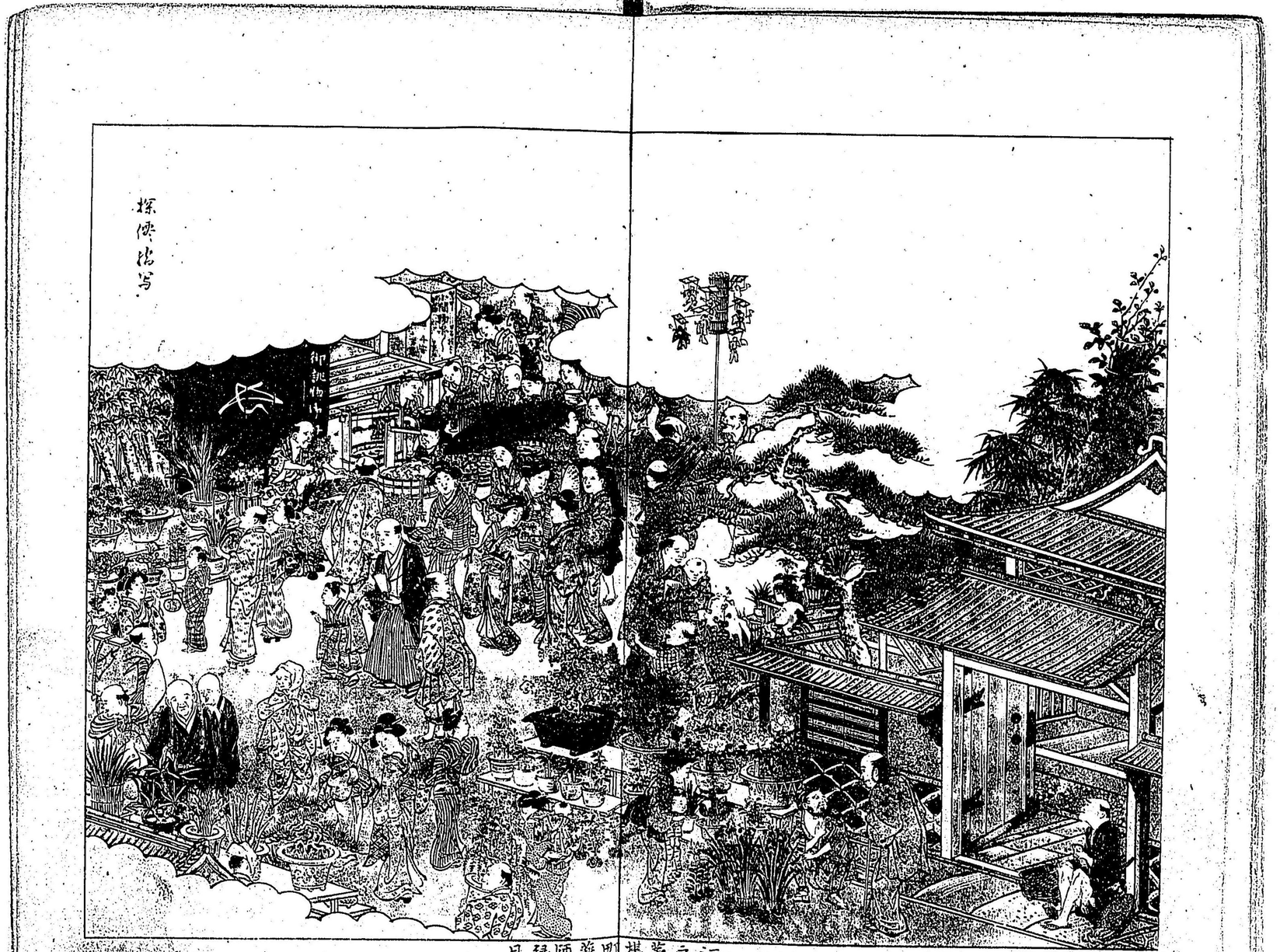

江戸茶場明藥師縁日

開佛事說法を行ふ、俗間にても僧侶を招き作善を修し、また札所觀音詣、江戸にては六阿彌陀詣をなすもの多く、大坂にては天王寺彼岸詣いと賑へり。

朔日は吉野餅配とて大和金峯山にて祈禱懺あり、藏王堂の前にて佛供の餅を投げて衆人に施す。此日また奈良東大寺に於て二月堂修法あり、伊勢津の觀音寺に鬼押の神事あり。二日には攝津の昆陽寺河邊郡に開山行基の祭を修す。此日二日灸とて點灸をなせば、其功他日に倍すといふ。昔は此日を奉公人の出替日となせしが寛永八年より三月三日となりにき。七日より十四日まで奈良興福寺に薪能あり、金春觀世寶生金剛の四座のうち二座の役者江戸より此地に來りて勤む。八日は江戸にては正月事納とて家々に煤目籠を竿頭に着けて屋上に立つ、この日と十二月八日とに江戸にてはいとこ煮の汁をたつるなり。十日は江戸湯島天神る、芋、蘿蔔、豆腐、牛蒡などいろ〳〵を實としての祭禮なり。

九日より十五日まで京北野釋迦堂（大報恩寺）、大通寺等にて遺教經訓讀會あり。さて十五日に至れば諸國の寺院あげて涅槃會を修行し、一向宗のほか諸宗の伽藍には涅槃像を懸けて衆庶に觀覽せしむ。就中有名なるを東福寺なる兆殿司の畫とす。此日俗間にも霰餅、大豆などを煎りて佛に供す、これを京邊にて「はなくろ」といふ。夜に入れば嵯峨の柱炬とて京嵯峨清涼寺に於て大篝松をつくりて燃やす、これ釋迦の遺骸を荼毘せし遺意なりといふ。また攝津の四天王寺に舞樂あり、この日また九州彦山權現の祭あり。十六日に

は盲人等、京高倉清水花に聚まりて光孝天皇の子雨夜親王の追福のために石塔會を修して平曲を語る。勾當三人、明日四條河原に至り石を積みて塔の形を擬す。二十日、幾府の淺間祭なり。二十二日は聖徳太子の忌日とて、諸寺に太子會あり。就中四天王寺の聖靈會最も著る。二十五日は菅原道眞の忌日とて、諸國の天滿宮にて神事あるが中に、京北野天神のもの殊に目ざましく、神田を預かる家々より奉る供物に、菜花を插すが故に世にこれを菜種の御供といふ。太宰府の天神祭これに劣らず、また河内の道明寺にて道具の像の開帳あり。此月春季の土用、種米の期至るに及びて、諸國農家は水田を祭りて米穀の豐饒を祈る。これを水口祭といへり。

三月　三月酉の日石清水臨時祭なり、また初酉または中酉に信濃の諏訪明神の祭あり。三日は桃の節供とて公私ともに蓬餅、白酒などを備へて佳節を祝ふ。殊に此時代の初めより雛祭を此日と定めて、女子ある家には雛人形を祭り、當才の女子あるところには、初めの節供とて殊に其式を丁重にす。されば此雛祭に備へんが爲めに、二月二十五日より三月二日まで都市の街衢には市を設けて、錦繡もて飾りたる雛人形、紙雛、手道具、這子、人形の類を商ふ。殊に江戸の中橋、尾張町一丁目、十軒店、京の四條、五條の東、大坂の御堂前順慶町の市賑へり。當月より四月に至るまで潮干強く、殊に三月三日を節として貴賤海潮の干たる所に出でゝ貝を拾ふ。江戸にては品川、芝、深川、大坂にては住吉などを最も賑へり。これを潮干狩といふ。四日奉公人出替にて僕婢舊主を辭して新主に事ふ。僕婢の期限は一年を二期に分ち、上巳と重陽との間を各々一期となせり。奴僕は一年を二期となし、二月朔日を以て出替日となす地もあり、地方によりては二月、八月にするもあり。五日より十五日まで嵯峨清涼寺に於て大念佛會を修し、村民釋迦堂にて狂言を催す。其技壬生のものに似たり。十日洛北今宮の安樂花祭にて、土民裝束をつけ、踊躍して「やすらひ花や」と拍す。祭時は疫病多きが故に、これによりて疫神を禳はんとするものにして、往古の鎭花祭の遺風なり。十二日善導忌とて、諸國の淨土宗の寺に於て、唐僧善導の追福を營む。此日より明日をかけて天台禮拜講あり、日吉八王寺拜殿にて修す。十五日に江戸隅田川水母寺梅若塚の大念佛あり、この日雨ふるを俗に梅若が涙の雨といふ。十五日より二十四日まで洛西壬生村の心淨光院に法會あり、これを壬生大念佛といふ。土民堂前の舞臺に於て無言の狂言をなす。其技に桶取、炒鍋割、花盜人等二十九番あり、壬生狂言とて世に名高し。この頃櫻花の盛時に京千本の北引接寺閻魔堂にて念佛あり、これを千本念佛といふ。狂言をなすこと壬生念佛に似たり。十八日、江戸淺草三社權現の祭禮なり。隔年にこれを行ふ。此日、十九日も淺草寺にて錢を賣る者多し。世呼んで錢市といふ。十九日嵯峨清涼寺釋迦御身拭とて寺僧白巾を以て本尊を拭ひ、以て如來の妙香を移して衆生煩惱の不淨を去らしむとなり。二十一日は弘法大師入定の日なればとて、諸國眞言宗の寺院に於て御影供の修行をなす。就中京の東寺、紀伊高野の金剛峰寺を以て第一とし、寺の內外市をなす。洛西御室の仁和寺も花見を兼ねて集まる人多く、高雄山は此日に限りて女人の參

江戸時代

誹を許されたり、江戸近邊は川崎大師詣へり、二十五日、本願寺蓮如の忌日とて諸國一向宗の寺院に於て蓮如忌を營み、信徒踵を接して參詣す、此日、奈良磐若寺の文珠會あり、此月より夏にわたりて凡そ日數六十日の間、諸國の寺院に於て靈佛什寶の開帳多し、わきて三都の賑は格別にて、米錢、造り物、幟、提燈などの寄進、衆人の眼を驚かす、また文人墨客の書畫會、俳士雅人の小集、音曲の温習會などを酒樓に催すも春より夏にかけて多かり、』

四月、四月の中卯卯日三日あれば初卯、諸國に稻荷祭多きが中に、最も盛なるは伏見の稻荷祭なり、この祭は平安時代よりいと盛なりしを、應仁の頃より衰微し、此時代に至りても僅かに神輿の渡御形ばかりの式あり、撒錢を拾はんが爲めに乞丐多くその後に從ひたれば、乞食祭の汚名をさへ負ひたるを、安永年間、遠水恒幸といふ人奔走して遂に昔時の大祭に復せしめたり、まづ三月の中午、五座の神輿、洞を發し伏見街道を經て五條より九條までの間を渡御し、日を重ねて四月中卯に本宮に還る、初申に大原祭、平野祭、大和の當麻祭、中午に筑前の宗像祭、宗像郡、中午に近江の多賀祭、犬上郡あり、中酉は加茂祭と す、祭は中午、中酉の兩日とし、午なるは御陰祭といふ、酉なるは葵祭または國祭といひ、其式殊に嚴重なり、此祭は戰國以來中絶すること年ありしが、元祿七年に再興ありてより、また中古の如き大祀となりたり、中酉にまた近江の日吉山王祭、滋賀郡あり、社は坂本にありて、其神輿は古來叡山の僧が屢々振り動かせしものなり、近鄕近在近江七浦すべての祭祀に與かり、神輿は舟にて湖上を渡す、其式に故實多く、七年見ざれば見盡し難し

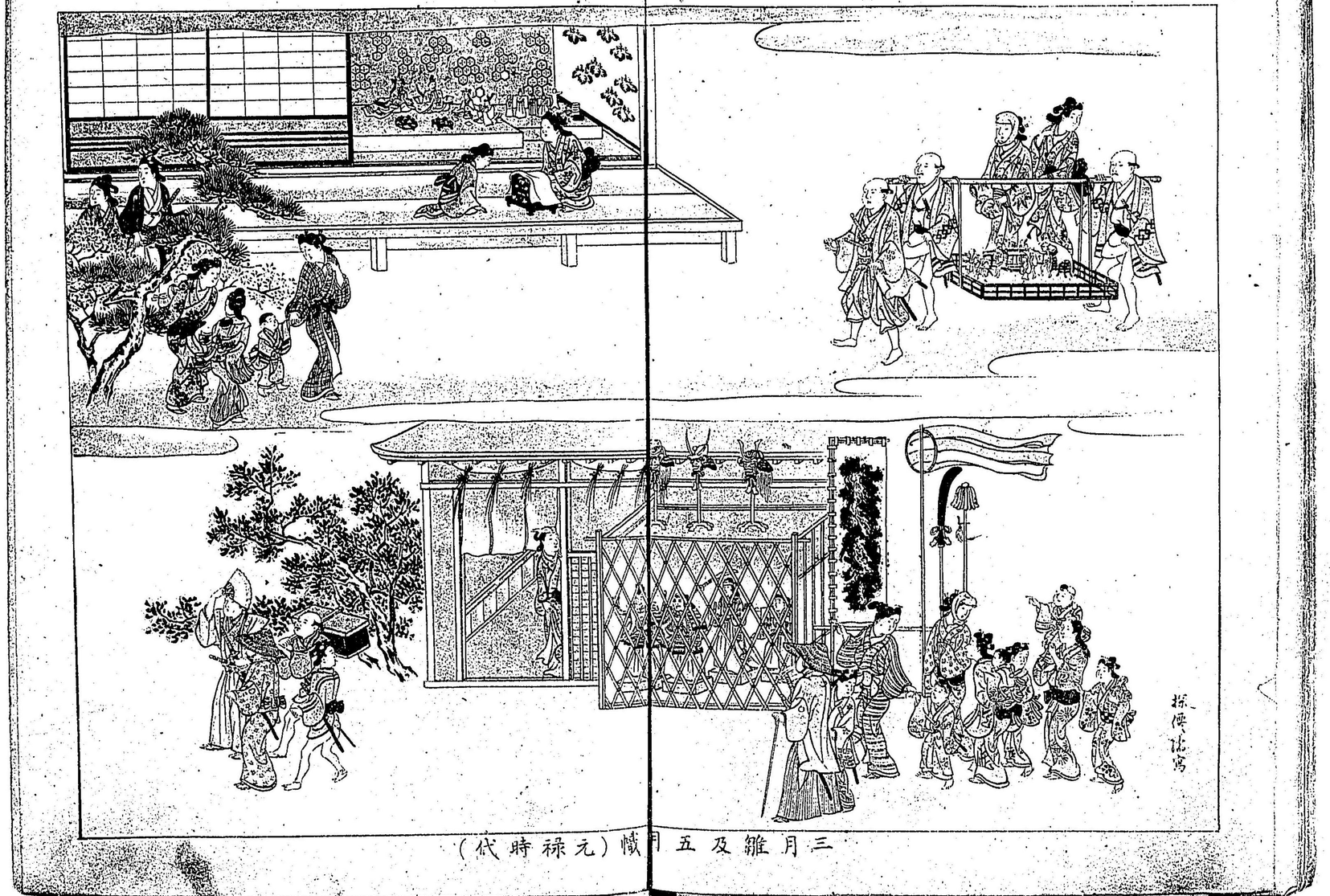

三月雛及五月幟（元禄時代）

といふ。此日また松尾祭（山城葛野郡）、梅宮祭（同郡）あり、中亥には賀茂祭（同郡）とて愛宕權現の祭禮あり。

此月朔日は更衣の節にて裏賤すべて綿衣を脱いで袷を着る。此日、山城貴船の神事あり。二日より十四日に至るまで奈良水屋の能あり。三日に山崎離宮八幡（山城乙訓郡）の祭祀あり。八日は釋迦誕生の日といひて、諸所の寺院に灌佛會を催す。一向宗寺院のほかは何れも花の堂とて種々の美しき花を以て小堂を飾り、その中に誕生佛の像を安じ、詣人をして香水を灌がしめ、また甘茶を煎じて施す。俗家には京邊にては戸々檐端、石楠花を竿頭に挿みて高く立て、江戸にては卯の花を戸外に挿む。何れも佛に供する意なり。此日近江の筑摩祭（坂田）あり、此祭は村婦が逢ひたる男の數だけ、土鍋を戴きて神前に詣でし往古の遺風を存し、十二三歳の少女十餘人紙にて製りし鍋を戴き、手に鍋取を從へて渡御の神輿に從ふなり。十四日は伊勢神宮の神衣祭なり。十六日は三井寺千圓子參りとて、園城寺にて一千の圓子をつくり、鬼子母神に供す。十七日は德川家康の忌日なれば諸國の東照宮に祭祀を行ふ。下野日光山、上野東叡山なども其式最も嚴かなり。二十一日、高野山の花供にて寺僧はもとより近國の民も花を携へ來りて供す。

五月、五月五日は端午の節供にて往古の風今に傳はり、家々の軒に菖蒲蓬を葺く。京坂にては多く粽餅を製り、江戸は柏餅を備へ、何れも菖蒲酒を祝ふ。俗に三月三日を女の節供、五月五日を男の節供といひて、男子ある家殊に當歳の男兒あるところには鎧兜武者

繪の幟を樹て、冑人形、菖蒲刀を飾る紙にて鯉をつくり幟と共に立つるは近頃江戸に行はるゝならはしにて、出世の魚といふ諺により男兒を祝する意に出づ。此日京上加茂に競馬ありて衆人群集す、また藤森祭(山城紀郡)ありて、これにも競馬あり。十三日室祭(播磨室津)二十一年毎にあり。二十八日は攝津の住吉社に田植の式あり、田樂住吉踊あり、また神前に於て、合戰の態を演ず。此月伊勢にも吉日を撰びて田植の神事あり。二十八日また曾我祭(駿河富士郡勝名荒神あり、此日曾我祐成の妾虎が悲歎の一念によつて必ず多少の雨ありといひ、俗にこれを虎が涙の雨といふ。江戸にては毎春曾我兄弟の敵討を歌舞妓に演ず、故に報謝のため此日芝居座にて曾我祭を行ふ。二十八日を江戸兩國橋の川開とし、これより八月二十八日まで納涼の客多く岸には茶店、看せ物櫓を並べ、川には遊船、小舟艦を列ね、烟火盛の空に翻る毎に喝采の聲いと喧し。京には四條河原の夕涼あり、六月七日より十八日までを大涼といひ、その後を後涼といふ。大坂には難波新地の夕涼甚だ盛なり。

六月朔日を「ひむろ」といふ、始めて氷室を開く日なり、民間には東北地方のほかは容易く氷を得がたきを以て、氷餅とて昨年の寒の水を以て製したる餅を食す。また京の俗正月元日ににらみ鯛とて鹽鯛一雙を竈の上につり置きたりしを、此日取りおろして羹とす、これを食へば瘟疫痢疾を免ると信せり、また「また絹をかくる」とて粘土を以て竈の表を粧ひ、絹をその上に掩ふ、これらは蓋し古來朝廷に行はれし忌火御飯の遺意ならんか。大

（六月祓之圖）

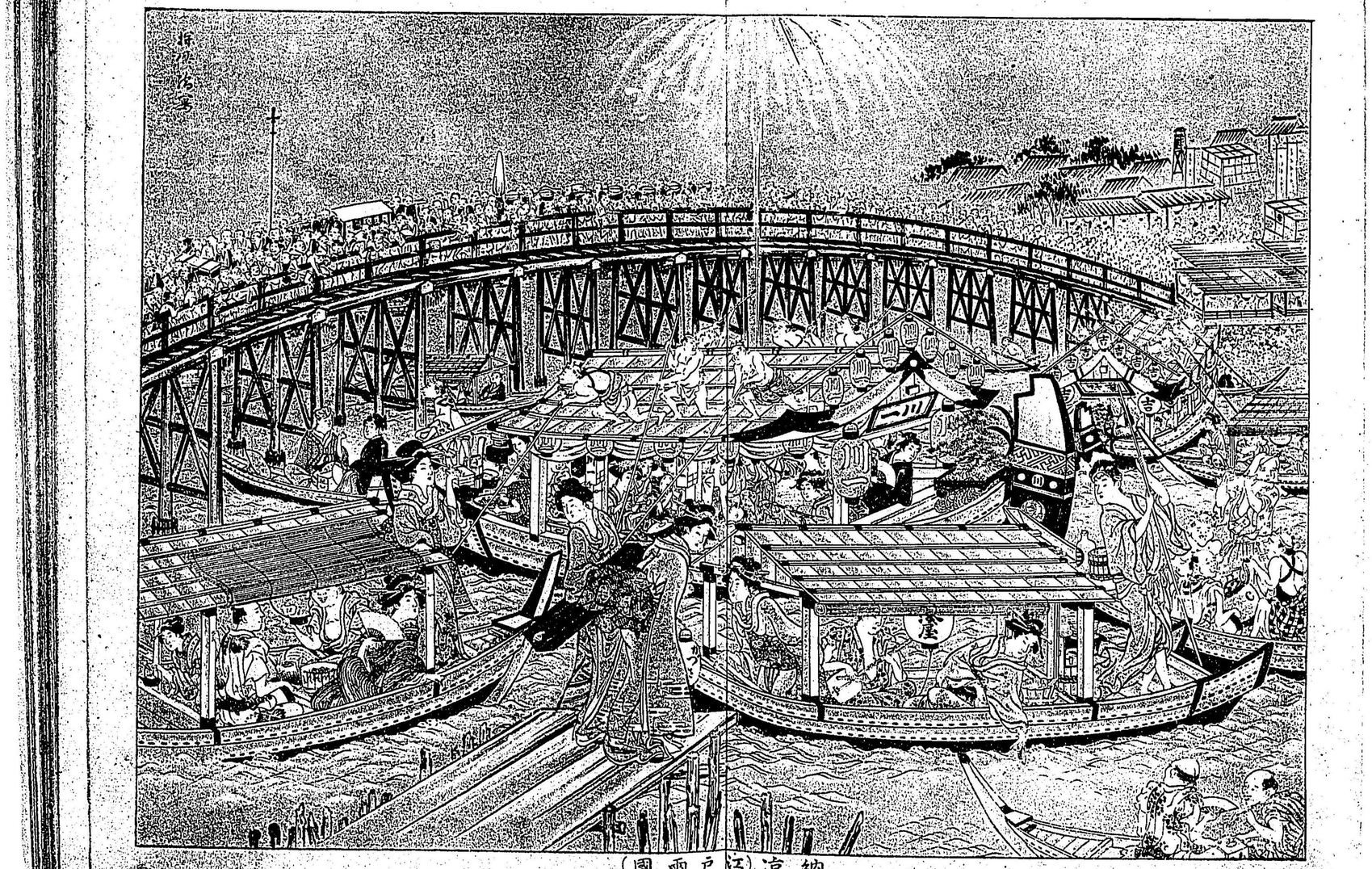

（國兩戸江）涼納

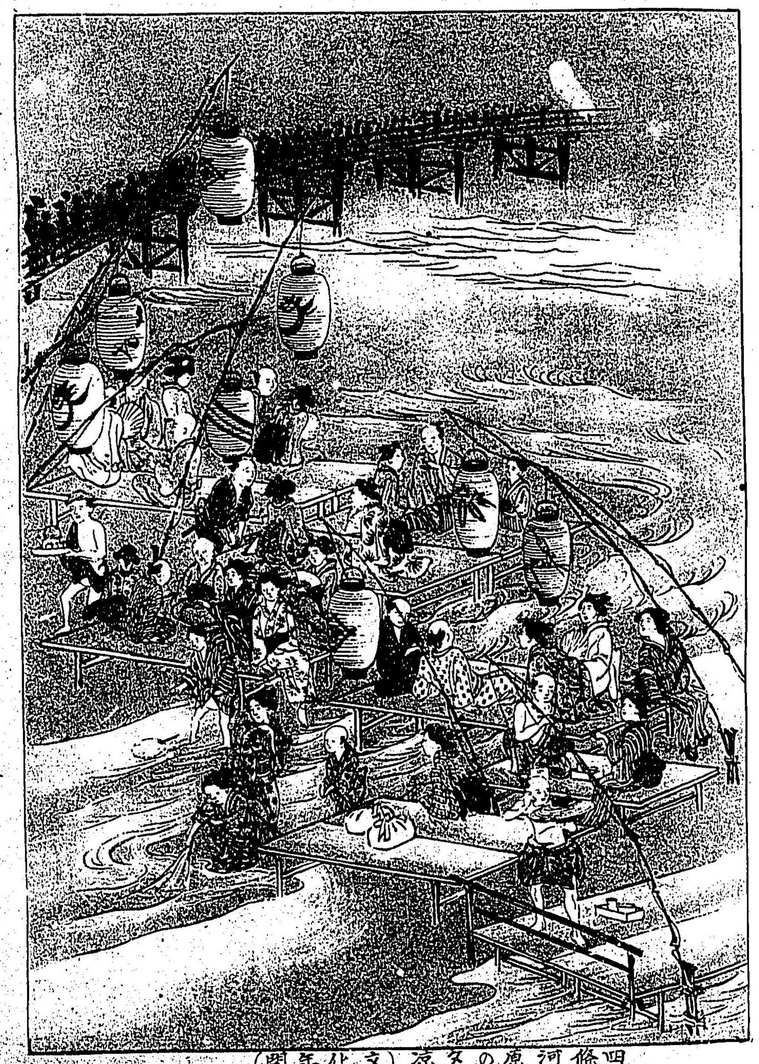

四條河原の夕涼 (文化年間)

扱にては此日天王寺西門なる愛染明王の開帳あり、民庶勝鬘參とて參詣するもの多し。此日より二十日までを富士登山の期とし、富士權現信仰の行者は競うて山に登る、出羽湯殿山へ登るも其期これに同じ、また五月二十五日より六月二日までを富士垢離の期とし、行者及び俗人も日毎に河邊に至りて垢離をとり、富士權現を遙拜す、其功德登山に同じといふ、六月朔日、諸國の淺間社に詣するも登山にならへる略儀にて、江戸駒込の富士詣最も名あり、こゝに參詣するものは麥藁細工の蛇を贈ひて家土產にす、四日、六月會とて延曆寺にて開祖傳敎大師の忌日追福あり、園城寺には六月講とて大會あり、七日は京の祇園會なり、祇園社は牛頭天王を祭り、平安の世天祿元年始めて祇園御靈會を行はれ、その後中絕したりしが、天治元年に至りて再興せられてより、今に連續して行はる、ま づ五月晦日の夜、神輿洗とて神輿一基を四條繩手に運びて水を注ぎ、汚垢を滌ふ、かくて此月七日に神輿三基本社より出でゝ、京の町々を廻りて四條京極の旅所に神幸あり、こゝに宿すること十四日に至る、渡御の鹵簿極めて壯觀にして山鉾若干これに從ふ、鉾は長さ十丈餘の心木を飾屋臺の上に立てたるものにて、屋臺の上に舞踏をなし、笛鉦太皷を以てこれを囃す、その樂を祇園囃といふ、山は臺の上に山の形を作りて、その上に松を立て、傍に飾人形を置く、彼此ともに錦繡を飾り綺麗を盡くし、實に京都第一の壯觀なり。十四日神輿旅所を出で、また町々を廻りて本社に還る、山鉾の街上を遷ること亦た七日に同じ、十八日また神輿洗の式ありて祭事終る、江戸にて牛頭天王祭の最も盛なるは神

田明神社内に祀りたる祇園三社の祭禮とす。五日に神輿一基出御し氏子の町々を廻り、大傳馬町の旅所に泊し、十二日こゝを出でゝ本社に還る。十日に一基出でゝ小舟町の旅所に入り十二日に還輿す。七日にまた一基出でゝ十四日に還る。その旅所は南傳馬町にあり。その他、天王祭の盛なるもの、江戸近郷には七日に品川天王祭、八日に淺草藏前天王祭、十八日に四谷天王祭等あり、大坂には十五日に津島(尾張)の天王祭、博多(筑前)の祇園會、小倉(豐前)の祇園會、吉田(三河)の天王祭などあり、殊に津島祭は牛頭天王鎭座の由來いとゞ古く、諸人全國より蝟集す。佐屋河口に船を浮べて車樂數輛を渡す。その舞曲吹笛を車樂舞、津島笛といへり。その他、此頃諸社の祭祀多く、十四日に熱田祭(尾張)あり、十五日に江戸山王祭、竹生島祭(近江)、嚴島祭(安藝)あり。就中江戸山王祭は永田馬場日吉山王の祭禮にてその盛大なること東都第一と稱せらる。神田祭と年を差へて隔年毎にこれを行ひ、この二祭を天下祭と稱す。山車巡行は大傳馬町の鷄鉾を始めとして數十基あり、世に京の祇園會、大坂の天滿祭、江戸の山王祭を日本の三大祭といへり。

十六日嘉祥喰とて夏越餠を製して食ひ、また錢十六文を以て食物を購ひて食す。此日伊勢外宮の月次祭あり。十七日內宮月次祭あり。十八日は大坂高津祭、二十日鞍馬寺の蓮華會あり、俗にこれを竹伐といふ。竹を蛇に擬し伐つてこれを伏する式あればなり。二十二日は大坂座摩祭、二十四日には京愛宕及び江戸芝愛宕等の千日詣あり、松尾の神事能

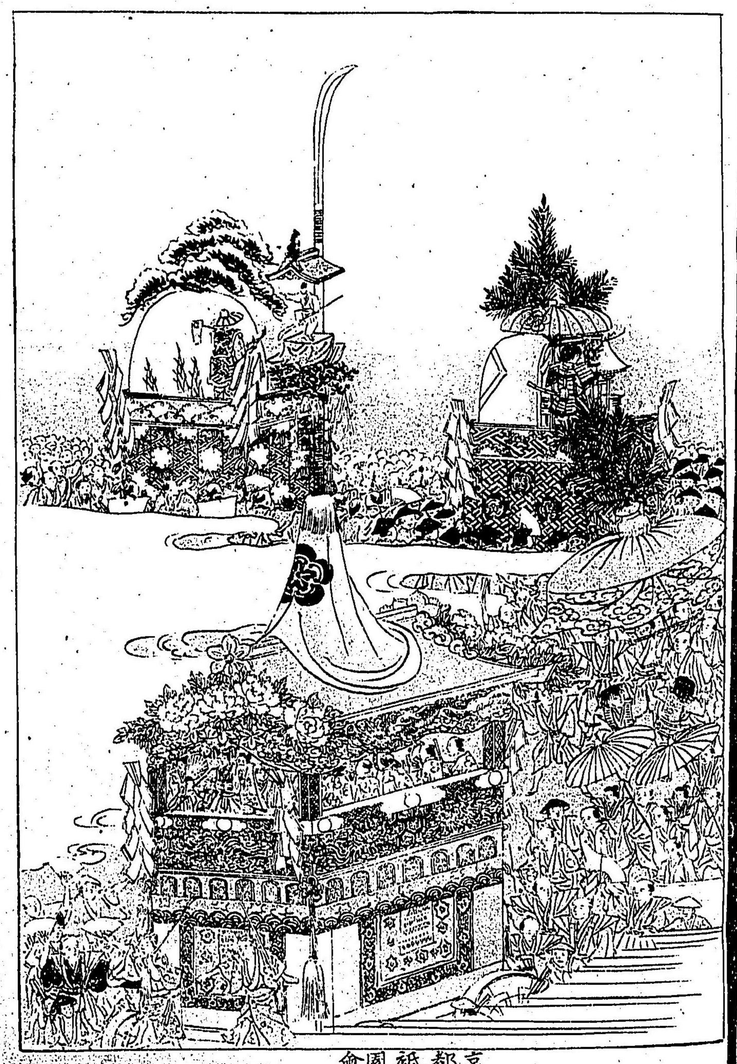

京都祇園會

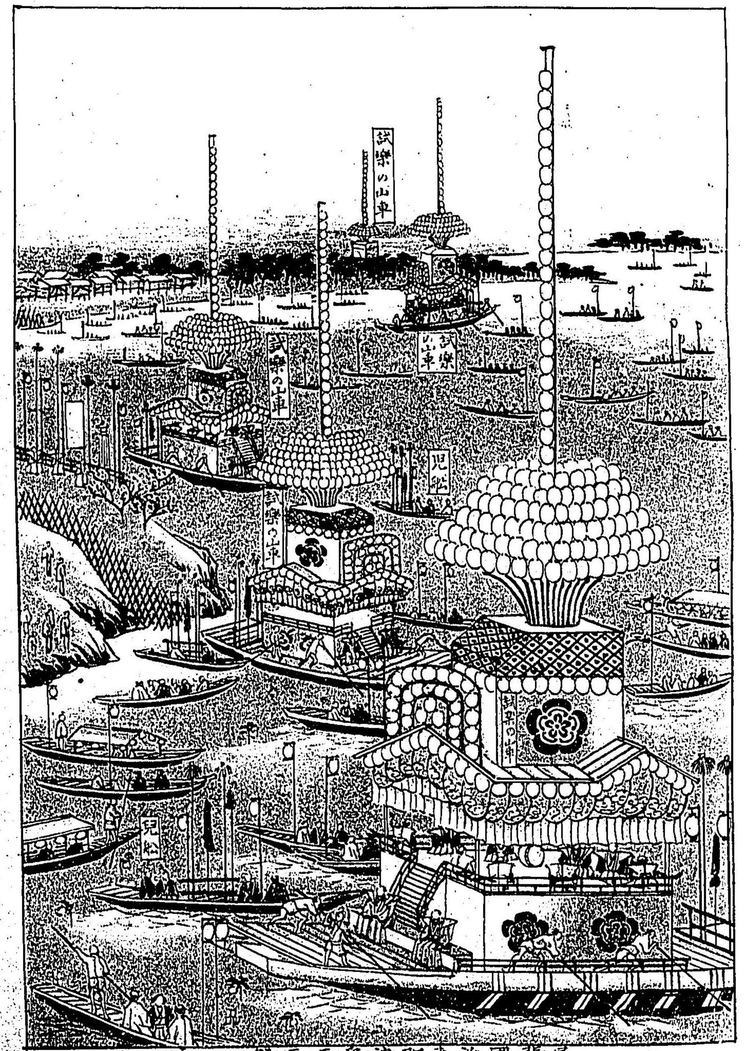

尾張國海東郡津島天王祭

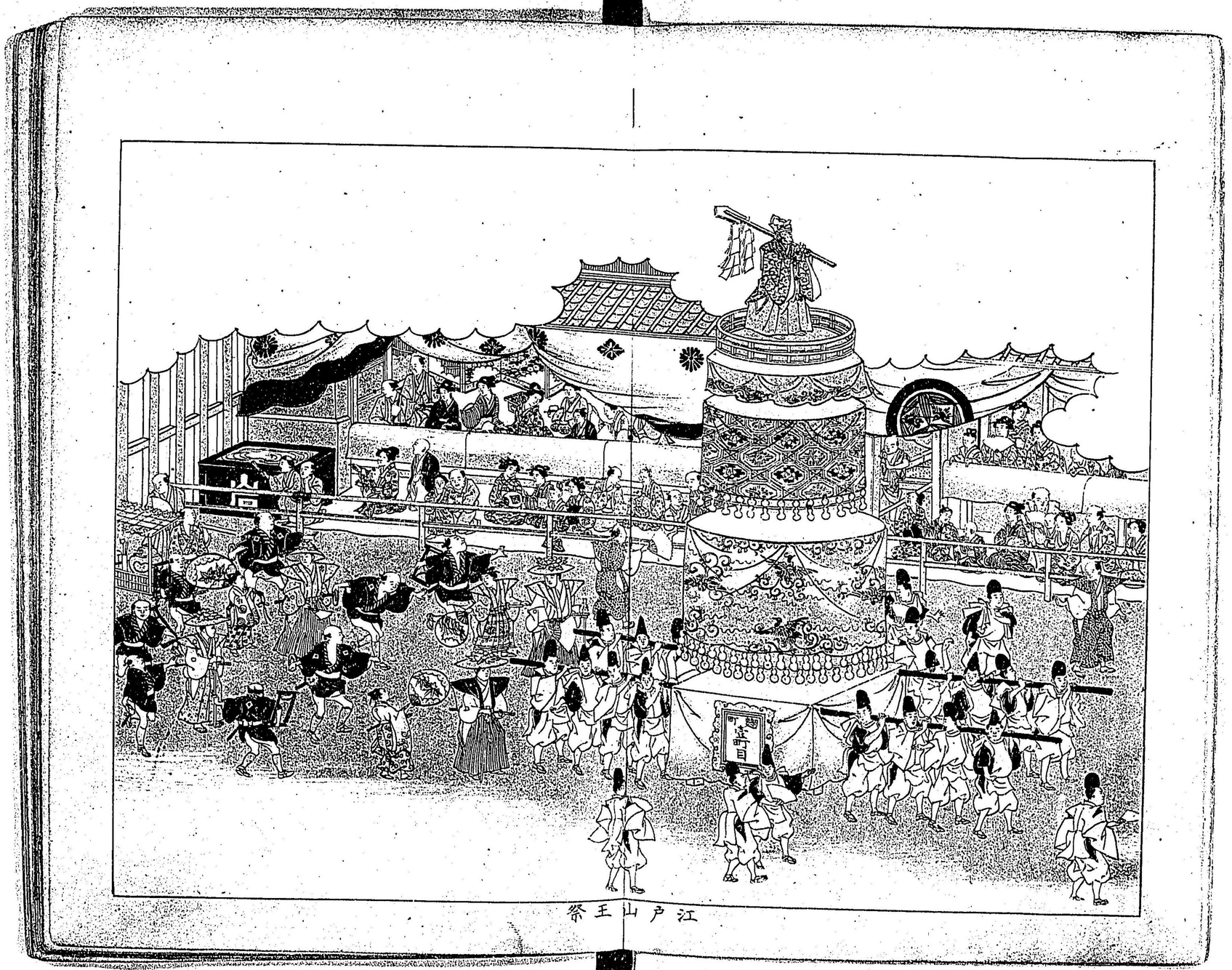

江戸山王祭

あり。二十五日には諸寺に蟲拂多く、また大坂天滿宮の御祓あり、天滿御祓は即ち三大祭の一と稱する天滿祭にして、市中河上の車樂、北の新地の娼婦が出だせる盥物、俄狂言など實に人目を驚かすばかりなり。二十六日阿蘇祭、肥後國阿蘇郡なり。二十八日は大坂生玉祭、晦日には京加茂、大坂住吉を初めとして諸國の神祠に六月大祓あり、これを名越祓ともいひ、水邊に出でゝ禊祓し、茅輪を作り人をしてその中央をくゞらしむ。此月土用には冥賤土用見舞と稱して親戚知人を訪問し、また土用ばきといひて家屋の塵埃を拂ひ、土用干とて衣服書籍の類を曝らす。土用に入る日小豆餅を食するは暑邪に中らざる爲めといひ、これを土用の餅といへり。土用中初丑の日には土用丑とて民庶鰻鱺の蒲燒を食ふを例とす。

七月　七月五日は京建仁寺の千光國師忌、六日は北野御手洗の神事あり。七日は七夕とて其夜貴賤供物を陳ねて牽牛織女を祭り、人々冷索麪を食ふ。六日より家々に短冊竹を立て、短冊に詩歌をしるし、またさまざまの折ものを繋ぐ。七夕の夜には幼き兒女の七夕踊を催すもあり。其日また京六角堂池の坊東西本願寺及び其末寺に於て七夕立花講を催す。此日飛鳥井、難波の兩家に蹴鞠會あり。八日は文殊會、九日は精靈迎、六道參とて京六波羅六道の辻に參詣する者多し。また此日と十日とは千日詣といひ、京は清水、江戸は淺草を始め諸寺の觀音に參詣す。俗に四萬六千日ともいひ、此日一日の參詣は四萬六千日間になしたるものと功德を同じうすといへり。十三日は江戸王子權現の祭禮にて世に

これをびんざゝらの祭または鉦祭といふ。十三日より十六日までを盂蘭盆とし、まづ十二日に草市または盆市とて精靈祭に用ふる魂棚飾物を商ひ、十三日に至れば貴賤となく家に聖靈棚を設け切子燈籠に點火し、僧を招きて誦經せしめて祖先の靈を祀る。十三日の夜麻柯を燎くは迎火とて精靈を迎ふるなり、十六日の夜またこれを燃やすは送火とて精靈を送り歸すなり。此夜京都意(おもひ)齋船岡、妙法等に炬火を燎くことと室町時代に逃べたるが如し。十五日は中元の日とて上下荷飯(はすのはめし)、則鯖を時食とす。盆中は人々祖先の墳墓に詣づ。夜間は盆踊をなす。その中、長谷の燈籠踊、北山の念佛踊、松が崎の題目踊などを異樣なるものとす。また此間禁裏及び雨本願寺に燈籠會あり、美麗なる燈籠を飾りて衆庶に見せしむ。雨本願寺のものはこれを大坂に移し、十七日より三日間見物を許す。昔、江戸士人の家にて新たに死者あるときは其年より七回忌まで此月に高灯籠を立つ(但し一向宗にはその事なし)。享保以後殆ど廢れたりき。十六日商家奴婢のやぶ入正月に同じ、此日は正月と共に殊に閻魔詣の人多く、また二十四日には地藏の緣日にて、洛外の六地藏詣は猶ほ江戸の六阿彌陀詣に比すべし。十八日は江戸增上寺の開山忌とす。二十一、二十二の兩日を高雄の文覺忌とす。すべて此一箇月は盂蘭盆を中に挾みたる月なれば、諸寺諸院にて水陸の施餓鬼佛事甚だ多し。また蟲拂と號して前月土用より當月中旬頃まで社寺には什物を曝すついでに靈寶を飾りて縱覽を許すこと多かり。

八月　此月の彼岸には誦經をなし寺院に詣づること、猶ほ二月に於けるが如し。朔日は

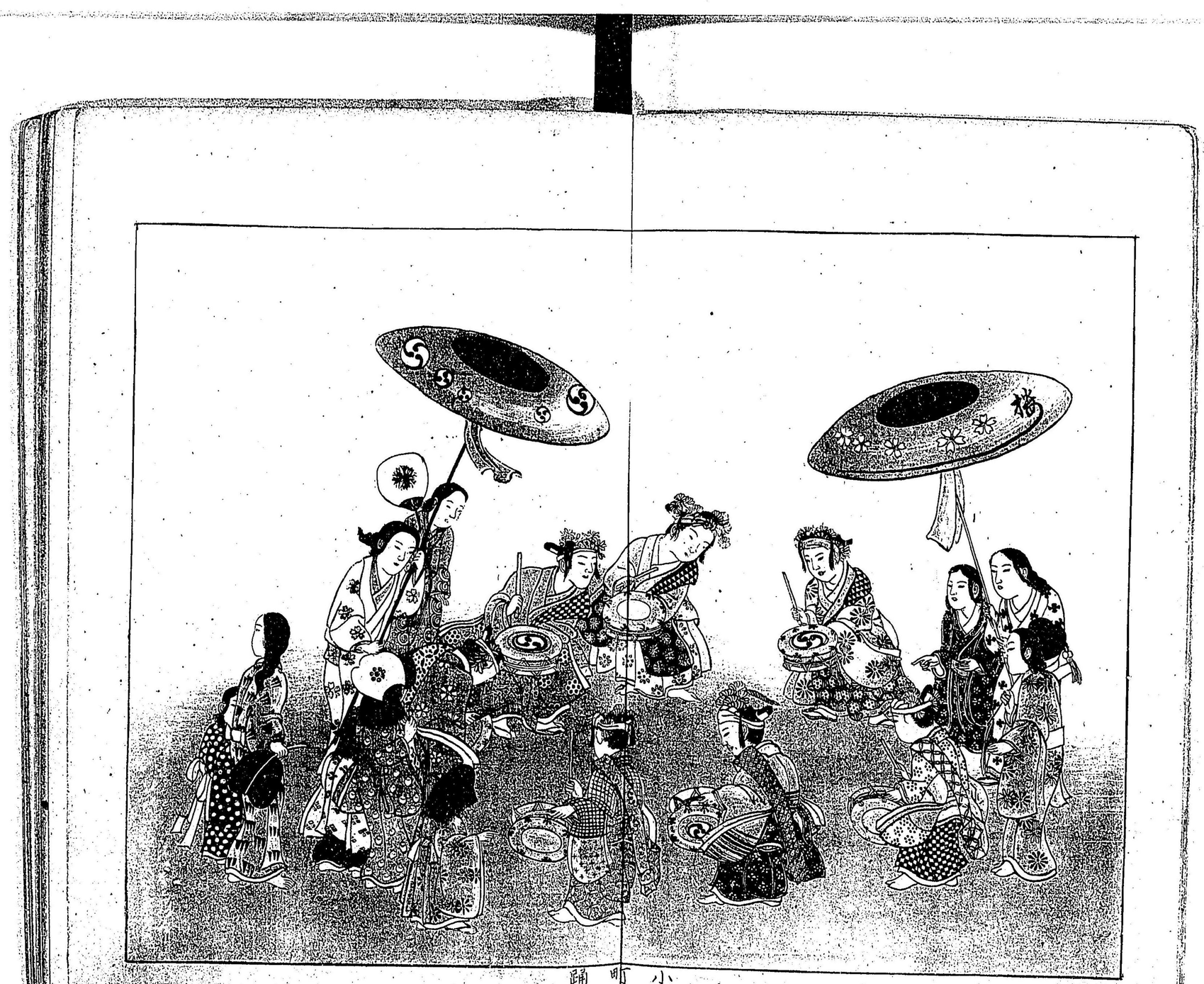

小町踊

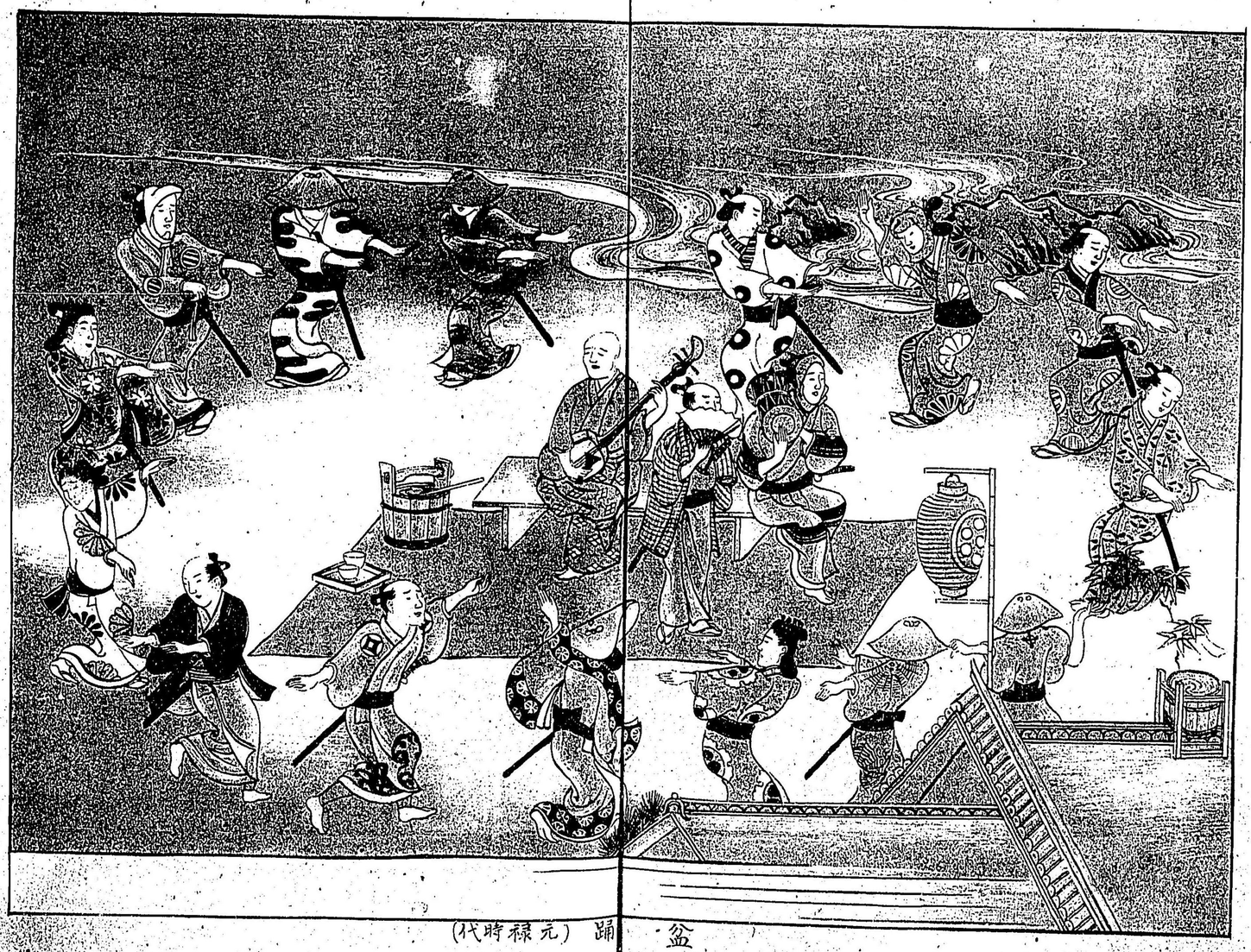

盆踊（元禄時代）

古へより田の實の祝といひて新穀の成熟を祝したりしが、此時代より江戸には德川氏入城の日なるを以て別けてこれを祝す。元祿の頃より新吉原の遊女は一般に白小袖を着て仲の町に出づ、これを見るもの堵の如し。此日、また京に神泉苑祭あり、松尾、藤森に神事相撲あり。三日は堺の天神祭、十日は越前敦賀の氣比宮祭。十五日は諸國すべて八幡祭にして放生會を行ふ所擧げて數へ難し、殊に有名なるは筑前の宇佐、箱崎、相模鎌倉の鶴が岡、京畿には石清水、五條若宮、離宮、江戸には富賀岡、市が谷、高田穴八幡などとす。就中石清水放生會は平安の世に頗る盛大のものなりしが、その後數百年中絶したりしを、延寶六年に再興あり、その臨時祭は文化十年の再興にかゝる、また宇佐に奉幣使を發することも延享元年に再興せられたり。十六日は京菅大臣祭、十八日は上下の御靈祭、二十二日は江戸龜戸天神の祭禮とす。

九月　朔日より八日まで貴賤裕衣を着し、九日より綿入に更む。此月も諸國に祭禮の多かる月なり。まづ朔日は奈良東大寺の八幡祭、四日に京に北野すゐき祭、木幡祭あり。九日は重陽の節供なればとて、貴賤栗飯を炊ぎ、菊花酒を飲む。此日山城伏見御香宮、貴船、馬醒酬、大坂生玉などの諸社に祭禮あり。十日は京の五條天神祭、攝津の高津祭、近江の四の宮祭なり。此日また泰公人の出替日とす。十一日は吉田宮奉幣、十二日は有名なる太秦廣隆寺の牛祭なり、祭は夜、戌の刻にこれを行ふ、僧侶五人五大尊の形を粧ひ異形の假面冠をつけ、一人は幣を捧げて牛に乘り、四人は其前後を圍み、從者は松明を振り立て、進みて

祖師堂の前なる壇上に登りて祭文を讀む。十三日は後の月とて貴賤とも芋、栗、枝豆、薄等を捧げて名月を賞す。此日堺及び住吉に桝を賣りかふ市あり、これを資の市といふ。十五日は江戸神田明神の祭禮にして其の盛なること山王に次ぐ、此日通行を止めて往來を許さず、車樂、練物を率き、諸大名より長柄鎗を出だし神馬を牽かしむ。行粧頗る壯觀なり。十六、十七の兩日は伊勢內外宮の神嘗祭にして朝廷より例幣使を奉らせらる、宮前に於て神樂を催すこともなく、其式嚴正にして而も簡古なり。諸國にも十六日にまた神明祭あり、江戸にては芝神明最も賑はしく、此日社內に於てちぎ箱とて藤花を描きたる楕圓形の曲物に飴を入れたるを賣り、また土生姜を售る。俗にこれを目くされ市と稱す。十八日、大坂に今宮祭あり。二十一日、江戸白山權現及び根津權現の祭禮なり、根津祭は正德四年に始まり、江戸第一の祭なりしが、享保の初めにこれを停められてより衰へたり。二十二日に大坂座摩祭あり、二十五日に天滿の流鏑馬あり。二十六日を安倍晴明祭とし、晦日を天龍寺の夢窓國師忌とす。その外、諸國に神事多けれども、一々これを擧ぐるに遑へず。』

十月　上の亥日は玄猪の祝儀とて貴賤ともに牡丹餅を製して食ふ。中亥日に出雲大社の神事あり、朔日は爐開とて貴賤茶會を催し、親緣知人を饗す。二日は寬永寺に開山忌あり、五日は達磨忌にして、京五山、妙心寺、大德寺等の禪刹に於てこれを勤む。六日より十五日まで淨土宗の寺院及び其宗門の俗家に於て十日十夜の法要を修す。殊に鎌倉光明寺にあるを盛なりとす。十日讃岐象頭山の金毘羅祭とす、此日江戸湯島天神の祭禮なほ二

月に同じ。十三日は法華宗の諸寺には祖師日蓮の忌日なりとて佛壇を飾かし、造花を挿み、法會を修す。在家にもまた祖師に供養し酒飯を設く、俗に此會式をお影供といふ。十六日は東福寺の開山聖一國師忌、二十日は夷子講とて諸國の商家には蛭子神の像を掲げてこれを祭り、大いに饗筵を張る。此日京都の商人遊女なども競うて四條京極の官者殿に詣で、一年中儉りて晉をなしたる罪を謝す、これを醵文拂といふ。二十九日は圓城寺に智證大師忌ありて、一山の大衆論議あり。

十一月　初子の日には大黑天を祭りて福德を祈る、これを子まつりといふ。酉日は酉の市と稱し、江戸の人は葛西花又村または下谷田圃なる鷲大明神に詣づ、社內に事ら熊手、芋頭、粢餅などを商へり、地方には伊豆三島明神に酉の市あり。酉の日の春日祭二月に同じ。冬至には星祭をなすもの多く、醫家にては大己貴、少彦名の二神及び神農、黃帝等、內外醫道の祖を祀れり。寒に入れば寒見舞とて親緣知己を訪ふ。寒中丑の日には丑紅と稱して婦人は臙脂を賜ひ、また諸人鰻鱺を食す。此頃より越後、信濃上總等の細民寒中農事の閑なるに乘じて、江戸に出でゝ人の奴婢となり、春季に及べばまた歸り去る、俗に稱して掠鳥（かすどり）といふ。此月八日は鍛冶、鑄物師、金具細工人等の家にて稻荷神を祭ること商人の夷子講に夷子を祭るが如し、世にこれを酉祭またはお燒（ひたき）といふ、稻荷社に於てもまた火燒の神事あり、其他の諸社にもまた此月に火燒の神事を行ふもの多し。十三日は空也忌にして鉢叩の輩これより京畿を徘徊して夜毎に稱名念佛を誦す。二十五日は天台智

者大師の忌日にて比叡山を始め天台宗の寺院に於て大師講を修す。俗間には何れの宗を擇ばず、小豆粥を炊きて報恩の意を表す、これを大師粥と稱す。此日より三日間は南都春日祭とす。二十八日は一向宗の開祖親鸞の忌日なれば、其寺院に於て二十二日より此日まで一七日の間報恩講を修す、これを世に御講御佛事、またはおしも月といふ。俗間にはお取越とて既に前月にこれを行ふ者多し。

十二月　朔日は乙子朔日とて餅を搗きて食ふ、此餅を乙子の餅または川浸餅といひ、これを食へば水難を免るべしといふ。八日は事納とて煤目籠を竿頭に挟みて家の樞に立つること二月に同じ。十二日は妙心寺開山忌、南禪寺大明忌なり、貴賤ともに煤拂をなすこと多くは十三日を用ふ。新年漸く近づけば辻々町々に市を開きて松、注連繩、歯朶、樒葉等歳首に要あるものを售る、これを歳の市といひて、十七、十八兩日の江戸淺草寺の市、二十四日の芝愛宕社の市最も盛なり。二十三日は一遍上人忌とて時宗の寺々にては法會を執行す、立春の前日を節分といひ、貴賤ともに煎豆を室内に撒して、福は内、鬼は外と唱ふるは追儺の遺意にして、また戸々狗骨の葉爾の頭を戸外に挿み、白朮を燒くも邪鬼を祓はん爲めなり。此日京都吉田社に祭儀を行ひ、除疫の護符を施與す、五條天神にもまた祭式あり、歳晩に至れば衆庶餅搗に急はしく、歳暮の賀とて親戚懇意の間を來往して、互に餅砂糖、鹽鮭、乾鰤の類を贈り、嬰兒のある家には破魔弓、羽子板等を贈る。また忘年會とて親縁を招きて酒盃を擧げて以て一年の苦を忘れんためにす。大晦日には商家はすべ

浅草蔵の市

て一年の總勘定をなし、未納の金を集めんとて終夜奔走し、また貴賤ともに新藷を賣ふる用意に急はし、此夜太神樂厄拂なと街頭に往來して錢を乞へり。大晦日の夜、京の祇園社の神前にて大般若經の轉讀あり、子の刻に至りて創掛の神事ありて元旦の曉に及ぶ。

第十章　武技

幕府は假武の後にも、軍役賦課の法を定め、緩急事あるときは諸大名に兵馬を出ださしめ、これを欠けば曲事として罰せらる。賦課の數は、知行の多寡に從うて增減あり。寛永十年に定められたる賦課の比例は凡そ次の如し。

壹千石	二十三人、	鎗	二本、	弓	一張、	鐵砲	一挺。
壹萬石	騎馬上士三十本	鎗	三十本、	弓	十張、	鐵砲	二十挺。
拾萬石	騎馬上百七十本	鎗	百五十本、	弓	六十張、	鐵砲	三百五十挺。

ろの後平安無事なりしかば、慶安二年に至りて少しく軍役の人數を輕減したり。但し武具の賦課には增減なかりき。これらを總括すれば容易に三十萬の武士を得べく、雜卒を加ふれば百萬にも上るべし。將軍の警衛には家康に從うて諸國に轉戰せし三河武士あり、世にこれを旗本八萬騎と稱すれども、其實數は二萬五千乃至三萬餘人なるべしといふ。是等を支配する諸役人奉行は皆平常よりこれを定む。また別に武藏八王子には千人同心と稱する土着の鎗兵ありて甲府に備ふ。諸藩の兵制も大畧幕府の制によれり。土佐

の一個具足、肥前の千人足、薩摩の外城四十八所などの兵農一致の制にして、平時は農耕に從事し、事あらば軍に從ふが如きは、甚だ類を異にせるものなれども、その他は概ね兵事專一の武士ありき。

此時代の初めは戰國の世を距ること遠からず、殺伐の氣天下に滿ち、武人は泰平に苦み、刀劍を撫して酒肉の肥ゆるを歎じ、尙武の風一般に行はれて、町人に至るまでも刀鎗の術を學ばんとするもの多かりしかば、市中に道場を張り、其門前に武術指南の標榜を揭げて、子弟に武技を敎ふるもの少からざりき。戰國の世には干戈を交ふるを生涯の業とし、彼此其技を以て世に出で、名を高くせんとせしが爲め、是より武技に種々の流儀を立つるに至りき。戰陣に兵を用ふる法は甲斐の武田家最も巧なりしが、小幡景憲、撰兵衛其傳を得たりと稱して、武田流の軍學を唱ふ。門人凡そ二千餘人、就中幕臣北條氏長安（房守）最も秀でゝ北條流を創め、また將軍家光の命を奉じて蘭人「ゆりあむ」に就いて西洋の兵制を記し、其築城の模型を獻れり。山鹿義矩（甚五左衛門）これより出でゝ山鹿流の祖たり、大名武士のこれを師とするもの數を知らず。承應年中越後の人澤崎主水といふもの加治景明龍爪齋の兵法を傳へ、江戸に來りて越後流を創め、また栗田寬政（因幡の傳へし謠信三德流を唱ふるものありしが、この二流は盛ならずして止みたり。將軍家綱の時、信濃の人長沼宗敬（澄齋）從來の兵學の多くは附會にして幾頗なるを慨き、博く古書に據みて長沼流を創めたり。

刀劍は武士の魂として常に坐側を離さゞるものにて、これを使用する術最も世に行はれ、流儀も種々あり。前期天正の頃、下總の人飯篠家直長威齋が鹿島香取の神授に託して神道流を唱へたるを、刀鎗術を以て身を立てたる始とす。其門人に常陸の人諸岡一羽あり、根岸兎角これに學び、此時代の初め江戸に來りて微塵流を立つ。有馬乾信（大和守）また家直の門人松本政信（備前守）に學びて有馬流を起す。永祿中、上野の人上泉信綱（伊勢守）愛洲惟孝の陰流（また影流）を習ひ、これを潤飾して神陰流を唱ふ。塚原高幹（卜傳）これに學ぶ、其極意を一つの大刀といひて大いに世に行はる。大和國柳生邑の主柳生宗巖（但馬守）も信綱に學びて其流儀を究め、其子宗矩より世々幕府に仕へて劍道を敎ふる故に柳生流最も盛なり。その頃また新免無二齋十手刀の術に達す、其子宮本政名（武藏）十手刀は常用の器にあらずとて佩用の二刀を以てこれに換へ、二刀流を創ひ、其術恰も疾電の如し。刀術者と格鬪すること六十餘次に及び、皆これに勝ち、自ら日下開山と稱す。その頃京都に吉岡憲法あり、吉岡流を唱ふ。その他刀術は最も世に行はれて天道流、中條流、一放流、長谷川流、鐘捲流、一刀流、小野流などの種々の流派多かりき。鎗も室町時代より大いに世に用ひられしかば、其術を磨くもの多し。其法もと刀術より出で、神道流などより分派して鎗術を專門とするもの少からず。これに樫原流、本間流などあり、就中實藏院の僧胤榮は上泉信綱に刀法を學び、大膳大夫盛忠に鎗法を受け、後獨得の妙所に至り、鎌鎗を創めて實藏院流と稱したりき。

弓矢は室町の世に至りて其術漸く衰へしが明應年間、大和の人日置正次彈正射藝絶倫にして百發百中の妙を得、斯道中興の祖と稱せらる。門人甚だ多くしてこれを當流また日置流といふ。近江佐々木氏の族吉田重賢（上野介道寶）正次に學びて家を起し、其子重政兄弟より數世相繼いで吉田の家聲を保ち、吉田流を稱す。此時代の初めには其家に茂氏（大藏）ありて李廣に比すべき名人なり、世にろの流を大藏流と稱す。印西流、竹林流、善德流山科流などいふも、概ね吉田一流の末派なり。當時弓術に名を擧げんとするものは、京都蓮華王院の三十三間堂にて矢數を試む。此堂は後白河帝の創建にかゝり、二間を一間にしたれば、三十三間とはいへど、堂の長さ實は六十六間あり。諸國の士遠きを厭はず、此堂に來りて射術を試み、長き堂を射渡して的中したる矢數を競ふ。後には江戸深川にも三十三間堂を營みて、こゝにて矢數を勵ひものありしが、その盛なるは終に京都に及ばず。傳へいふ、此矢數の濫觴は永祿の頃、新熊野觀音寺の別當栢坊といへる僧射術を好み、八坂の的場へ通ふ歸るさ、此堂に憩ひて弓勢を試みしより始まれりと。されどその頃はまだ矢數を誇るといふこともなかりしを、慶長十一年尾張藩の士淺岡平兵衛が五十一本の矢を射通してより、天下の士競うて大矢數を試みることゝなりぬ。その術を勵む者はまづ堂の傍にて習ふ。これを芝矢といひ、その後堂に登りて一矢にても通り矢あるを喜ぶ。通矢は俗に的中（まとあて）といひ、矢數なほ已が意に任せて弓勢を試す。其矢數の古人にも勝れて多かるを京一または惣一といひ、世には弓の天下とも稱ふ。寛文年間に同

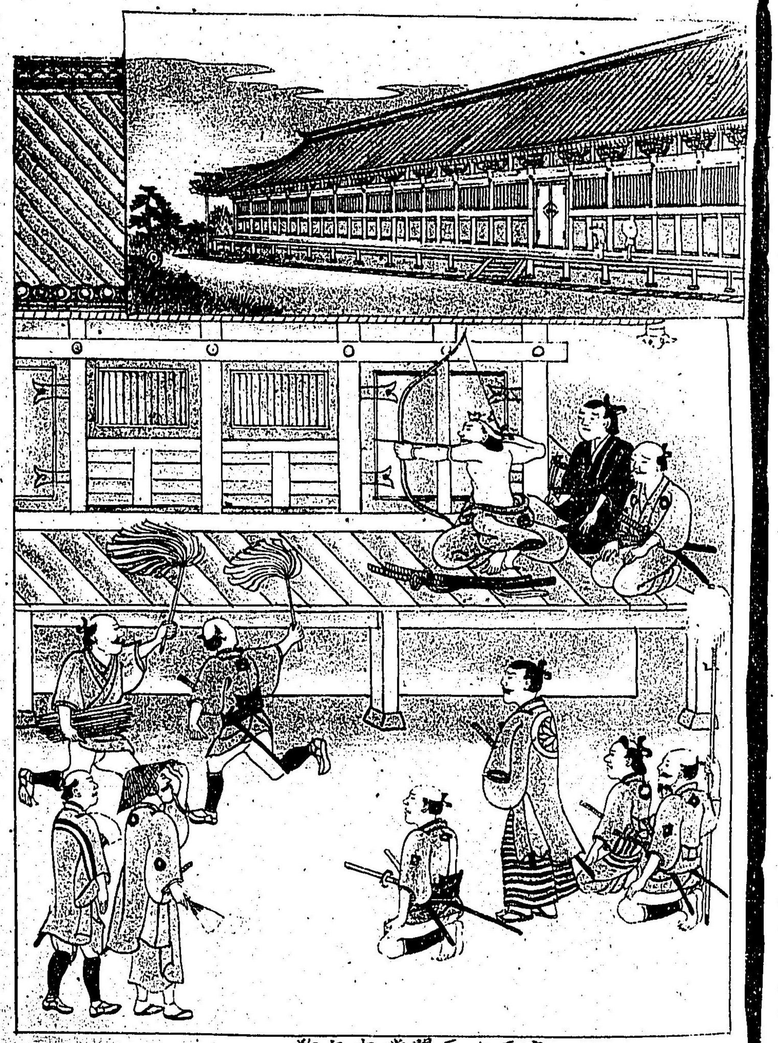

京三十三間堂大矢數

藩の士星野茂則獨左衛門八千八筋を容易く射通せり、この頃惣一を爭ふもの尾張紀伊兩藩の外になく、互に取り返し、取り返されて擧を競ひしが、貞享の頃紀伊の和佐則遠六八が晝夜に射たる一萬三千餘本のうち、通り矢八千百三十三筋の榜を掲げしより、遂に一は永く紀伊藩に留まれり。江戸にては元祿年間、深川三十三間堂にて伊達家の士福井淺右衛門といふもの、五千三百六本を射て天下一の名を得たり。蓋し貞享元祿の前後に至りては射藝實の道を失ひ、堂前草射の術或は遊興の賭的を主とし、また十二三歳の小兒に弓勢を試みしめ、世に誇るものゝ多かりし。

馬術は室町の世に大坪道禪が足利義滿義持に仕へて、大坪流の馬術を創めしより、伊勢氏世々其法を傳ふ。此時代に至りても道禪の遺製に倣ひたるものを作の鞍鐙と稱し、工の最上となす。天文の頃、八條房繁(近江守)また一流を創めて、小笠原家傳に託す。是よりさき道禪の子永幸も父の流を傳ふ。門人に齋藤芳連あり、芳連其術を同好玄に傳ふ。佐々木義賢これより出づ。其術大いに鳴り、佐々木流と稱せらる。好玄の門人細川康政また上田重秀に傳ふ。上田流こゝに起る。荒木元清も好玄の門に出でゝ荒木流を唱へたり。砲術は天文年間外國より鐵砲を傳へてより、種子島に至りて其術を習ふもの少からず。就中津田監物は津田の一流を開き、泊一火(兵部少輔)も一火流を孫む。慶長中田布施忠宗源助は田布施の一流を開き、田付景澄(兵庫助)も田付流を孫む。その他稻富流、西村流、關流なども世に行はる。投倒の術を柔術といふ、その始めは明暦の頃浪士福野七郎右衛門相撲の手を

工夫し、更に歸化人陳元贇より明の拳法を傳へ、大いに得るところありて、遂にこの術を大成したるなり。これに制剛流、圓口流、楊心流などの分派あり。小具足とは捕縛の術にして柔術の類なり。竹内流最も世に行はる。また無人齋流、夢想流などいふもあり。

斯くの如く武術に種々の流儀を生じ、流儀の異なるに從つて形式作法も異なりしが、此時代の初めは戰亂の日を去ること遠からず、人々大いに實用を重んじたり。幕府を始め諸侯には各々劍術の師範役あり、浪士は町道場を開きて刀劍の術を教へ、至るところに竹刀の聲絶えず、日々其武技を鬪はすを仕合といふ。殊に武術を磨く者は武者修行と稱して山に明かし野に暮らして、筋骨を鍛ひ膽力を練る。至るところ道場あれば則ち入りて術を競ひ、或は期を約し場を定めて相取ひ、對手を殺すも幕府はこれを咎むることなし。中には道場破りと稱して諸所の兵法者を訪ひ技を鬪はしてこれに勝ち、其地にありて子弟を教習する面目なきに至らしめ、或は勝を得たる記章として其道場の楯牌を奪ひ去り、以て自己の勇強を誇るもあり。されど日を經るに從ひ世は愈々泰平に赴きて、一たび島原の亂ありし外は、隊を整へ陣を張る要なく、元祿の世となりては人情遊惰に流れ、刀劍弓馬の術も形式的に走りて、專ら作法の華美なるを喜びて、實用の便宜を問はざるに至りぬ。武具も腰に堪へざるばかりの長刀を鍛はしめ、或はこれを提ぐる力だもなくして猶ほ太やかなる鐵棍を作らしむ。甲冑はたゝ床上に飾りて祖先の武勳を誇るに過ぎず。新調のものには異製多く、古實家と稱するもの却つて自家の作意を加へて古

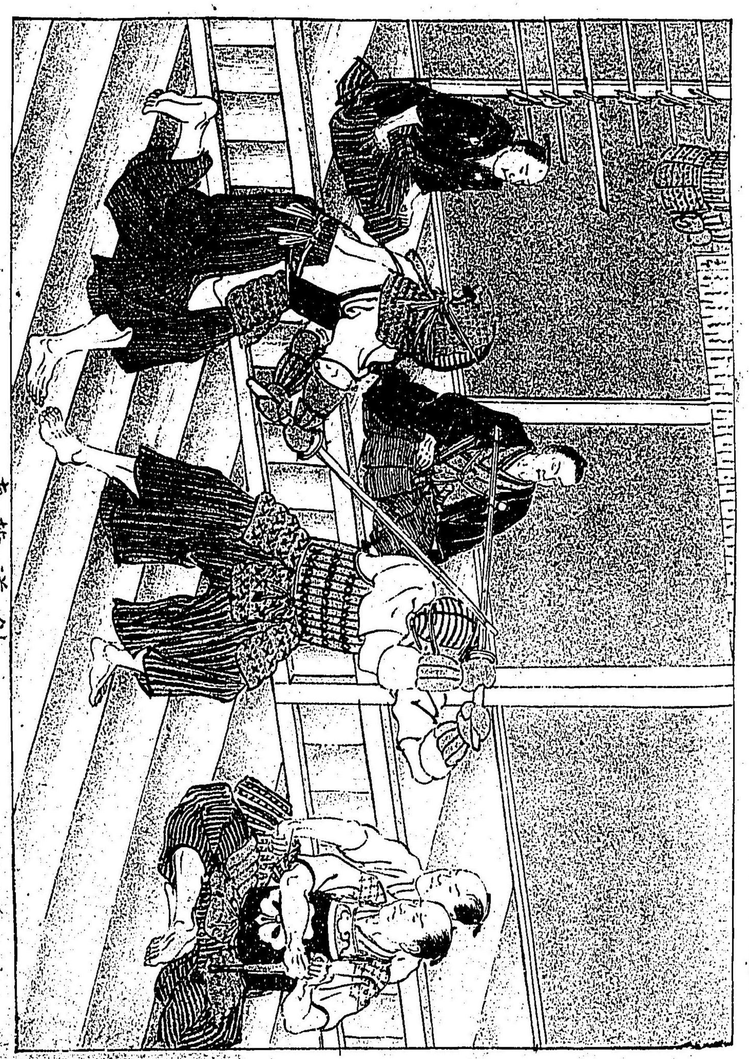

西洋馬劍

式に違ふ。武士もこれを着すること無ければ、た▼鎧匠の意に任せ、これを製するには胴體手足の寸尺を測りて身体に緊着するやうに作れば、外見甚だ美なりと雖も、いざ戰場に臨めば身體に緩裕なくして動作輕捷ならず、疲勞速かに催し來りて駈引の不便言ふに堪へず。大小の刀も市着印籠に齊しく、裝飾の具となりて細身の華奢なるを嗜み、祖先傳來の利刀は、質物に典して、却つて鈍刀の表裝を飾り、只管目貫、鍔、柄絲の巻き方、鞘の塗り樣などに精神を籠むるも、藤原氏全盛の世、公卿が太刀を儀仗の具として華美を競ひたるに似て、世情に從ふ風俗の變遷なるべし。

抑々家康以來、德川氏が立政の主意は武事を第一とし、遊技も鎌倉、室町の世の騎射の藝を回復し、これに因つて武士が剛毅質樸の性を維持せんとするにありき。犬追物は古式の絶えたること久しかりしを僻遠の地には古風も殘れりと覺しく、正保四年、薩摩侯島津光久、江戸近傍の王子村にてこれを行へり。慶安四年、江戸深川八幡宮にて鎌倉鶴が岡社頭の法式をうつして流鏑馬の興行あり、また江戸近郊五里四方は將軍の放鷹場と定めて、三世の將軍屢々鹿狩を催したりしを、家綱に至りて之を廢し、綱吉は佛敎に荒みて殺生を禁じてより、殆ど此遊技は絶えまた犬追物も正保以來行はれずなりぬ。吉宗に至りて、貞享元祿以來、士風日々に衰へ、優柔に流るゝに從ひて、尙武の技術の廢るゝを慨き、大いに武備を擴張して士氣を回復せんとす、まづ武藝に名あるものを召して武を講じ、また大いに武家の故實を考證して、犬追物類聚、流鏑馬類聚、群馬奇事等を編輯せしむ。

笠原持廣、伊勢貞孟貞丈父子等古實を以て將軍に信せられ、小笠原流の弓馬の術は殊に用ひられたり。この時吉宗近習の士に命じ犬追物を稽古せしめしが、騎馬の術自由ならずして成らず。流鏑馬は室町の世既に絶え、慶安年中深川八幡の再興の如きも唯神事に用ふるのみにて、未だ此技術の再興とするに足らず。然るを元文二年、吉宗江戸近郊高田馬場にてこれを行ひ、家治嗣生の祈の爲め穴八幡へ奉納す。その他騎射賭射、打毬鞠突なども享保の頃より行はれし弓馬の遊技なり。騎射は古への馬上の三つ物流鏑馬笠懸犬追物とは式を異にし、地にさくりを堀り、その中を馬を馳せて薄板の挟物を的に立てゝ射るなり。賭射は往古朝廷に行はれしが武家に用ひられしは此時を始とす。吉宗また正月十一日、吹上苑に弓場始の式を行ひて、室町以來の舊典を再興す。放鷹は家綱以來廢絶せしが、こゝに至りてその禁を廢して自ら駒場野に鷹狩をなし、また追鳥狩をなし、或は下總の小金が原に野獸を獵りて爾來習をなし、或は隅田川砂村海に水馬または歩泳を習はしむるなど、講武の法は一として惰ることなく、柔弱の氣風もこれが爲めに漸く回復せんとせり。

寛政の前後より魯英の船艘邊疆を窺ひ、人心漸く穩ならず、幕府諸藩ともに兵備に注意せり。この頃西洋科學の研究日を追うて盛にして、從うて西洋兵制を論ずる者多し。天保年間、水野忠邦老中となるに及びて、洋法火技の精なるを知り、これを以を從來の式に易へんとする志あり。時に高島茂敦（四郎大夫長崎にあり、蘭人に砲術を學びて奥妙の域に

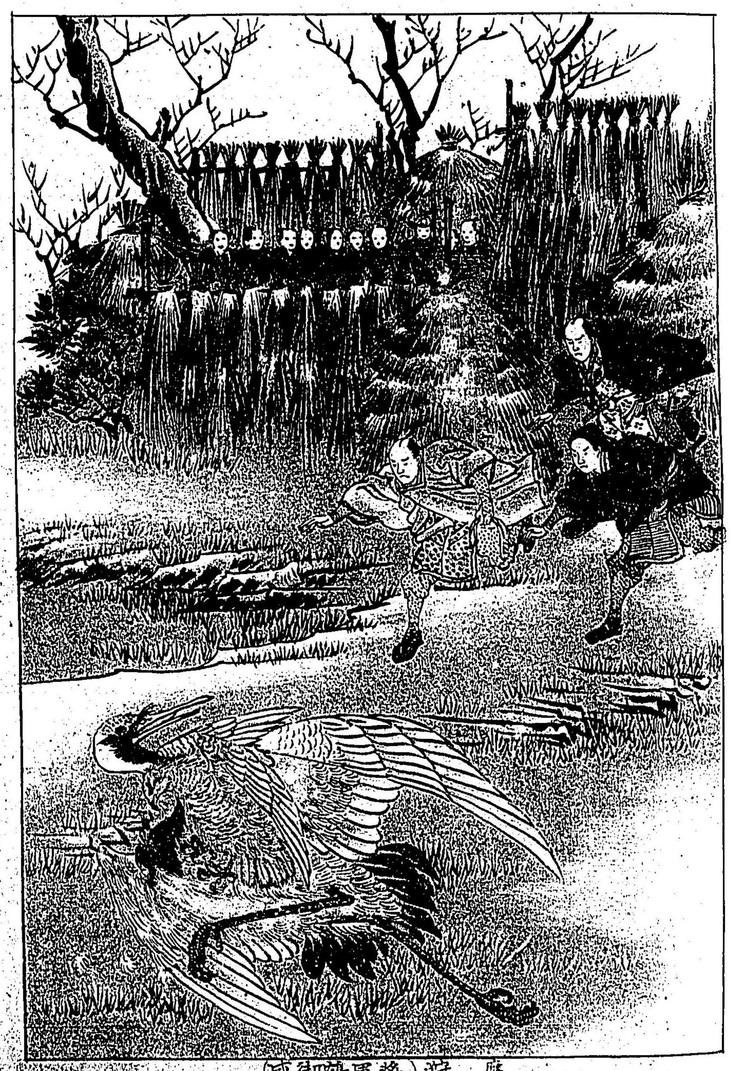

鷹狩（將軍鶴御成）

達す。幕府召して其技を試む、茂敦乃ち洋式の銃隊操練を武蔵徳丸原に教習す、忠邦衆議を排して茂敦を用ひ、また幕吏江川英龍太郎左衛門をしてこれに學ばしむ。これより舊式は廢れて行はれず、諸藩も專ら新式を練る。新式高島流の砲術を西洋流といひ、門徒頗る多きが中に、英龍出藍の技ありて、幕府の鐵砲方となり、また佐久間、下曾根の輩もろの術に巧なり。從來銃の發火には火繩を用ひしが、新式を出すに及びて燧を用ふ。安政の初め、雷銃を傳へ、文久に至りて後裝銃を傳へたり。弘化三年、肥前侯鍋島齊正は先きに築きたる長崎の砲臺は要衝を扼するに足らずとて、更に砲臺を神島、伊王島に築きて、長崎海口を扼し、洋法の反射爐を以て鐵を溶かし、銃砲を鑄てこれに備ふ。尊で幕府も大砲を浦賀に備へ、嘉永六年また砲臺を品川に築く。水戸侯徳川齊昭も武備を怠らず、梵鐘佛像を溶かして大砲を鑄る。薩摩侯島津齊彬は其臣に命じて和蘭の造船書を譯せしめ、其式に據りて一艘を造りて、大いに用ふべきを知り、大艦を造らんと請ひしかば幕府是に至りて寛永以來二百二十年持續せる大船の禁を解き、尊で長崎奉行に命じ蘭人に囑して軍艦及び火輪船を購し、船匠梶師を貢して邦人に教へしむ。安政元年幕府徳川齊昭に命じて軍制を改革せしめ、新たに軍艦を浦賀に作らしむ。長さ二十五間、幅五間、名づけて鳳凰丸といふ。また標旗を定め、白幅に赤日を畫きたるを國旗とし、白黒布相交はるを幕府の旗標とす。翌年和蘭より滊船を獻りぬ、これを觀光丸と名づく。また薩摩藩は二艦を造りて幕府に獻る、これを昌平丸、大元丸といひ、水戸藩も旭日丸を獻れり。此年幕府講武所を

小石川に構へ、鎗劍砲の三技を教習せしめ、尋で弓鎗を廢して專ら銃砲を用ふ。其四年軍艦教習所を築地に設けて海軍陣法を操練す。その頃武士の姿は講武所風とて小袖付に一文字の掛大きく、好みの大紋を染め抜きたる揃ひの木綿着物に、袴の裾高く穿ち、短き打割羽織のこれまた大紋をつけたるを着て、鎖太の長刀を閂様に指しそらして、朴下駄の厚歯を大地を破れよと踏み鳴らし、肩を聳やかし腕うちふりて、江戸の町をねるは元和寛永の昔も思ひ出だされて勇ましかりき。

斯くて後幾くもなくして維新の變を生じ、長州征討より相續いて屢々戰爭あり。當時の武士は泰平の久しきに順れて甲冑を着る術をだに知らざるものあり。中にはこれを取り出だして着するもあれど、武器專ら銃砲となりしかば戰術に一大變革を來たし、甲冑も何の功なく却つて戰場の不便開ふべからずされば輕裝を尚びて洋式操練の衣服を着る。其製は洋を學びて洋にあらず、陣股引を穿ち筒袖を被、その上に陣羽織または三齋羽織などを穿ち、頭には陣笠赤熊を被る。慶應元年幕府令して曰く、衣服は陣羽織筒袖裁附なども輕便なるものを取り交へて用ふべし、但し卸かけなど洋製に混ずべき者は用ふべからず、道中は打割羽織を着るも妨なし、鎧直垂は自ら過美に流るゝものなれば用ふべからずと。西洋操練の法を傳へてより、我國の武具は實に未曾有の大變遷をなせりといふべし。

江戸季世講武所風

武士の調練（安政年代）

江戸泰世兵士の服装（慶應年代）

第十一章　歌舞音樂及び諸興行物

第一節　音曲

琵琶者が琵琶を彈じて平家を語ることは室町以來漸く衰へ、殊に三絃の傳はり淨瑠璃の盛なるに及びては、これが爲めに壓せられて微々として纔に形を存するのみ。されど武人はなほこれを喜び、屢々琵琶法師を招きて平家を語らしむ、九州殊に薩摩の邊には古風を存じて、此時代を終るまでも琵琶法師の末流に琵琶を弄することを絶えざりき。また琵琶法師の末流にて地神經讀とて琵琶を彈じ經文を師して竈の祓をなす乞丐の徒あり、その師する所の佛說地神經は極めて鄙俗なるものなり。

說經、祭文　說經はもと僧侶の佛事供養に佛法を說くをいへり。平安の世既に緇徒の和讃を作りて因果應報の理をあはれに歌ふことあり、これより鉢扣などいひて和讃を誦ひて世を渡るもの多く、室町の世に至りては說經といふ一派のうたひ物を出だし、神佛の靈驗社寺の緣起などを人の感ずるやうに節つけてうたひたりき。慶長の頃の說經師は十德を着長柄の傘をさし、竹鉦を摺り、街頭に立つてうたへり。かくて三絃の行はるゝに及びて、此樂器に合はして說經讃語と稱し、芝居をたつ。京四條河原に日苔八大夫、說經與八郎、江戸堺町に天滿大夫、江戸孫四郎等の說經座あり。寛文以前は京にては淨瑠璃未だ盛ならず、多くは說經、歌念佛を弄べり、歌念佛も說經の類なり。その後說經も次第に色

惰なををうつして淫靡の體になりゆきしが、淨瑠璃の盛なるに至り、これに壓せられて、享保の末には廢れて僅かに祭文、門說經なをに名殘を止めたり。說經源氏節といふものあるもこれが末派ならん。

祭文は此時代の初めには山伏のすることにて、その歌、神佛故人を祭る體なるが故に此名あり。その頃は錫杖を振り、小き法螺貝を吹き響かし、これに合はせて祭文をよみしが、後には說經の節を加へ、小唄を交へ、三絃に合はせてうたふに至れり。これを歌祭文といひ、多く鄙俗の間に行はれたり。蝶浮れ節といふも蓋し此より出でたるものなるべし。門說經は胡弓を彈き、竹鼓を摺りて人の門前に立ち物を乞ふ者なり。讀賣は世上の珍事奇聞を歌につくり淨瑠璃に作つて、つれ節に讀みて街上を賣りあるくものなり。

（祭文）

懷胎十月胎內さがし

はらひ淨め奉る、のほく、しもに四大天王あり。それ人間の其中にきはさまくに別てをも、おなじ雲井の影清し、善惡二つの心ゆゑ、神とは祈るもわが心慈悲を施す心をば是を名づけて佛とも、いづれさまよふ人々よ、とても此世は假の世に、啼かぬ鶯の聲聞けば、生まれぬさきの父戀し、夢幻と過ぎくらす昨日の人は夢となり、今日は假に生を得て、夕暮待たず散りはつる、心あかしの紅葉川早くもかはる此世なり。いでや人間一生の其中に、母の胎內苦めて、五體殘らず授かりて、わづか此世に生れくるいでや胎內十月の物語、一々かたり申すべし、抑々初月はあら有りがたや不動明王の岩間を踏めよと守らるゝ、二月めになり行けば、藥師如來のうけたまふ三月めに及んでは、文殊菩薩の守らるゝ、四月めに移りゆく、普賢菩薩の守なり。五月めに入りては、地藏菩薩の守にて、うきそひまはる腹帶や、慈悲忍辱とつきたてゝ、柔和の姿を造らるゝ、六月めに數へ行く、大悲觀世音の守なり。九月めに移りては子やすく平かたかれと勢至菩薩の守なり。きのふけふとかぞへきて、あたる十月にさだまりて、諸人あいけう有難や、愛染明王守らるゝ、扨とや人間一代二十五ゐの其中に、人よりすきものもなし、佛性をそなへたり。かゝる貴き身を持ちて、何とて後世をねがはくを、父の恩は高山、母は深き海とかや懷胎十月の物語くはんしやうすゝしめ奉る。來るまじきはあくんくるしの災難は崇をなすとも、親子息災延命諸願成就敬つて申す。

淨瑠璃　淨瑠璃は既に室町の季世に於て行はれたりき。平家をもとゝして幸若舞の歌曲を加へ、說經節を交へなどして作りしものなるべし。俗傳には織田信長の侍女小野通の君命によりて、源牛若丸が三河矢矧の宿の長者の娘淨瑠璃姫に忍び逢ふことを十二段に述作して、淨瑠璃物語と名づけたるに始まりきといへど信じ難し。その以前より既に瞽者の扇拍子にて語り、三絃行はれて後はこれに合はせて曲節を作りたるものと見ゆ。慶長年間、盲人澤住瀧野の雨檢校三絃に巧みにして、これを淨瑠璃に合はせて彈きたるより、大いに世にもてはやさる。其門下に京師に目貫屋長三郎といふ者あり、西宮の

傀儡師引田氏をして人形を操らしめ、其藝に合はせて淨瑠璃を語り出だしぬ、これ操芝居の濫觴にして禁闕に召されて、後陽成帝叡覽の榮を得たり。かくて淨瑠璃は日を追うて盛になり、其曲節も世を經るに從うて變遷せしが、なほ元來の三絃はなくて扇子にて拍子とる風は、仙臺淨瑠璃與淨瑠璃なぞゝして僻遠の地に遺りたり。

初めは淨瑠璃を語るもの男のみにあらず、慶長の頃、京四條河原に鎌田政清、かうの姫、阿彌陀の胸割なぞいふことを語る女あり、文字南無右衛門、左門、よしたかなぞ其頃世に聞ゆる女大夫なりき。寛永の季歌舞妓に女を禁せらるゝと共に淨瑠璃にもこれを停められ、これより此技を以て業とする女は久しく絶えたり。寛文の頃江戸吉原の遊女にてれをよくするものありしが、職業とせしにはあらずされど享和三年よりまた女義大夫といふもの世に出で來りぬ。常盤津、富本なぞには婦人のこれを教へて家業とするもの多かりき。

江戸にて淨瑠璃の行はれしは澤住、瀧野の弟子に薩摩淨雲といふものあり、寛文、正保年間の人にして始めて東に下り、新作を綴りて一派の曲を語り出だせるに起る、是までは端淨瑠璃のみなりしが、淨雲より段淨瑠璃は始まれりといふ。その後を受けたるものまた薩摩と稱したり。當時淨瑠璃を語るもの受領して天下一と稱せしが天和中、幕府これを禁じたり。淨雲の門に櫻井丹波掾、杉山丹後掾あり、丹波掾より金平節は出で、丹後掾の子肥前掾より肥前節は出でたり。なほ延寶に薩摩土佐少掾が土佐節を出だせる、元祿に虎屋永閑が永閑節を出だし、薩摩外記が外記節を出だせる、寛保延享の交、大薩摩主膳大夫が大薩摩を出だせるが如き、何れも淨雲の流を汲みたるものなりき。その後肥前掾の弟子江戸半大夫、肥前節を和らげて半大夫節を創め、其門人十寸見河東最も技に巧みにして半大夫節を和らげて河東節を出だす、河東は享保年間の人なり、その子孫連綿として河東を稱し、江戸の一名物と呼ばれたり。

概するに江戸に於て薩摩淨雲及びその門流の語ひし所の淨瑠璃は、多くは古代の物語を題目として忠孝武勇のことを述べ、頗る幸若舞などの歌に似て、與俗の語少く、木偶にも古風の裝束を着せ、三絃の手も繁からざりき。殊に關東尙武の氣風は自ら淨瑠璃にもあらはれ、櫻井丹波掾父子の如きは勇力無雙の坂田金平を作り出して、只管強きことのみを語れり。元祿の頃より次第に時樣に投じて鄙俗に近づき、河東節の出でゝよりは曲節和らかになり、長く語をひきて大いに淫聲に近づきたれど、猶ほ優美なるかた多かりき。』

京坂にては寛文の頃、淨雲の徒弟虎屋源大夫が上京してその藝を弘めしより淨瑠璃再び流行して常芝居も出來たり。その門下に伊勢島宮内、山本土佐掾井上播磨掾等あり。土佐掾は角大夫節を出だし、その門人岡本文彌は文彌節の祖たり。播磨掾は江戸萬歲の調を交へて播磨節の一流を創意し、大坂の操座にて新十二段、その他數種の新曲を興行す。

從來の淨瑠璃は六段のもの多く、江戸にては寶永正德までも尙ほ古風を失はずして、土佐掾、和泉大夫等が淨瑠璃皆六段なりしに、上方にては播磨掾より五段に約め、延享二年、

竹本座にて語れる夏祭浪花鑑より世話もの九段續は始まれり。播磨掾と同時に京師に宇治加賀掾あり、宮内の門より出で、謡曲の音節を和らげて一流を創む、これを加賀節また嘉大夫節といへり。播磨掾の門人に竹本義大夫あり、筑後掾と稱す、播磨節の長きを約め、加賀節の短きを伸ばし意を凝らして一流を立つ、貞享二年、大坂道頓堀に於て操座を興行し、正徳に至るまで凡そ三十年、淨瑠璃百六十餘番を操にかけて語る、これを義大夫節といふ。筑後掾の門人に豐竹越前掾あり、技に熟することと師に讓らず、元祿十五年道頓堀に於て別に操座を設け、新作の淨瑠璃を語り出だす。これより義大夫節二派に別れ、竹本を西といひ豐竹を東と名づけ、東西互に勵みて甲乙を爭ひしかば、操の技益々繁盛して此一流終に天下を風靡するに至れり。

淨瑠璃曲の作者は初めは專業とするものなく、淨瑠璃大夫、歌舞妓役者、俳諧師、若くは遊人粹客が作りたるもの多かりき。江戸にて岡清兵衛が櫻井丹波掾の爲めに金平節の淨瑠璃を作りたる、北條宮内が大薩摩に於ける、塚原市左衛門が半大夫節に於ける、稍々これを專職としたるが如し。上方にては貞享の頃、大坂に俳諧師井原西鶴が暦、凱陣八島などの淨瑠璃を作れるあり。これに次いで近松門左衛門の出でしより竹本、豐竹兩座に淨瑠璃を作るを專業となすもの彬々として輩出す。門左衛門初め京にありて宇治加賀掾、井上播磨掾等の爲めに淨瑠璃を作りしが、元祿三年、大坂に下りて竹本座に入り、筑後掾の爲めに始めて出世景清を作る、また曾根崎心中は世話淨瑠璃の始めなり。國姓爺合戰、

雪女五枚羽子板、曾我會稽山なども最も喝采せられ、よく人情の微を穿ち著作の數百餘番の多きに至れり。世呼んで斯道の宗とす。尊で竹田出雲掾竹本座の座元となり、享保の頃より淨瑠璃を作る、佳作多きが中に假名手本忠臣藏、菅原傳授手習鑑の如きは三好松洛、並木千柳との合作にして絶世の名文と稱せらる。なほ竹本座の作者に三好松洛、錦文流、文耕堂、吉田冠子、近松半二、竹田小出雲、並木千柳等あり、豐竹座に紀海音、西澤一鳳、爲永十郎兵衛、並木宗輔、並木五瓶等ありき。

元祿寶永の頃京師に都一中あり、山本土佐掾の流を汲み、別に一流を出だして、專ら和らかなる淨瑠璃を語れり、これを一中節と稱して大いに世に行はる。其門人に宮古路豐後掾あり、江戸に下りて享保十九年、堺町中村座にて喝采を博す、これを國大夫節、宮古路節、または豐後節といふ。此年また越前掾の門人豐竹肥前掾江戸に下りて義大夫節を傳へ、豐後節とともに行はれて、東都その風に化す。就中豐後節は男女の心中道行などを題目とし、悽愴なる聲を發して淫靡のさまを語りしが、世の風潮に適ひて、貴賤ともにこれを喜び、武人も豐後節の會を催し、遊士は淨瑠璃大夫の風を摸して、柔弱なる裝をなす、文金風即ち是なり。

かくて心中、欠落、不義放埒の沙汰世に多かりしかば、元文四年、幕府豐後節を禁ず。元文の初め、豐後掾の弟子殿河屋文右衛門京より江戸に下りて豐後節を語りしが、此制禁の出づるに及びて、名を常盤津文字大夫と改めて自ら一派をなす、これを常盤津節と稱し、文

浄瑠璃大夫略系

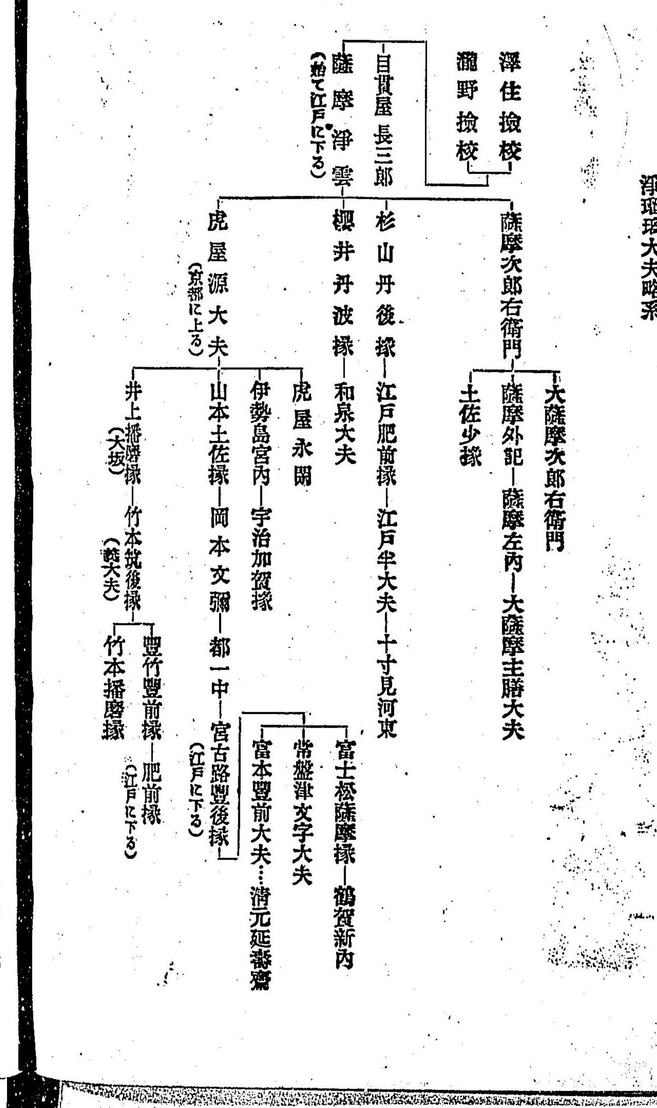

句曲節に注意し、野鄙の風を去りて稍々高尚に赴きたりと雖も、終に豊後節の真味を脱する能はず。寛延中、文字大夫の門人に富本豊前掾あり、常盤津より富本節を出だし、浄水延壽またこれより分れて一派をなし、文化中、其子延壽に至りて浄元を稱したり。これよりさき、延享中豊後掾の門に富士松薩摩掾あり、鶴賀新内これに學びて新内節の一派を創めたり。

以上を浄瑠璃沿革の大略とす。初めは幸若舞に近く說經に類したるものにして、その後次第に變遷して時流に傾き、江戸の金平節、土佐節、上方の文弥節なども何時しか古めかしとて衰へて後は、義大夫節大坂に牛耳を執り、豊後節一たび禁せられしかど、時好の投ずる所常盤津、富本、浄元、新内なども、名を改めて江戸に覇權を握り、以て明治の今日に至れり。

浄瑠璃は多くは木偶を操つり、これに合はせて語る。初めは橋の詰、河原などに竹垣結ひ廻らし、藁莚葭簀を張りてその中に假舞臺を設け、見物人は土の上に蓙毛氈などを布き、または直ちに芝の上に坐りて觀及び聽きたるものなり、故に芝居の名あり。その後次第に定座を設けて舞臺道具ともに結構を盡くすに至れり。今てゝに浄瑠璃操座の構造を略述せんに、其式正面に舞臺を設く、横の長さ五間、矮欄を構へ、上下に幕を設け、上段の幕は木偶を操つる者の顔を隠すためにす、故に顔隠しの稱あり、幕の内を幕屋と稱し、また舞樂の樂屋に准らへて樂屋ともいふ。舞臺の前左右には高く床を架す、これを檢校と云

ひて觀客こゝに技を觀る。外門は鼠木戸といひて多くは門口を狹小にし鼠の竇に入るが如くす。其傍に札賣場あり。鼠木戸の上の屋根には井樓を上ぐ。これを櫓といひ早朝こゝにて大皷を鳴らして客を招き歌ひ、櫓は特許を得たるものゝ外漫りに上ぐることを得ず。淨瑠璃を語るもの、三味線を彈くもの、木偶を操つるものは倶に舞臺の後樂屋のうちにあるゆゑ觀客には見えず。初め人形には足なく、裾より手を差しこみて使ひしかもそは土製にして、幕も紙製のものなりしを、薩摩淨雲より木偶に易へ、鼠木戸の上に紫絹の幕を張りたり。その後貞享の頃宇治加賀掾が京にて世繼曾我を語りしとき、朝比奈義秀の木偶に始めて足を付けしより、諸流ともにこれに倣へり。元祿十一年竹本座にて本海道虎が石を語れる時、紙子手摺といふことを仕出だして、木偶の使ひ樣を觀せ、また衆語りを翻む、操芝居に舞臺を設くるは此時より起れりといふ。元祿十七年同座にて曾根崎心中を語りし時、傀儡師辰松八郎兵衛始めて木偶の出遣ひをなし、手摺を放れて無量の手段を盡くす。八郎兵衛のち江戸に下りて辰松座を建てたり。正德五年竹本座にて國姓爺合戰を語るこれより先きすべて淨瑠璃の段短く、間の物にのろま人形の道化或は機括あること、なほ狂言の能樂に於けるが如くなりしが、この時よりその事なし。享保年間に至りては木偶の眉を動かし、指を動かし、腹をふくらすなど年を追うて工夫を凝らせり。

木偶の衣裝も淨雲の頃より次第に華美に趨りしかば寛永十二年幕府ろの華奢を禁せ

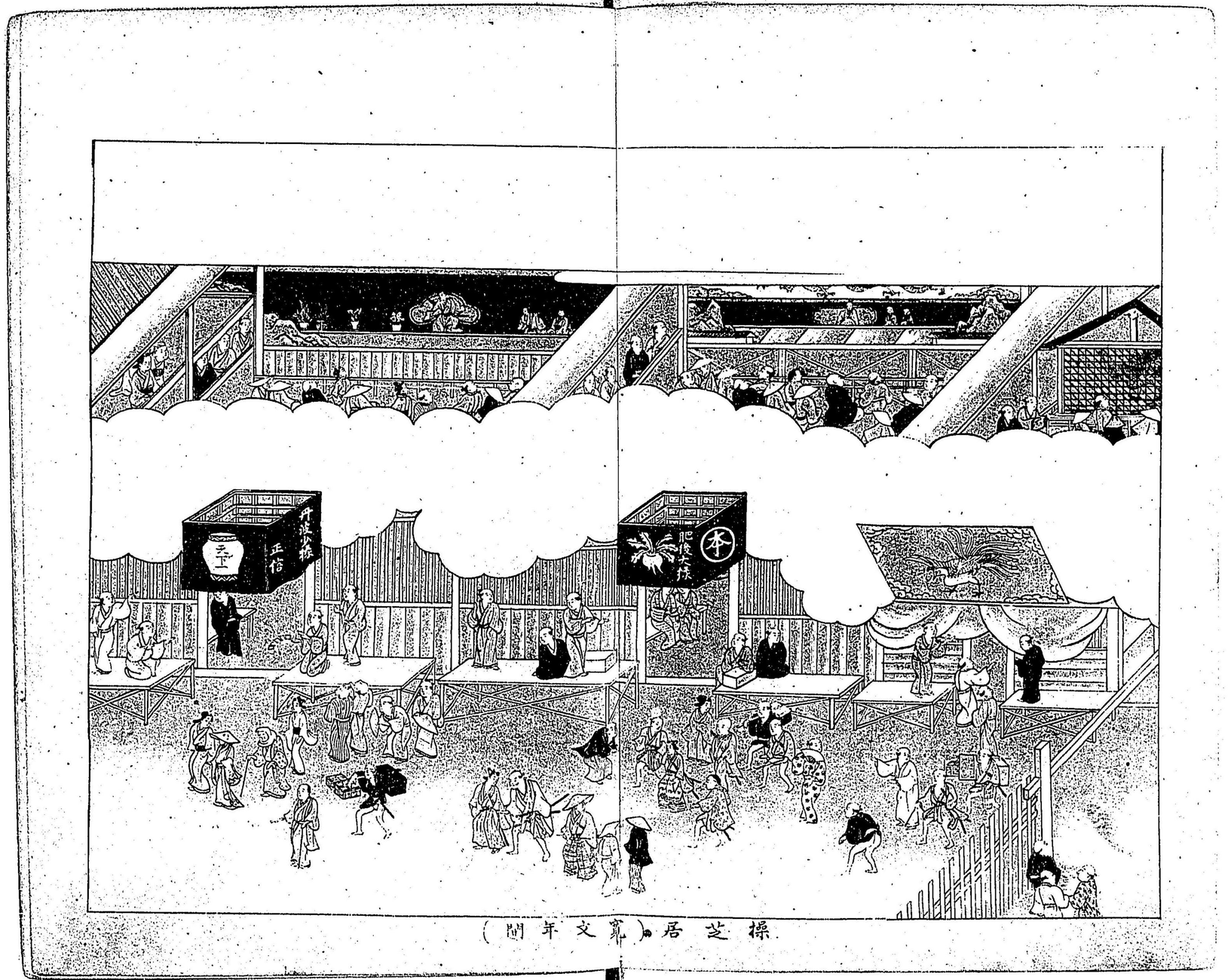

操芝居（寛文年間）

しかるも、時勢に從ひてなほ能屋に赴き、わきて竹豊兩座が優劣を競ふに及びては、縮緬、緞子、繻子、金襴などの美を盡くしぬ。初めは鎗泥の摺込模樣、女の服は紅の表に淺黃の裏にて事足りしを、斯く驕奢に赴きたるは驚くべきにあらずや。道具も初めは黒幕を垂れ山籠を釣りたる簡畧のものなりしに、後には金額を輝かし、數寄屋懸の體を作り、享保六年より張抜の山を作りて細かに凹凸の狀を顯はすに至れり。

機械(からくり)幷びに子供狂言は、萬治の頃、竹田出雲操京にてこれを興行し、寛文二年、始めて大坂に下りてその座を立て、享保十一年に座元の名を竹田近江と改めたり。延寶の頃、京に山本土佐操あり、山本飛騨操に手妻人形を使はしめて、淨瑠璃を語れり。手妻人形は南京操(なんきんあやつり)ともいひ、木偶に多くの絲を付けて、上より釣りてつかひ、また機括細工をも用ふるものにして、飛彈操殊に其技に妙なりき。江戸にても貞享の頃、既に此技行はれ、葺屋町にて牲みからくり芝居を興行したり。天明九年また兩國橋廣小路にこれを興行し、國姓爺の芝居などうち續きてこれありしが、文化十三年に至りて絶えたり。(淨瑠璃)

金平牛鬼責の一節（金平淨瑠璃）

是は扨置き、坂田の金平は八つの鬼に攫がれ、信濃山路のそばづたい、峯に登り谷に下り、今は白雲山につきにける。金平目を開き見てあれば、十丈の岩を切りぬき門となし、一二の木戸を通り過ぎ、奥のでんに入りぬれば、番の鬼ども際間なく、列をやつて列居たり。やつの鬼ども金平をかい抱き、大俎板にうち載せ、新らしき生肴、信濃の

姨捨山にてさらひ取り候と、大悪鬼が前に利巧顔に供へける。金平わざと物をも言はず、大俎板の其上に足踏みそらし、眼を開き、あをのきに横たはり、大王を睨みつけて扣へける。牛鬼見て、彼奴が面魂、たゞものとはみえず。それ〳〵あくそうしゆら、大けんの庖刀にて、あらを離し脊骨を三枚にれろせと指圖をなす。金平さしつたりと、大まないたをひらりとれり、さまたげ外道を大まな板に取てのせ、如何に鬼殿望の通りに脊骨を三枚にれろすべきや、さりながら彼奴は覆せて身のなければ、あれに一人もぬけて上座をはりたる牛鬼こそ、しゝむらたくさん有りげに覚えたり、彼奴をとらへ片身れろして刺身にせんと、既に立たんとしければ、大悪鬼これを聞き、いやさはのたまはぬものにてあり、われはこれ離俎のかた山に住むうし外道の大王にて、悪を好んで神代より善悪二つを争ひて、道理を妨げ非道を好み、悪心の大王なり。和殿をつく〳〵よく見れば、たゞ人とは見へず御邊が名は何といふ。金平聞いて我名を名乗りてきかすべし、日本に隠れなき坂田の金平といふ鬼取なりと、ばらり〳〵と投げければ、牛鬼これを見て、さても強き力かな、さあらば頸引いたすべし、我まけて有るならば其方大王と崇ひべし、其方まけて有るならば、我眷族となりたまへ、金平きいて尤も此義然るべしと、南蛮鍵取出し、首はきるゝとよもきれじと、牛鬼とつて頸にかくれば、坂田も同じく首に引かけ、いざまゐりぞふと、両方一度に立んと云つてそりかへれば、大悪鬼坂田に力や劣りけん、尻する〳〵と引たてらるゝ。そ

ばに有あふ外道ども、我も〳〵と大悪鬼が腰にすがる。金平見ていまだ少なし、百も二百も一度にかゝりて引れとせせゝらわらふ。あいや〳〵とひけども、此金平が動かばこそ、びくに異ならずと、鍵を外し、左右に引つけ、どうと、はなせば、大悪鬼を始め、数多の修羅或は倒れ、もんどりかへし、さかとんぼうつぶし、よこさま〳〵をつき、のつけに倒れて、腕を折り、肩をつき、つらをしがめてもみ入るは、前代未聞の大力、ひとへに坂田の金平は須弥山四天王只一人にかたまりて鬼をとらんずそのために、此世に出生ましますかと、あまたの鬼どもも頭を地につけ降参なす。坂田はやがて大悪鬼が魔道第一の賓冠奪ひ取つてひき被り、金平大悪ひりの鬼取外道と名のるべし、あしくへんじてをのれ□□□るするなと、五尺八寸の鬼切引ぬき、鬼神の頭の上を鎗を鳴らせ振りければ、無残やな牛鬼ども、今は生きたる心地もなく、胸を冷やし膽を消し、金平外道王とぞ崇めける。かの金平が有様鬼をかうむるを項王、鍾馗の精霊、多聞天も此坂田にはかなはじと怖れぬものこそなかりけれ。

玉菊追善　水調子（河東節）

ちぎれ〳〵の雲みれば、ゆふべ寝ぬ身のとけしなや、雨も氷柱もなきたくば、こらへてきてねよ伴はん、もとの平となる人に一粒添へてやる涙、殘らずとゞけみつ瀬川、この世からさへ流の身、うきねの鳥の顔ひやす、その酔ざめの夢の世にさいつさゝ、